

平成25年第3回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成25年 9月 5日 開会

平成25年 9月19日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成25年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 （9月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	6
○報告第2号の上程、説明、質疑	9
○報告第3号の上程、説明、質疑	10
○報告第4号の上程、説明、質疑	11
○報告第5号の上程、説明、質疑	15
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	18
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	57
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	67
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	69
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	73
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	75
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	78
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	83
○認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	86

○延会について	89
○延会の宣告	89

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	92
○欠席議員	92
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○職務のため出席した者	92
○開議の宣告	93
○議事日程の報告	93
○議案第6号の上程、説明、議案調査	93
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、議案調査	94
○議案第9号の上程、説明、議案調査	96
○議案第10号の上程、説明、議案調査	98
○議案第11号の上程、説明、議案調査	99
○議案第12号の上程、説明、議案調査	101
○議案第13号の上程、説明、議案調査	102
○議案第1号の上程、説明、議案調査	103
○議案第2号の上程、説明、議案調査	111
○議案第3号の上程、説明、議案調査	114
○議案第4号の上程、説明、議案調査	115
○議案第5号の上程、説明、議案調査	117
○議案第14号の上程、説明、議案調査	118
○議案第15号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第16号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第17号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	124
○請願書・陳情書の処理について	126
○散会の宣告	126

第 3 号 (9月18日)

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	128
○出席議員	128
○欠席議員	128
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
○職務のため出席した者	129
○議長挨拶	130
○開議の宣告	130
○議事日程の報告	130
○議員派遣の件について	130
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	131
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	143
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	145
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	146
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	148
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	149
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	150
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	152
○認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	155
○議案第7号及び議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	159
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	160
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	161
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	162
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	162
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	163
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	164
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	170

○議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	171
○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	172
○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	173
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	173
○選挙第 1 号……………	176
○請願書・陳情書の委員会審査報告……………	177
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	181
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	182
○日程の追加変更……………	184
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	184
○閉会中の継続審査（調査）事件について……………	189
○町政一般質問……………	191
根 津 光 儀 君……………	191
須 崎 幸 一 君……………	199
○延会について……………	206
○延会の宣告……………	206

第 4 号 （9月19日）

○議事日程……………	207
○本日の会議に付した事件……………	207
○出席議員……………	207
○欠席議員……………	207
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	207
○職務のため出席した者……………	208
○開議の宣告……………	209
○議事日程の報告……………	209
○町政一般質問……………	209
佐 藤 聡 一 君……………	209
一 場 明 夫 君……………	219
金 澤 敏 君……………	230

青 柳 はるみ 君.....	237
菅 谷 光 重 君.....	241
○町長挨拶.....	247
○議長挨拶.....	248
○閉会の宣告.....	248
○署名議員.....	249

平成25年 9 月 5 日（木曜日）

（第 1 号）

平成 2 5 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 5 年 9 月 5 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1 号 東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告について
- 第 5 報告第 2 号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第 6 報告第 3 号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 7 報告第 4 号 健全化判断比率の報告について
- 第 8 報告第 5 号 資本不足比率の報告について
- 第 9 認定第 1 号 平成 2 4 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 認定第 2 号 平成 2 4 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 3 号 平成 2 4 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 4 号 平成 2 4 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 認定第 5 号 平成 2 4 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 6 号 平成 2 4 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 7 号 平成 2 4 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 8 号 平成 2 4 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 9 号 平成 2 4 年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第 1 8 議案第 6 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 7 号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について
- 第 2 0 議案第 8 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第21 議案第 9 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について

第22 議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第23 議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第24 議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例について

第25 議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

第26 議案第 1 号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）

第27 議案第 2 号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第28 議案第 3 号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第29 議案第 4 号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第30 議案第 5 号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

第31 議案第14号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定について

第32 議案第15号 字区域の変更について

第33 議案第16号 町道路線の廃止について

第34 議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について

第35 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第17まで

出席議員（14名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
7 番	轟 徳 三 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	代表監査委員	角 田 隆 紀 君
総 務 課 長	角 田 輝 明 君	企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君
保健福祉課長	加 辺 光 一 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君	産 業 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	加 辺 茂 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
事 業 課 長	轟 馨 君	教 育 課 長	中 井 充 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 係	水 出 悟
--------	---------	------------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成25年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

今年の夏は、日本列島は連日猛暑を記録し、9月に入った現在でも不安定な気候が続き、地域によっては集中豪雨や竜巻等により甚大な被害がもたらされております。謹んでお見舞いを申し上げます。議員、執行部各位におかれましては、健康等には十分ご留意いただき、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は決算議会として、平成24年度の一般会計を初め特別会計並びに事業会計の決算を中心にご審議をいただくことになります。ほかにも、平成25年度の補正予算、条例の改正など多数の案件が予定されております。十分審議を尽くし、適切妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなろうかと思えます。町長初め執行部各位におかれましては、一層のご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） それでは、開会に先立ち町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、8月22日より各地区で開催をいたしました町政懇談会におきましては、延べ57名のご参加をいただき、町政に対する貴重なご意見、ご要望を賜りました。このご意見等、こ

れからの町政に生かしていきたいと考えております。また、議員各位におかれましても、ご参加いただきまことにありがとうございました。

さて、本定例会では、東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告についてなど報告関係 5 件、東吾妻町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてなど条例関係 8 件、平成24年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係 9 件、平成25年度一般会計補正予算など予算関係 5 件、東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定についてなどその他関係 4 件を提案させていただく予定でございます。全てを原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成25年第 3 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 1 0 時 0 0 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、4 番、樹下啓示議員、5 番、山田信行議員、6 番、水出英治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月２０日までの１６日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は１６日間と決定し、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は９月６日正午といたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。議員必携を再度確認するなどして、一般質問に臨んでいただきたいと存じます。

◎諸般の報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第４、報告第１号 東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

駅北土地地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い、公共の福祉を増進することを目的として、土地地区画整理法の規定により平成8年度より開始され、17年が経過いたしました。平成24年度は計画された工事がほぼ完成される中で、組合としては最後の大きな仕事である換地処分に向けた事業を進めてまいりました。

事業概要として、工事では稲荷城・金井線舗装工事の2,136万7,500円や、水路の補修工事264万6,000円が主なもので、合計2,494万5,900円。業務委託関係では、換地計画書作成業務が2,142万円、画地出来形確認測量業務が1,050万円、換地処分通知書作成業務533万4,000円が主なもので、合計4,368万円。事業の運転資金として借り入れた償還金が2,002万1,401円、会議費、役員報酬、職員給与、事務費、負担金などの通常経費が599万9,033円で、歳出総額は9,564万6,334円でした。

これに対する主な収入は、地積整備推進事業費補助金が720万円、金融機関からの借入金3,400万円、前年度からの繰越金が5,485万816円で、歳入総額は9,609万7,745円でした。また、負債については、保留地処分に進展がなかったため、事業の運転資金として借り入れた一部1,300万円が負債になっております。

なお、次年度への繰越金は45万1,411円でした。詳細につきましては、添付の経営状況報告書をごらんいただきたいと思います。

また、本年度も5カ年が経過をしておりますので、駅北組合の事業の状況についてお伝えいたします。

まず1点目ですが、換地処分については、去る7月19日に公告となり、換地処分が済んだことを報告いたします。

2点目は、4区画の残保留地の取り扱いですが、昨年来、駅北組合から要請のある残保留地については、換地処分直前まで販売の努力をいたしましたが、処分ができなかったため、町では最後の事業支援として7月16日付で、購入金額7,598万7,325円で、売買契約を締結させていただきました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の報告ですと、残保留地を町で買ったという話なんですが、それで間違いないですか。

それともう一点、残高が45万円ぐらい、決算の結果なっているんですけども、こういった状況の中で、ほぼこれでも最終的なものなんで、新年度関係の予算的なものは問題なく執行できていくような状況があるというふうに考えておけばよろしいんでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

まず1点目の残保留地、これは4区画最終的には残ってしまったんですが、これにつきましては町のほうで購入をさせていただくということで、7月16日付で、先ほど町長のお話にありました金額で売買契約を締結させていただきました。最終支払いにつきましては、前回6月の議会のときにお渡ししました工程表にありますとおり、10月から11月に権利移転の登記が完了します。その後、最終的な支払いをするという予定になっております。購入の財源につきましては、土地開発基金で購入をさせていただきました。

それから、一応組合のほうは平成25年度末、来年の3月解散という方向で進めておりますが、今回この保留地の町へ販売した金額によって全ての事業を完了できるという見込みになっております。

よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

たしか基金でというようなお話だったような気がしたんで、ちょっと確認をしたんですけども、そうすると、これでもうほぼ問題なく処理できるというふうに今説明があったということでよろしいでしょうか。それだけ最後をお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 6月の全員協議会でも工程表を提示させていただいたとおり、26年3月に組合は解散、その後清算人によって整理をされて、26年9月末には全てが終了するという予定になっております。

よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

あとはそうすると、ここに残金があったり、資産が多少あるんだと思いますけれども、こういうものの資金的なものは、その土地区画整理組合のほうで独自に処分していくような形で清算をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 組合の資産につきましても、26年の4月から清算手続に入りまして、当然町とも協議しながら処分もしていくようになると思います。

よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 1点お尋ねしますが、町が購入した4区画ですが、今後の見通しというか、方針のようなものがありましたらお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 購入した土地につきましては、公共事業の代替地等、もしくは一般に公売するような形も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき別紙のとおり提出いたします。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として事業を進めてまいりました。平成22年度からは中学生以下のお子さんのいる購入者に対する割引制度の導入や社団法人群馬県宅地建物取引業協会と住宅用地分譲に係る顧客紹介に関する協定を締結するなど、田野原団地2区画、舞台団地2区画の残地販売促進に努めてまいりましたが、売却をすることができませんでした。

平成24年度決算は、収益的収支におきまして収入1,551円、支出8万4,463円となり、8万2,912円の損失となりました。今決算においては、歳出における大部分が理事会開催に伴う理事、監事への報酬によるところとなっております。また、資本的収支につきましては、収入、支出ともに6,000万円となり、借入金の借り換えのみでした。

なお、平成24年3月に開催をされた東吾妻町土地開発公社理事会において解散の同意をいただき、平成25年3月の東吾妻町議会において解散の議決をいただきましたので、現在、解散に向けた事務を進めております。近日中には群馬県知事から解散の許可が出る予定となっております。

以上簡単ではありますが、東吾妻町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、以上で本件の報告を終了します。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について提案理由の説明を申し上げます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は町が資本金の50%に当たる500万円を出資し、平成6年3月に設立をいたしました法人でございます。友好都市である東京都杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営移行後、平成24年度はその11期目となります。

平成24年度の集客実績は、宿泊者が1万2,540人、日帰り利用者が1,677人で行いました。東日本大震災に伴う被災者の退去後、営業再開をグランドオープンと位置づけ、広報を行ったものの、一度利用者の流れがとまったことが集客に大きく影響を及ぼす結果となりました。

事業収支関係において、売上高は1億4,156万5,844円、販売費及び一般管理費については1億3,336万2,744円となっておりますが、群馬県が除染対象地域になったことによる観光業者の損害賠償が請求できることとなり、当該賠償請求を行い、4,095万8,664円が平成24年度中に入金となりました。その結果、純利益1,756万3,191円、当期末の未処理損失は4,614万5,644円となりました。当期は前期に比べ大幅に黒字額をふやせましたが、これについては東京電力からの損害賠償金によるものであります。未処理損失を考えると、まだまだ厳しい経営環境にあり、社の経営体制、経営改善策の検討を引き続き行い、杉並区とも連絡調整を密にしながら、出資者として町のモニタリング体制の強化を図ってまいります。今後もさまざまな方面から皆様のご支援を賜りますことをここにお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了します。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第4号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回、ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成24年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、全年度と比較すると1.4ポイント改善され、3カ年平均値で13.9%になりました。比率が改善された要因といたしましては、元利償還金の減額と標準税収入額等の増が主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、町の地方債残高のほかに債務負担行為による債務残高、一部事務組合における地方債残高のうち、町が負担すべき残高、職員等の退職手当負担見込額など将来への負担の程度を指標化したものでございますが、前年度と比較すると19.6ポイント改善をされ、99.6%となっております。地方債残高と公営企業会計への繰出金の減額、財政調整基金及び庁舎建設基金の積み立てにより改善になりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。引き続き財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町の健全化判断比率、改善に向かっているということは評価できることだと思いますけれども、参考までにちょっと確認したいんですが、企画課長に聞いたほうがいいですかね。実質公債費比率と将来負担比率、ちなみにあれですかね。県下の状況を見たときに、今までは例えば将来負担比率は県下で一番悪かったりというような事情があっ

たんだと思いますけれども、その辺の位置づけというのはどのように変化していますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ご質問なんですけれども、今現在、県のほうで取りまとめをしているところでございます。そんなものですから、24年度決算についての状況については、そういったことございまして、これが公表されてお知らせできるようになりましたら、お知らせをしたいというふうに思っておりますけれども、かなり好転はしてきておりますけれども、劇的な順位の変動、そういったものについてはちょっとどうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 県内でどの位置かというのはあくまでも参考に聞いたんですけれども、まだ出ていないということのようなんですけれども、今企画課長がおっしゃっているように好転はしてるんだと思いますけれども、その辺の、何て言うんですかね、正直なところ、やはり同じ県の中で、市町村レベルで財政運営、当然していますので、そういった中で、この間の婦恋が新聞で14.幾つと、実質公債費比率ですか、それで許可団体から脱出したというような記事がありましたけれども、その数字を見ると、多分それに次ぐぐらいのところにいるのかなというのが何となく想像つくんですけれども、全くその辺のところの位置づけというのは、あれですか。企画としては抑えていないんですね、現時点では、じゃ。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 非常に関心のあるところで、担当を通じてどのような位置にいるかを把握をするようなことはしておりますけれども、現状の中ではまだ県のほうの公表がないということなものですから、どのくらいの位置にいるかというのはちょっとよくわからない状況でございますけれども、多分、婦恋も先日前の新聞では14.5だと思いますけれども、そういった実質公債費比率というのが出ておりますから、どこも改善されているということを想定しますと、順位的にはそんなに変わらない位置なのかなという感じがしておりますけれども、若干の期待は持っております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

またデータが出た時点で、議員各位の関心のあるところだと思いますので、お配りいただ

ければと思いますけれども、最後にそれだけお願いして質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） お尋ねします。

実質公債費比率、それから将来負担比率とも改善しておるということで喜ばしいことだと思います。これは例えば実質公債費比率を見ると、3年間の平均ということで、1年急によくなったからといって目覚ましくということではないと思うんですけども、もう25年度が半分経過いたしますけれども、この比率というのは、24年度を締め切った後にある一定期間を置いて実績が出てくるという形なんですけど、25年度の公債費比率、それから将来負担比率のさらなる改善に向けての主要な施策等を考えていることがありましたらお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 実質公債費比率ですとか将来負担比率の向上につきまして、基本的には借りる額よりも返す額を多くしていく、そういったことが基本になるかなというふうに思っておりますけれども、事業を展開していく上でどうしても必要な財源につきましては、起債を借りてそれに充てていく、そういったことも必要になってくると思うんです。ただ、その場合においても、常に最初につきましてはいい補助金を確保する。その次は有利な起債をそれに充てていく。過疎債等はいいいんですけれども、どうしても償還年数が短いということになるとある程度集中するというものがありますので、そこら辺も考慮しながら、全体的な財政の中で考えていきたいというふうに思っておりますので、これが特効薬だと、そういうものについてはなかなかここで申し上げることはできません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） わかりました。

町の財政を語るときに町債残高の話がよく出ます。そうすると、いかにして町債残高を減らしていくのかという話が必ず出るとは思いますけれども、そういう中で、先ほどいろいろ施策をお聞きしましたけれども、約155億円の、全体で町債残高があると、そういうことを見ると、町の財政は非常に厳しんだぜというのが町民の皆さんの受けとめ方だと思います。

そういう中で、今お話がありましたけれども、町民の皆さんに財政健全化、財政規律、健全化っていうんですか、それに向けて町はこういうことを積極的にやっているという形で、

見える形でその努力を町民の皆様にお知らせ願いたいと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 財政状況ですとか、そういったものにつきましては、現在も広報等を使ってお知らせをしているところでございますけれども、さらなる改善に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、報告第5号 資本不足比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第5号 資本不足比率の報告について説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長にお尋ねしますが、資金不足比率は発生していないと、数字が出てこないということなんですけれども、現実的には一般会計から繰り入れをすることによって、この不足が出てこないという現実があるんだと思いますけれども、これが出てこないがゆえに、何て言うんですか、監査委員の方等から何らかの指摘というのがなされたかどうか、それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

なぜかという、議会で例えばこういう企業会計、総務建設常任委員会に付託されて、予算等が付託されて議会で決定していくんですけれども、そういった折に、やっぱり一般会計からの繰り入れというものを極力減らすようにということで常に、何て言うんですか、そういう指摘がなされています。そういったものが現実には改善されない厳しい部分があるんだと思いますけれども、そういったことを考えていくと、何て言うんですか、議会とすると、そういうものを求めています。それに対してそれがどういう形で今後、何て言うんですか、減らせるように努力していくとか、そういうものの考え方というのを町長からちょっと示していただければと思うんですけれども、先ほどの監査委員の指摘も含めて2点ちょっとお願いしたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 監査委員さんからのご指摘の点は、これにつきましてはございません。

しかし、一般会計からの繰り入れにつきましては、今後もそれぞれ担当分野におきまして繰り入れのないよう努力をしてまいるといふ所存でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

監査委員はこのデータが適正かどうかを判断しただけだというふうに、多分後ろの書類を見ると書いてあるんですけれども、月例の監査とか、そういったところの指摘というのは全くなかったというふうに理解しておけばいいのかなと思いますけれども。

町長に聞いたかったのは、これから努力していきますというのはわかるんですけれども、やっぱりどこかで具体的にこういう形をしていかないとというものを持っていらっしゃらないと、これはいつまでたっても同じことの繰り返しをしていくんだと思うんです。なぜかという、供給人口ってどんどん減っていくんだと思いますから、それに対して維持費が当然ふえてくる状況が仮にあるとすれば、これはどんどん悪化していくんです。実際にはここに表になって数字は出ないんですけれども、その分、一般会計が圧迫されているという現実があ

るわけですから、先ほどの財政が厳しい状況を考えて、やっぱり町長としてしっかりそういう考え方を持って、原課と相談をして、こういう形で改善していくんですよというものをやはり示してほしいなと思うんですけど、全くないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、各事業の歳出等を積極的に見直しまして、削減をして繰入金の額というものを少なくするよう努めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

努めていただくのはぜひお願いしたいと思うんですけども、何でもかという、これは企業会計とかそういう部門になるんです。企業会計というのは企業として基本的に独立採算でやらずにちゃいけない。だから厳しく言っているんです。わかりますかね。だから、要するに厳しいのはわかるんです。こういうそんなに規模の大きい町村で、そんなにもうからない、水道事業とかライフラインの部分に当たる部分でもうからない部分はあるんだと思いますけれども、それでもやはり企業会計でやっている以上は町からの一般会計とはいえ、補助金という形を受け入れないで運営していただけるようにするのが大原則なんだろうと思います。その辺のところをもうちょっとシビアにとらえてほしい。そういうふうに思っているんですけども、少なくとも総務建設常任委員会の中でいろいろ議論するときに、上下水道課長さんは少なくともそういうものも踏まえてこれから努力しますというようなお話をいただいていますけれども、町長のどうも答えは返ってこないと思いますので、課長はあれですかね、少しその辺のところを研究して、これからこういうものを職員とやっていってというようなものも研究しているという実績は出ていますか。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 予算を立てる段階において試算をしていくようにという委員会でもそういうお話がありましたので、今検討をしているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。前向きに、ぜひ検討していただきたいと思います。

なぜかという、さっき言ったように、予算を議決するときに附帯事項がやはりついているんですね。そういったことを考えると、どこかできちんと努力していかないといけないんだと思います。ふれあいの郷の温泉センターなんかがありますけれども、もうある意味、最

初から、何て言うんですか、5,000万円、6,000万円足りないような予算を組んで運営している実態があるわけです。普通考えれば、企業会計でもってというような話もあるんだと思いますけれども、それは一般会計なんで表になかなか出てきません。でも、こういったものはもうはっきり企業会計としてやっているわけですから、その辺のところのシビアさというのはやはり、ぜひ町の執行部にしっかり受けとめていただいて、改善していただくようにご努力いただきたいと思います。

特に、上下水道課長、これから頑張ってくださいそうですね、期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 一般会計からの繰り入れを減らすと、あるいはなくすという方向の中で、歳出の削減というのはある程度限界があるのかなというふうに思います。そうすると、歳出を減らして歳入を増やすというのが一般的な考え方だと思いますけれども、水道事業で歳入をふやすということになると、水道料金ということになると思うんですが、水道料金体系の見直しというのは議論されているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 歳入をふやすために料金を引き上げることが考えるんですが、現在のところ、料金の引き上げについては協議はまだされておられません。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、認定第1号 平成24年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成24年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額84億8,948万9,699円、歳出総額81億2,878万9,711円で、歳入歳出差引額の形式収支で、3億6,069万9,988円の黒字となりました。そのうち繰越明許費に係る翌年度への繰り越すべき財源が4,923万8,000円ありますので、実質収支額は3億1,146万1,988円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額ですが、前年度に比較して3.3%の減、額にいたしまして2億9,023万3,679円と大きな減額となっております。

歳入の内訳は、町税では個人町民税は前年度比0.1%増と微増でありましたが、法人町民税は企業収益の悪化により前年度比28.8%の減となり、約5,000万円の減額でした。固定資産税では、前年比2.5%増、約2,500万円の増額でした。町税全体では19億912万8,950円となり、前年度比1.8%の減となりました。また、地方交付税は地方財政対策等により、32億5,751万6,000円で、1.8%の増となりました。町債は、臨時財政対策債は3.8%の減でしたが、過疎債のソフト分等がふえたため、全体では6.1%増、4,480万円の増額となりました。その他の歳入では、国庫支出金の地域活性化・きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金や社会資本整備総合交付金等が減となり、前年比40.8%の減、金額にいたしまして約2億5,200万円の減額となっております。繰入金では、公共施設等整備基金繰入金が原町中学校用地購入事業が終了したため、大きく減額となっております。

このような中ではありますが、総合計画の実施計画と予算の内容について整合性を図りながら、東吾妻町の将来を見据えた財政運営により、各種事業を実施してまいりました。

歳出決算額は前年度に比較して2.2%の減、額にいたしまして1億8,596万7,679円の減額となっております。

主な事業といたしましては、総務費の総務部門では、23年度に引き続き庁舎建設基金に3億円の積み立てを実施をいたしました。

企画部門においても、合併市町村振興基金積立金として2億円を積み立てております。

ダム対策部門では、岩島・坂上地区等においてダム事業について協力をいただくための説明会を開催いたしました。また、ハッ場ダム水源地域整備事業のふれあい公園整備が中心部の整備工事等が終了したため、大きく減額になりました。また、公園の一角にある吾妻峡温

泉天狗の湯はオープンから3年目を迎え、地域住民福祉と観光客等の利用促進に努め、入館者総数は前年対比4%と増加しております。

温泉事業部門では、あづま温泉「桔梗館」を指定管理者制度へ移行し2年目になり、民間ノウハウを生かした事業展開を行っております。

民生費においては、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実・強化に努め、事業を実施いたしました。老人福祉費において、地域に密着した介護拠点を整備するため、介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームであります。事業者の公募を行い、補助金を交付し、事業実施をいたしました。また、旧町民センターは、都市計画道路建設に伴い補償の対象となり、デイサービスセンターは町社会福祉協議会で、社協事務所は東吾妻町でそれぞれ建てかえました。

衛生費においては、誰もが生涯を通じて健康を保持していくため、「健康寿命」延伸という目標を掲げて、各種事業を実施いたしました。保健衛生では、今年度から原町赤十字病院運営費助成金が特別交付税の対象になることから、吾妻東部3カ町村で助成を行っております。また、共同霊園事業につきましては、あづま共同霊園で区画増設工事を実施いたしました。新たに29区画が増設されたことにより、あづま共同霊園の24年度末の残数は35区画となりました。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導入いたしました。農業体質強化基盤整備事業や小規模土地改良事業を実施いたしました。

商工費では、商工業の振興のための事業として、小口資金融資事業や各種利子補給の実施及び企業誘致奨励金の交付、また勤労者生活支援から住宅新築改修補助金の交付を行ってまいりました。

土木費におきましては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。都市計画関係では、街路事業で土地購入や補償費の事業を実施いたしました。町営住宅では、町営住宅の維持管理及び施設修繕を実施をいたしました。

消防費では、町民の身体、生命、財産を守るため、消防防災施設の整備と装備の充実を図り、火災、災害、捜索などに出動するとともに、火災予防運動として春、秋の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。また、吾妻郡消防ポンプ操法大会の小型ポンプの部で、第6分団第2部（岡崎）が優勝し、県大会も準優勝に輝きました。

教育費では、優れた知力と豊かな人間性及びたくましい心身を備えて、国際社会に生きる

日本人を育成することを目指して、教育行政を推進してまいりました。学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子供たちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を進めてまいりました。平成24年度の主な事業といたしまして、原町小学校校庭整地工事及び太田中学校県道拡幅による補償工事等を実施いたしました。

社会教育関係では、生涯教育を推進するため各種事業を実施してまいりました。

文化財保護事業では、「岩島の麻」のさらなるピーアールのため、群馬県東吾妻町、徳島県藍住町、滋賀県愛荘町との三町合同企画展「麻・藍・布」の第4回を東吾妻町で実施いたしました。

保健体育事業では、第1回東吾妻町スポーツフェスティバルを開催し、軽スポーツを中心に、町民参加のスポーツ推進に努めました。

依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運用を目指してまいりました。今後も財政の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで途中ではありますが、休憩をとります。

11時10分まで休憩します。

（午前10時59分）

○議長（橋爪英夫君） それでは会議を再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

事項別明細書により、1 款町税について説明をさせていただきます。

9 ページ、10 ページをごらんいただきたいと思います。

町税の予算総額は18億9,145万1,000円、調定額は19億9,666万6,521円となり、対予算比105.56%でございます。

収入済額につきましては、19億912万8,950円で、対予算比109.35%でございます。前年度の収入済額と比較しますと、約3,588万円の減となりました。収入率につきましては、全体で95.62%、現年度課税分98.97%、滞繰分21.37%でした。昨年度と比較しますと、現年度課税分が0.02ポイント、滞納繰越分4.97ポイント、全体では0.07ポイント上昇しました。現年度分につきましては、平成23年度から導入したコンビニ収納により納税が24時間可能になったことが徴収率向上に若干影響しているものと考えております。

不納欠損額につきましては704万1,319円で、対前年度比166.59%でございます。不納欠損の中で地方税法第15条の7に規定される滞納処分の執行停止をしたものは76.4%でございます。前年度は54.9%でございました。

収入未済額につきましては8,049万6,252円で、対前年度比93.20%でございます。

税目別では、1 項町民税、1 目の個人町民税は対前年度比100.11%、額で63万円の増と、ほぼ前年度並みの収入でした。2 目の法人町民税につきましては対前年度比71.18%、額で5,050万円の減でした。2,540万円を最大に500万円以上の減少企業が5社、100万円以上500万円未満の減少企業が4社、その9社だけで約5,720万円の減少となりました。逆に100万円を超えて増となった企業は2社だけでございます。

2 項固定資産税、1 目の固定資産税は対前年度比102.41%、額で2,500万円の増ですが、1 社で6,120万円が新規課税となったため、全体的には減少しております。2 目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、前年度比で99.55%、額で11万円の減でした。

3 項1 目の軽自動車税は、対前年度比100.75%、額で33万円の増でした。

4 項1 目のたばこ税は、対前年度比89.07%で、額で1,117万円の減ですが、25年3月分の納付につきまして、4月申告のため従来は当該年度で処理していましたが、調定する日の属する年度と改めたため、約900万円を25年度収入といたしましたので、実質200万円の減となりました。

5 項1 目の入湯税は対前年度比99.12%、額で5万5,000円の減でした。

以上が1 款町税の歳入決算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、町税以外の歳入について説明をさせていただきたいと思います。

最初に、皆様のお手元に決算額をまとめた資料をお配りさせていただきましたので、その資料について若干説明させていただきます。A4版で6ページのものです。よろしいでしょうか。

最初に、1ページなんですけれども、款別決算書の対前年度比較となっております。

2ページにつきましては、款別予算に対する執行率の一覧となっております。

3ページでございますが、一般会計から公営企業会計までの各会計ごとの収入、支出の決算額の一覧となっております。

4ページでございますが、特別会計まで含めた全会計の歳出の決算を性質別で合計した一覧でございます。

5ページにつきましては、地方債の残高の推移でございます。平成19年度から平成24年度までの一覧でございます。

最後の6ページでございますが、基金残高の推移でございます。これについても平成18年度から24年度までの一覧となっております。後ほど参考にしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書について説明をさせていただきます。

9ページ最下段の地方譲与税から13ページの9款地方特例交付金までは一定の基準によって譲与または交付されるものでございます。

10款の地方交付税は32億5,751万6,000円で、前年度と比べ5,762万8,000円の増額で、率にして1.8%の増となっております。

11款の交通安全対策特別交付金は道路交通法違反の反則金を財源として交付されるものです。

ここまできわゆる一般財源と言われているものでございます。

続きましては、各課の関係もございますけれども、企画課長のほうで説明をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金ですが、収入額は合計で1億5,992万3,700円でございます。基本的には受益者が負担する性格のものでございます。

15ページから17ページにかけての13款使用料及び手数料ですが、収入済額合計が1億

4,599万3,201円で、収入未済額が333万2,188円出ております。内容的には備考欄をごらんいただきたいというふうに思っております。

17ページから21ページにかけての14款国庫支出金でございますが、これはその目的ないし性格によって負担金、補助金及び委託金の3つに分類されております。

収入済合計で3億6,599万6,537円でございます。事業の数も大変多くなっておりますので、備考欄をごらんいただきたいというふうに思っております。

21ページから25ページにかけての15款県支出金でございますが、国庫支出金と同様に負担金、補助金及び委託金の3つに分類されております。

収入済額合計で6億1,425万6,397円でございます。収入内容につきましては、備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

27ページの16款財産収入ですが、収入済合計で3,774万8,195円ございまして、公有財産、物品、債権及び基金を貸し付けたり、交換したり、または売り払い等により生じた収入でございます。

同じく27ページから29ページにかけての寄附金でございますが、収入済額合計で9万2,000円でございます。

18款繰入金、収入済額合計6,103万7,592円でございますが、公共施設等整備基金からの繰入金でございます。

19款繰越金でございますが、前年度繰越金が4億6,496万5,988円でございます。

29ページから35ページにかけての20款諸収入ですが、これはこの後の21款町債のほか、今まで区分して報告してきた以外の収入でございます。これが収入済額合計で3億4,278万1,481円で、収入未済が396万8,199円でございますが、学校給食費の収入未済が主でございます。

諸収入は事業の数も多くなっておりますので、備考欄をごらんいただきたいというふうに思っております。

35ページから37ページの町債でございますが、収入済合計額で7億8,110万円で、前年度比6.1%の増額でございます。

以上、歳入合計は調定額85億8,432万7,657円、収入済額84億8,948万9,699円、不納欠損額704万1,319円、収入未済額8,779万6,639円でございます。

以上、歳入の報告とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。

1 款議会費でございますが、主なものは人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしまして、13 節委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料等で387 万4,812 円の支出済額となっております。

よろしくをお願いいたします。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費について説明させていただきます。支出済額につきましては8 億2,572 万1,425 円で行いました。この目では、庁舎内の一般的な管理及び総務課、企画課、税務会計課の会計部門、町民課の衛生部門の職員40 名分の人件費が主なものでございます。

42 ページをごらんいただきたいと思います。

そのほかの主なものといたしましては、8 節の報償費でございますが、町政功労者等の記念品代などがございます。

10 節の交際費でございますが、予算と比較いたしまして、約77%の執行となっております。

11 節の需用費でございますが、支出済額1,334 万4,847 円で、庁舎等修繕料、庁用車燃料費、コピー代、電気料等でございます。

12 節役務費につきましては、支出済額1,188 万6,763 円で、郵便料、電話料、総合賠償補償保険料等でございます。

13 節委託料につきましては、支出済額1,030 万4,575 円で、例規集データベース、電話交換業務、職員健康診断の委託料等でございます。

14 節の使用料及び賃借料では、支出済額563 万6,936 円で、土地借上料、人事行政システムの使用料、印刷機リース料等でございます。

次に、15 節の工事請負費でございますが、庁舎LED 設置工事、会議室空調機更新工事等でございます。

18 節の備品購入費につきましては、庁用車、印刷機等の購入費が主なものでございます。

19 節の負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金、非常勤職員公務災害負担金、産業医負担金等でございます。

25 節の積立金でございますが、庁舎建設基金積立金でございます。

27 節の公課費は、庁用車の自動車重量税でございます。

次に、44ページ下段の2目行政振興費について説明させていただきます。

支出済額は1,265万9,537円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等ございました。住民センター増改築事業補助金は、大戸下宿区、本村区、須賀尾区の3地区へ36万6,300円でございます。地域振興補助金につきましては、萩生美味しい米づくり研究会へ20万円の補助でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3目の財政管理費でございますが、支出済額が222万9,981円でございます。これは経常的な経費でございます。財務会計等のシステムのレンタル料でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 4目会計管理費でございます。

会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常的な経費でございます。予算現額は592万2,000円、支出済額は516万6,664円、不用額75万5,336円で、予算執行率は87.25%でございます。

12節の役務費につきましては、口座振替手数料でございますが、口座振替のほかゆうちょ銀行振替手数料、コンビニ収納も含まれております。口座振替手数料につきましては、1件10円プラス消費税、ゆうちょ銀行振替手数料につきましては、1件30円プラス消費税、コンビニ収納につきましては、1件約70円でございます。

事務用品管理事業の消耗品費207万4,138円につきましては、本庁舎内に備えてあります各種消耗品と文書管理システム用品の購入費でございます。

4目全体では前年度と比較し、約28万円の減となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございますが、支出済額は520万2,999円でございます。

13節の委託料でございますが、廻り目境界復元業務委託料が主なものでございます。廻り目境界復元委託は5年計画で実施しておりますが、24年度は4年目の業務を実施しました。

14節の使用料及び賃借料でございますが、駐車場用地の借上料281万7,701円でございます。

なお、この財源として職員駐車場使用料347万4,000円を充当しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、6目公平委員会費でございます。支出済額3万8,852円。これにつきましては報酬及び費用弁償でございます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、7目固定資産評価審査委員会費でございますが、支出済額は4万4,580円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目財政調整基金、9目企画費、10目運輸対策費で、8目の財政調整基金費でございますけれども、支出済額3億76万2,607円を基金に積み立てをいたしました。これによって、現在の財政調整基金は183ページに記載されておりますけれども、17億5,669万7,726円ということになります。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額2億3,221万6,282円、不用額が494万9,718円でございます。主なものについて説明させていただきます。

13節委託料の支出済額791万2,800円ですが、備考欄記載の光ケーブルに関する保守業務委託料が主でございます。

14節の使用料及び賃借料の580万7,350円でございますけれども、備考欄中ほどに記載されておりますN T T及び東京電力所有の電柱を借りて光ケーブルを添架するための使用料が主となっております。

15節の工事請負費ですけれども、萩生川西地区の区画整理事業の工事のおくれに伴いまして、光ケーブルの移設工事ができませんでしたので、不用額が生じております。

19節の負担金、補助及び交付金の1,447万9,103円でございますけれども、吾妻広域町村圏振興整備組合負担金が主なものでございます。

23節の償還金、利子及び割引料ですけれども、支出済額146万2,947円で251万6,053円の不用額が出ておりますけれども、これは平成21年度地域活性化・経済危機対策交付金を受けて町民センターの屋根改修工事を行ってまいりましたが、このたびの一部取り壊しに伴いまして、交付金の返還が生じたものでございます。減価償却を見ていただき、不用額が生じました。

25節の積立金2億8万9,981円ですが、合併市町村振興基金積立金がほとんどとなっております。これは合併特例債を活用して行う基金の積み立てでございます。

続きまして、10目の運輸対策費でございますが、支出済額が3,786万8,795円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、路線バス運行対策事業として、乗り合いバスの運営費補助金の3,702万2,020円がほとんどを占めております。県補助金として、24ページの備考欄に521万2,000円の収入がありますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。鉄道対策事業につきましては支出済額84万6,775円で、町内4駅に設置をされている町営トイレに係る経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございますが、支出済額は5,057万1,366円でございます。この目では東支所管理事業、改善センター管理事業及び情報政策事業等に伴う経費でございます。

28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金3,856万4,000円でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございますが、支出済額は582万8,589円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、13目交通対策費ですが、支出済額は1,022万8,025円でございます。この目では、交通安全対策に伴う経費でございます。

1節の報酬でございますが、交通指導員17名分でございます。

9節の旅費でございますが、交通指導員の出勤旅費が主なものでございます。

15節工事請負費でございますが、道路反射鏡及び区画線設置工事費でございます。

19節負担金、補助及び交付金では、交通安全運動に伴う負担金及び補助金が主な内容でございます。

次の14目登記事務費ですが、支出はありませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 15目の電算業務費です。支出済額3,971万7,766円でございます。電算業務に係る業務委託料やソフト使用料、機器のリースが主でございます。

続きまして、16目開発費ですが、支出済額が27万3,299円です。主に支出されているのは

企画課が管理している公用車に係る経費でございます。

続きまして、17目広報広聴活動費ですが、支出済額328万7,737円でございます。毎月発行している広報とお知らせカレンダーの経費が主でございます。

18目地域活性化対策費ですが、支出済額が29万円でございます。3団体に対する補助金でございます。

続きまして、19目交流事業推進費ですけれども、支出済額40万2,917円でございます。高円寺阿波おどりに係る経費、11月に実施をされました杉並区80周年まつり、交流自治体交流物産展に係る消耗品が主になっております。

続いて、20目山村振興対策費でございますが、これは上部団体への会費及び会議参加負担金でございます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、21目の諸費でございますが、支出済額は759万6,199円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。備考欄をごらんください。

諸費の主なものは、法律顧問委託料、烏帽子山植林組合負担金等でございます。

備考欄下段の防犯事業は、防犯灯の新設、修理、電気料及び維持管理補助金が主なものであります。

58ページをお願いいたします。

自衛隊事業の主なものは、自衛隊父兄会事業補助金でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 2項徴税费でございます。

1目の税務総務費につきましては、職員11名分の給料、手当、共済費で、人件費でございます。昨年度と比較し、東支所担当職員が総務課付となり、1名減で約1,000万円の減となりました。

2目につきましては、賦課徴収費、住民税、資産税及び収税の4事業に分かれております。賦課徴収費につきましては、前年度に比べ約60万円増加しております。これは主に法人町民税の還付金が増加したことによるものです。住民税につきましては、ほぼ前年並みでした。資産税につきましては、前年に比べ約360万円増加しております。これは緊急雇用事業による台帳附属図デジタルデータ作成のための委託料が約400万円増加したことによるもので、

ほかは前年並みでした。収税につきましてはほぼ前年並みとなっており、2目全体では前年度と比較し、約400万円の増となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費をお願いします。支出済額6,612万153円。

2節給料から12節役務費までは、職員5名分の人件費及び経常的な経費でございます。

13節委託料1,692万6,404円、電子戸籍住基ネットの保守点検及び住民基本台帳、住基ネット電算処理委託料等経常的なものと、平成24年7月9日に施行されました外国人登録を住基システムに移行するための電算処理業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料721万5,648円、各種電算機器のリース料でございます。

19節負担金、補助及び交付金8万8,500円、県戸籍住基関係協議会及び中之条人権擁護委員協議会の負担金でございます。

なお、職員人件費及び業務別経費の内訳は備考欄に記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項の選挙費について説明させていただきます。

1目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は156万9,562円でございます。選挙管理委員会の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、支出済額は13万631円でございます。この目では、選挙啓発のための費用でございます。啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

3目農業委員会委員選挙でございますが、支出済額は20万7,657円でございます。選挙立会人、職員手当等が主なものでございます。

4目衆議院議員選挙費でございますが、支出済額は1,102万6,743円でございます。衆議院議員選挙に係る費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、支出済

額10万2,790円です。これは統計調査総務費と確保対策事業に係る経費となっております。

次の2目の統計調査費でございますが、支出済額61万9,051円でございます。各種調査に係る調査員報酬や消耗品等の経費となっております。

6項の監査委員費でございますが、支出済額52万4,120円でございます。委員報酬が主となっております。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、7項ダム対策費でございます。

1目ダム対策総務費は、支出済額2億87万5,237円。繰越明許費1,035万9,000円で、細谷・松谷土地改良事業の需用費の工事雑費、換地等委託料と工事請負費でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

ダム対策総務費は支出済額3,462万8,216円で、4名分の職員人件費及び臨時職員1名の賃金、68ページになりますが、建物等明渡請求業務委託は昨年度の繰越分、請負工事費は旧岩島第二小公仕室ほか解体工事、備品購入はリース車の買い取り等、ダム関連団体補助金は地区ダム対への補助金309万8,775円でございます。

次に、天狗の湯運営事業費は支出済額3,234万9,271円で、職員1名の職員人件費及び施設の管理人13名分の賃金、施設の光熱水費、設備修繕、保守点検、清掃等の管理運営経費、70ページになりますが、備品購入費は掃除機等の更新が主なものでございます。

次に、ハッ場ダム水源地域整備事業ですが、24年度に別枠で公園管理事業を追加しています。水源地域整備事業は支出済額7,821万4,372円、三西第2、細谷、松谷、上郷地区の土地改良事業、町道4009号線の共有地の土地購入と補償、23年度繰越分ですが、大沢集会所建設事業等が主な事業で、積立金につきましては、松谷・六合村線道路改良事業の下流都県負担分で、起債償還に充てるための積立金443万6,234円であります。

なお、中ほどにありますふれあい公園整備工事費につきましては、23年度繰越分2,747万6,000円は24年度組み替えによりこの事業欄に残っています。

次に、公園管理事業ですが、支出済額5,568万3,378円、ふれあい公園、溪谷パーキング、十二沢パーキング管理に係る経費及びふれあい公園関係4件で5,083万2,600円。十二沢パーキング給水管布設工事及び備品購入につきましては、乗用の芝刈り機等でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

1 目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますけれども、支出済額は6,047万7,735円でございます。

2 節給料から 7 節賃金までは、職員 4 名、臨時職員 6 名分に係る人件費等でございます。

11 節需用費の主なものでございますけれども、備考欄に記載してございます灯油代69万1,666円、電気代471万5,295円のほか、照明器具交換等、施設の修繕費でございます。

13 節の委託料につきましては、72ページの備考欄の記載のとおり、レジシステム保守点検業務委託料から不凍液産廃処分委託料まででございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、用地の借上料が主なものでございます。

15 節の工事請負費につきましては、コンベンションホール雨水排水改修工事とふれあいの郷雨水排水改修工事費599万9,700円でございます。

次に、2 目福祉センター管理費でございますけれども、支出はございませんでした。

次に、3 目コンベンションホール管理費でございますけれども、支出済額153万97円でございます。

11 節需用費につきましては、音響再生装置修繕料、デジタル時計表示計基盤修繕料などがございます。

13 節の委託料でございますけれども、可動椅子定期点検委託料やつり物照明器具保守点検委託料などがございます。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、館内マットリース料などがございます。

18 節の備品購入費でございますけれども、折り畳み椅子代車購入費でございます。

次に、73ページ、74ページをお願いしたいと思います。

4 目健康増進センター管理費でございますけれども、支出済額110万4,824円でございます。

8 節報償費につきましては、自主事業として実施しておりますヨガ教室とノルディックウォーキングの講師の謝金でございます。

13 節委託料は、トレーニング器具保守点検委託料でございます。

18 節備品購入費につきましては、ノルディックウォーキング用ポール 5 組の購入費でございます。

次に、5 目国民宿舎管理費でございますけれども、支出済額550万7,834円になりました。

主な支出といたしましては、14 節使用料及び賃借料の建物共済分担金39万4,584円と、国有林の土地使用料134万6,900円でございます。

15節工事請負費でございますけれども、玄関カーペット改修工事費267万7,500円と、浴槽温水循環ポンプ改修工事79万9,050円と、給水給湯配管老朽化改修工事28万9,800円でございます。

続きまして、2款9項温泉事業費でございます。温泉事業費の支出済額は1億2,780万5,877円でございます。

1目の桔梗館管理費でございますけれども、主なものについて説明いたします。

まず、桔梗館管理費836万5,019円でございますけれども、13節の委託料の指定管理料740万円が主なものでございます。

15節の工事請負費につきましては、浴室梁交換工事の79万3,800円でございます。

次に、2目温泉センター管理費でございますけれども、支出済額7,665万9,800円でございます。

2節の給料から7節賃金までにつきましては、職員2名、臨時職員4名の人件費でございます。

次に、11節の需用費でございますけれども、76ページを見ていただきたいんですけども、灯油代等1,279万6,033円、電気料1,299万9,825円、水道料221万円5,262円などが主なものでございます。また、施設の修繕費がかかっております。

次に、12節役務費でございますけれども、備考欄の下のほうでございますけれども、広告費、電話料、ごみ処理手数料などが主なものでございます。

13節の委託料、これは78ページ見ていただきたいんですけども、浴室・脱衣室清掃業務委託料206万9,760円などが主なものでございます。これはシルバー人材にお願いしております。

14節使用料及び賃借料につきましては、用地の借上料と下水道使用料424万4,876円などが主なものでございます。

15節工事請負費につきましては、源泉ポンプ入れかえ工事費262万5,000円と浴槽ろ過機ろ材交換工事144万2,700円などが主なものでございます。

次に、3目温泉センター食堂費でございますけれども、支出済額4,278万1,058円でございます。

2節の給料から7節賃金までは、職員1名、臨時職員10名の人件費でございます。

11節需用費につきましては、消耗品費、ガス代及び機材修繕等でございます。

16節の原材料費につきましては、レストラン食事原材料費792万1,553円、飲み物代208万

2,311円、売店品原材料費521万1,258円などが主なものでございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、79ページ、3款の民生費に移ります。

民生費全体では前年度比9.2%増となりましたが、その要因は老人福祉費の増加によるものでございます。その他例年どおりでございますが、幾つか新しいものがありますので、それらを中心に説明いたします。備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初、1項1目の社会福祉総務費でございます。社会福祉事業ということで9,890万4,608円でございます。一般職給料から職員共済組合負担金までは職員8名分の人件費です。次の民生児童委員報償費は52名分、保護司報償費は10名分です。補助金については、社会福祉協議会への補助金が前年度より600万円ふえて3,100万円となりましたが、その他は例年どおりでございます。

続きまして、障害福祉事業891万4,255円です。ここでは、次の2目障害者自立支援法に基づかない事業に対する経費でございます。腎臓機能障害者通院交通費補助金は14名が、その下の特定疾患等患者見舞金は87名が該当となりました。

続きまして、2目の障害児者自立支援費です。最初に、障害児者自立支援費事業2億9,066万4,750円です。市町村は障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、それに要した経費でございます。前年度比で12.4%増となりました。

82ページをお願いします。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,102万4,010円ですが、指定先は社会福祉法人オリジンの村、指定管理料は吾妻東部3町村で負担しております。利用者11名中6名が本町の若者でございます。

上段中ほどの障害福祉サービス介護給付費から3つ下の療養介護医療給付費までを合わせた障害福祉サービス給付費は、利用者の増加などで前年度比15%増の2億6,089万5,820円となりました。利用者負担は介護保険と同様に1割負担ですが、その世帯の所得に応じた負担上限月額が設けられております。その他、自立支援医療費や補装具給付費、日常生活用具給付費などはごらんのとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく 3 目国民年金費でございます。支出済額45万2,398円です。

3 節職員手当等におきましては、平成24年度から 2 款総務費に移管されましたので、ありませんでした。

11節需用費 7 万5,965円、12節役務費 5 万5,433円はともに経常的な経費でございます。

13節委託料31万5,000円、電算処理業務の電子媒体化システム改修委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金6,000円、日本国民年金協会負担金でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4 目の老人福祉費でございます。今年度は地域密着型介護老人福祉施設整備に伴う補助金 1 億6,240万円がありましたので、48%増となりました。

それでは最初に、老人福祉事業 3 億9,667万1,281円です。敬老祝い金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者464名に、慶祝祝い金は100歳到達者 6 名に贈呈いたしました。

老人保護措置委託料1,718万5,829円は、吾妻養護老人ホーム等へ11名の高齢者を措置しており、その経費です。

次の84ページ、7 行目に吾妻養護老人ホーム負担金とありますが、本施設は吾妻広域で運営しており、その運営費の負担金1,035万6,000円です。

敬老会事業実施補助金は、地区で行う敬老事業に対して70歳以上 1 人1,000円の補助をしております。31団体2,984名が該当となりました。

老人クラブ補助金は、会員数30名以上の26単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。

次の介護基盤緊急整備事業補助金 1 億4,500万円と介護施設開設準備経費補助金1,740万円は、先ほど申し上げた地域密着型介護老人福祉施設整備に伴う補助金で、町の第 5 期介護保険事業計画に基づき、県とタイアップして助成したものです。施設は原町・須郷沢区内に開所した定員29名の小規模特別養護老人ホームすいせんの里でございます。地域密着ということで、入所者は町民に限定されます。補助基準額は施設整備事業補助が定員 1 名当たり500万円で、そのうち400万円は県費補助となります。開設準備経費補助は、定員 1 名当たり60万円で、全額が県費補助となります。その他は例年どおりでございます。

続きまして、地域包括支援センター事業1,136万1,873円です。ここは主任ケアマネの person 件費と介護予防ケアマネジメント事業委託料です。

続きまして、5 目の福祉医療費、福祉医療事業 1 億2,580万7,810円です。福祉医療は保

険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象は中学３年生以下の子供全員と母子、父子等及び重度障害者です。子ども医療費は10.5%増となりましたが、障害者分が大きく減少し、医療費全体でも7.4%減の１億2,304万6,188円となりました。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助で、残りのうち5,600万円は過疎債を充当いたしました。

○議長（橋爪英夫君） はい。説明の途中ではありますが、休憩をとります。

１時まで休憩いたします。

（午後 12時03分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、83ページをお願いします。

３款１項６目国民健康保険費でございます。支出済額２億259万6,767円、２節給料から４節共済費までは職員５名分の人件費で、28節繰出金１億6,609万8,106円、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、特別会計で説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） ７目の社会福祉施設管理費でございます。社会福祉施設管理費4,094万595円です。ここでは、都市計画道路仮称吾妻大橋建設に伴い補償対象となった旧デイサービスセンターの取り壊しを初めとする関連経費でございます。

86ページをお願いいたします。

旧デイサービスセンターの解体工事費は304万5,000円、同改修工事費は解体をまぬがれた部分を岩櫃太鼓保管庫へ回収した125万円です。

社協事務所建設等工事費3,304万3,500円は、旧事務所部分を取り壊して、そこへ190平方

メートルの事務所を新築した費用で、解体費用も含まれます。ちなみに、補償額は土地、建物あわせて3,077万4,523円となっております。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく8目後期高齢者医療費です。支出済額2億4,992万7,425円で、3節職員手当等及び9節旅費は、群馬県後期高齢者医療広域連合へ派遣をしております職員1名を含む2名分の費用でございます。

19節負担金、補助及び交付金1億8,340万8,233円、広域連合から示されました療養給付費負担金で、前年より800万円ほど減少いたしました。

28節繰出金6,620万8,868円、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定分と事務費分でございます。

よろしく願いいたします。

同じく9目老人医療費でございます。該当するものがございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2項1目の児童措置費でございます。

子育て支援費1億9,286万4,922円です。子ども手当及び児童手当の関係経費です。手当総額は1億8,972万5,000円で、その約85%は国・県負担金で、歳入となっております。出産祝い金120万円は、第3子以上の出産に対する祝い金で、1人10万円となります。

続きまして、子育てひろば89万1,485円です。福祉センター内にある子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週4日利用でき、1日平均27人の親子に利用されました。

続きまして、児童虐待防止対策緊急強化事業95万円です。これは、前年度に引き続いての事業でして、100%県補助となります。児童虐待を未然に防ぐために乳幼児のいる家庭を毎戸訪問するための軽自動車を購入し、保健センターへ配備した経費です。

続きまして、2目の保育所費です。保育所運営事業1億7,643万4,745円です。これは、4つの保育所運営費です。3月1日の園児数は161名、保育料収入は一時保育料含め3,786万3,919円で、運営費の21.5%となっております。この運営事業費の83.1%は人件費となります。また、運営費には電源立地地域対策交付金を前年度に引き続き充当しており、その額は2,240万円となりました。

88ページの下段をごらんください。

今年度は新規に防犯カメラを設置するとともに、緊急時の連絡体制としてメールシステム

を導入しております。その他は経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3目の学童保育費です。学童保育事業1,657万5,840円、今年度は5月に原町子どもクラブが大宮神社境内にオープンし、町内3施設となりました。このクラブは民間施設であり、施設整備費として、放課後子ども環境整備事業補助金700万円を交付しております。近年は、学童保育の需要も多く、3施設で1日平均46人の学童の利用がありました。

以上が3款の民生費で、保健福祉課が担当した決算でございます。事業概要につきましては施策の実績19ページ以降に掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 3項災害救助費、1目災害救助費でございますが、支出済額は4万980円でございます。災害弔慰金支給事務負担金3万748円、罹災救助資金積立金1万232円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、4款の衛生費に移ります。

新規事業では、原町日赤病院への運営費助成と高齢者肺炎球菌予防接種補助金を今年度から始めました。その他、例年どおりでございます。

それでは最初に、1項1目の保健衛生総務費、保健総務費1億2,410万1,573円です。ここでは、保健センター職員の人件費と各種負担金及び補助金でございます。日赤病院に対する補助金は、先ほど申し上げました運営費の助成を特別交付税措置額を限度に、吾妻東部3町村で行うことになりました。東吾妻町の負担割合は地元町村ということで50%、助成額では2,805万8,000円となり、医療機器整備補助と建設資金利子補給補助を合わせた総額では、4,053万8,000円となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金515万9,000円です。これは、後ほど本特別会計決算の中で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

2目の予防費です。定期予防接種事業1,875万9,964円です。

92ページをお願いいたします。

予防接種法に基づく定期1類の予防接種で、結核やポリオ、日本脳炎など8疾患の予防接種にかかった経費でございます。定期外予防接種事業851万6,000円、接種開始2年目を迎えた子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種にかかった経

費です。任意接種ではありますが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により無料接種となります。今年度から中学１年のみが対象となった子宮頸がん予防ワクチンの接種率は95%超と高率でありました。高齢者肺炎球菌予防接種補助は今年度から始めたもので、75歳以上の高齢者を対象とし、医師が必要と認めた場合は半額相当の4,000円を補助するものです。初年度は47人が該当いたしました。

続きまして、インフルエンザ予防事業884万165円です。65歳以上の高齢者と中学３年及び高校３年相当に対するインフルエンザ予防接種で、2,600円を上限に費用負担しておりますので、自己負担は1,000円となります。接種率は高齢者が63%、中学３年生が62%、高校３年相当は27%と、高校生の接種率が低い傾向です。

続きまして、狂犬病等予防事業47万7,507円です。犬の注射と避妊手術の補助金です。犬、猫避妊手術補助金は１頭につき3,000円で、犬23頭、猫50匹でした。

続きまして、３目の母子保健費でございます。母子保健法に基づくさまざまな健診等行っており、その経費でございます。

最初に、次世代育成支援事業29万317円、ここは思春期講習会などの経費でございます。続いて、教育相談事業42万1,925円、ここは離乳食講習会の経費や栄養士など専門職の派遣委託料でございます。

続きまして、妊婦支援事業564万907円、妊婦健康診査委託料517万4,760円では、対象者71人の妊婦に延べ14回の健診を受けていただきました。妊婦の費用負担はございません。本事業の基準額の２分の１、163万3,000円は県費補助となります。

特定不妊治療費助成事業補助金は、10万円を上限に３人に対する補助金でございます。

続きまして、健康診査事業305万3,965円、ここは乳幼児の定期健康診査にかかった経費でございます。

続きまして、歯科健康診査事業93万5,753円、乳幼児の定期歯科健診にかかった経費でございます。

続きまして、４目の健康増進事業費でございます。健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査を実施しておりますので、それらに要した経費でございます。

最初に、健康診査事業805万5,573円、ここは40から74歳の国保特定健診や75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査の経費です。

94ページをお願いいたします。

今年度から腎機能検査クレアチニン測定を追加いたしましたので、その委託料が78万

2,880円となっております。

続きまして、がん検診事業1,198万6,642円です。胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業による節目検診の経費です。節目検診は5歳刻みで、子宮頸がんと乳がん、それに大腸がんの3つを行っております。対象者には無料クーポン券を発行して、健診を促しておりますが、受診率は13から20%と低い感がいたします。今後はこの受診率の向上が課題となります。

最後に、生活習慣病予防対策事業80万4,312円です。糖尿病予防教室や特定保健指導などの経費でございます。

続きまして、5目の健康推進費です。健康推進費23万6,221円、ここは食生活改善推進協議会の協力を得て、栄養面からの健康づくり指導等も行っておりますので、それらに要した経費でございます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費でございます。支出済額1,759万57円。

3節職員手当等は職員2名分の時間外勤務手当でございます。

11節需用費につきましては、経常的な経費でございます。

12節役務費はございませんでした。

13節委託料14万490円、水質検査委託料で、大泉寺川、後所谷戸川で年2回実施しております。

18節備品購入費19万3,200円は、ハチの防護服の購入でございます。

19節負担金、補助及び交付金1,718万7,000円、吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金896万3,000円と、太陽光発電システム設置費補助金822万4,000円、56件分でございます。

次に、7目公害対策事業費でございます。支出済額1,082万6,337円でございます。備考欄をお願いいたします。

公害対策事業費44万2,079円で、光熱水費14万1,221円は、原町中学校にあります大気汚染測定局の電気料で、泉沢地区産業廃棄物違法投棄跡地の水質検査委託料24万450円は、年12回の実施となっております。

次に、95ページをお願いいたします。

除染対策事業費558万5,497円、特別措置法によります古谷地区の放射能除染事業の人件費、材料費、燃料費等で、放射線量測定業務及び作業員の健康診断委託料327万6,180円でございます。また、備品購入費139万30円、作業用軽自動車及び放射線量測定器でござい

す。また、緊急雇用によりますところの除染対策事業479万8,761円、主に臨時職員3名分の賃金、社会保険料等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、8目の保健センター管理費でございます。保健センター管理費322万598円でございます。これは、保健センターの管理運営に要した経費でございます。今年度は電話設備を一新しましたので、その工事費55万5,345円でございます。備品では、ノートパソコンとFF式暖房機の更新を行いました。その他、経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

以上が4款の衛生費で、保健福祉課が担当した決算でございます。事業概要につきましては施策の実績52ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 続きまして、9目霊園管理費でございます。支出済額351万8,466円で、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料はいずれも霊園と集会所の管理運営のための経常的な経費となっております。

13節委託料35万6,477円につきましては、霊園の草刈り清掃等で、シルバー人材センターに依頼をしております。

15節工事請負費296万1,000円は、あづま共同霊園造成工事請負費でございます。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費ですが、支出済額2億975万7,447円でございます。

98ページをお願いいたします。

3節職員手当等3万3,116円は、職員2名分の時間外勤務手当で、11節需用費37万248円、12節役務費12万5,083円につきましては、経常的な経費でございます。

13節委託料12万7,000円ですが、春と秋、年2回道路愛護運動にあわせて実施している環境美化運動で、空き缶等の回収費でございます。

19節負担金、補助及び交付金2億910万2,000円ですが、主なものが吾妻東部衛生施設組合へのし尿、可燃ごみ、不燃ごみの処理及び最終処分場の運営負担金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 3 項 1 目簡易水道費ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する整備事業補助金に75万7,000円、簡易水道特別会計繰出金に725万7,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

5 款 1 項 1 目労働諸費でございます。支出済額が70万円でございます。勤労者住宅建設資金利子補給金 4 件で40万円、労働者生活資金預託金30万円でございます。

続きまして、6 款 1 項 1 目農業委員会費でございます。支出済額が2,704万398円で、農業委員24名の報酬と農家組合長、班長報酬、それと職員 2 名の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

99ページをお願いいたします。

2 目農業総務費です。支出済額が8,734万843円でございます。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員11名分の人権費などになっております。そのほかに、農業後継者褒賞事業で 2 万2,228円、農政対策事業で93万4,640円で、主なものは農業振興協議会への活動補助金でございます。

続きまして、3 目農業振興費でございます。支出済額が2,471万2,285円です。備考欄をごらんください。

主なものは、戸別所得補償制度推進事業では、東吾妻町地域農業再生協議会へ農業者戸別所得補償制度推進事業補助金としまして85万円を交付しております。

102ページをお願いいたします。

農業近代化資金等利子補給事業では、132万8,447円でございます。

農業振興対策事業では、建設事業補助金としましてリンゴの支柱導入の補助金であります果樹振興対策事業補助金52万7,110円、8 つの農業団体へ活動補助金としまして88万円を交付しております。

野生動物による農作物災害対策事業では、電気さく等の防護対策に要する経費の一部としまして68戸へ140万3,200円を交付してまいりました。

ぐんまのコンニャク国際競争力強化対策事業では、153万9,000円を補助いたしました。

中山間地域等直接支払事業では、24集落に1,480万5,031円を交付してまいりました。

いわびつ体験農園事業では、経常経費で21万4,213円でございます。

続きまして、4目農業経営基盤強化対策事業費でございます。農用地利用集積促進奨励金としまして、23戸に41万3,080円を交付いたしました。

103ページをお願いいたします。

5目畜産振興費です。支出済額が1億8,692万7,037円でございます。

主なものは、畜産振興費で、畜産振興対策事業費補助金29万円でございます。

草地林地一体的利用総合整備事業償還金725万6,424円でございます。西榛名ファームの草地改良工事につきまして、畜舎建設に係る造成費、設計費に係る補助金分を町を經由して返還するものでございます。

公団営畜産基地負担事業では、畜産基地建設に伴う6経営体と町の道路負担分1億7,908万5,899円の建設負担金の償還金でございます。

続きまして、6目農地費でございます。支出済額が1億3,674万47円です。

主なものは、基盤整備事業（萩生・川西地区）で県営事業負担金が繰越分を合わせまして7,490万8,750円でございます。県の繰越事業によりまして、県営事業負担金910万円を繰り越しさせていただきました。

続きまして、群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿・上の原地区の県営土地改良事業の事業化に向け地元と協議を行っておりますが、県で行う調査の負担金としまして148万8,000円でございます。

農業体質強化基盤整備促進事業では、繰り越しを含めまして萩生・川東地区農道補装工事に1,039万500円、植栗・上北地区排水路工事に380万1,000円、岩井・松ノ木農道整備工事に254万円でございます。岩井・松ノ木農道整備工事の残工事を含めまして、平成25年度へ1,716万8,000円を繰り越しさせていただきました。

県単小規模土地改良事業では、106ページをごらんください。

工事費としまして、泉沢・羽越平地区災害復旧工事63万円、箱島・竹ノ沢用水路改修工事560万7,000円、植栗・上北用水路改修工事426万3,000円、本宿・本丸土地改良事業補完工事208万9,500円、農業生産基盤整備事業では原材料支給としまして3地区に150万7,202円を交付を行いました。

鳥獣害防止対策補助金としまして電気さくを設置を行いました2地区に120万5,000円を交付いたしました。

町単小規模土地改良事業では、農道等の維持、補修事業としまして実質18地区に工事用機械借上料263万1,808円、工事材料費では309万2,012円を支給してまいりました。

工事請負費では、萩生・川東農道用水路改修工事35万7,000円、細谷地区土地改良事業補完工事26万4,600円、建設事業補助金では、町単小規模土地改良事業補助金としまして、暗渠排水工事等7件に113万9,000円を交付してきました。

農地・水・環境保全向上事業では、共同活動取り組み地区、向上活動取り組み地区合わせて22地区の負担金としまして、495万8,100円でございます。

続きまして、7目地籍調査費では、支出済額が2,911万1,725円でございます。原町の一部、十二平ほか7地区の1.77平方キロで、地籍図根三角点測量などを行いました。原町の一部、立石ほか9地区では1.1平方キロメートルの原図作成などを行いました。郷原の一部、切沢ほか7地区の0.6平方キロメートルで、一筆調査などの地籍調査を行いました。

続きまして、6款2項1目林業振興費でございます。支出済額が2,470万4,294円でございます。

主なものは、108ページをごらんください。

森林獣害対策事業委託料としまして、野生鳥獣が生息しにくくするための森林整備としまして、1団体に53万円を交付いたしました。

森林整備地域活動支援交付金としまして、4団体に121万8,950円を交付いたしました。

美しい森林づくり基盤整備事業補助金では、53.55ヘクタールの間伐に要する経費347万円でございます。

森林整備担い手対策事業では、4事業所に94万2,000円を交付いたしました。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業でございますが、消耗品費でわな、轟音玉などの購入費としまして162万9,140円です。

獣肉処理加工施設運営費負担金は、あがしし君工房の平成23年度分の実績に伴う負担金でございます。

有害鳥獣捕獲事業では、カラス、キジバトなどの捕獲の鳥獣被害対策事業補助金28万9,800円、イノシシ、クマ、猿等の鳥獣捕獲対策事業補助金としまして、猟期中も个体数の減少を図るため補助金を交付しまして、1,286万1,790円となっております。また、昨年度発足しました鳥獣被害対策実施隊に係る経費を含んでおります。捕獲の実績では、イノシシが492頭、クマ14頭、猿9頭、シカ63頭でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林道基盤整備費は支出済額6,017万1,750円で

ございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。

広域林道開設事業は支出済額499万9,321円で、県営事業であります吾嬭山線用地測量業務委託が主なものでございます。

次に、治山事業は支出済額729万9,747円で、県単治山事業負担金10カ所で、町負担率は事業費の10%でございます。

次に、県単林道改良事業は支出済額4,282万960円で、ユーシン線、万騎線、高橋・千沢線の改良と舗装工事が主なものでございます。

次に、町単林道整備事業は支出済額505万1,722円で、国有林借用に伴う万騎線土捨て場の植栽、機械借上料、110ページになりますが、備品購入は除草用軽トラックの購入でございます。

事業運営費補助金につきましては、森林組合による作業道の開設に係る補助金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 3目町有林管理費でございます。支出済額が688万3,985円です。

主なものは、町有林森林国営保険料の230万9,705円、公社分収林契約解除負担金399万6,600円でございます。

3項1目水産振興費では、事業運営費補助金としまして、吾妻漁業協同組合及び吾妻漁業協同組合東吾妻町支部へ14万9,000円を交付いたしました。

続きまして、7款1項1目商工総務費です。支出済額が2,008万5,544円で、職員3名分の人件費及び自動車の購入費でございます。

111ページをお願いいたします。

2目商工振興費です。支出済額が1億936万3,399円でございます。

主なものは、情報発信センター運営事業委託で、緊急雇用創出事業補助金を活用しまして、486万3,319円、町商工会活動補助金1,200万円、町商工会街路灯維持活動補助金471万726円、買い物代行事業補助金52万円、住宅新築改修等補助金が56件で761万8,000円、商工業経営振興資金利子補給金166件で1,375万598円、小口資金保証料補助金275万8,033円、企業誘致奨励金6,120万4,500円、小口資金損失補償金168万8,800円でございます。

次に、3目観光費でございます。支出済額が1,684万2,346円でございます。

主なものは、観光管理費では、観光振興事業委託料としまして町観光協会へ240万円、原

町不動滝展望台等改修工事に63万円、観光協会運営費補助金としまして70万円、ふるさと祭補助金としまして300万円、観光振興事業補助金としまして62万5,000円でございます。

昨年の決算に比べまして、減額は群馬DC事業関係の減額によるものが主なものでございます。

観光宣伝事業では、ぐんまちゃん家の観光物産展を初め各種観光宣伝事業に要しました経費128万9,307円でございます。

温川キャンプ場管理事業では、管理人の賃金など経常経費で177万4,476円です。

114ページをお願いいたします。

森林公園管理事業では、管理人賃金など経常経費で519万3,502円でございます。

4目消費者行政推進費では支出済額が155万6,522円でございます。

一部事務組合負担金などで21万4,000円、放射性物質検査事業では、消費者庁よりお借りしました検査機器による検査を緊急雇用で行いました経費133万3,718円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費について説明させていただきます。

土木費は支出済額5億592万4,268円、繰越明許費5,399万円でございます。

1項1目道路橋梁総務費は支出済額9,498万9,926円で、12名分の職員人件費及び道路橋梁台帳補正業務委託が主なものでございます。

次に、2目道路維持費は支出済額7,519万887円、繰越明許費520万円は委託料で、道路ストック舗装の点検診断委託料で、国の24年度補正予算の対応であります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

道路維持費は臨時職員1名分の賃金と赤線水路、町道等の維持管理費で、除雪委託や原材料支給等の機械借り上げ、町道70号線五町田地区の69万3,000円など除草工事2路線、118ページになりますが、町道3051号線本宿・丑ヶ淵地内の側溝布設がえ490万3,500円など道路維持工事5路線、原町地区道路維持工事100万8,000円など5地区の道路維持工事、町道4117号線大柏木・松ノ木の443万1,000円など補装修繕4路線、岩島・坂上地区及び東・太田・原町地区の緊急対応による道路管理工事、工事材料費は直営及び地区の原材料支給、辻・古谷線の負担金は水道事業本復旧工事に伴い、全幅を補装することによる水道事業者への負担金でございます。

次に、3目道路改良費は支出済額7,206万9,005円、繰越明許費4,750万円は委託料3,350

万円で、馬場・手子丸線、鳩の湯線、大戸の赤線の調査設計等と、松谷・六合村線改良工事に伴う県ダムへの委託料でございます。

工事請負費1,400万円は国庫補助事業による内野・山田川線改良工事であります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

道路改良費は支出済額5,564万8,005円で、町道70号線は災害に伴い用地買収が必要となったための測量業務委託、町道内野・山田川線土地評価委託58万8,000円など4業務委託と改良工事705万4,000円、馬場・手子丸線用地測量560万円など繰越分と合わせ2件、町道辻・古谷線拡幅工事は国道と踏切の間で町単改良工事であります。

土地購入費は改良事業の内野・山田川線と東電で拡幅いたしました紺屋町・平沢線であります。補償金につきましては、現年分で内野・山田川線、繰越分で岩下・川中線でございます。

ダム関連道路改良費は支出済額1,642万1,000円で、松谷・六合村線の道路改良でございます。

次に、4目橋りょう維持費は支出済額360万1,500円、橋長15メートル以上の12橋の点検業務で、3年をかけて50橋が終了いたしました。25年度に長寿命化計画を策定いたします。

次に、2項都市計画費は支出済額2億4,755万1,844円、1目都市計画総務費は支出済額361万2,925円、備考欄をごらんいただきたいと思います。

都市計画総務費は支出済額258万1,795円、120ページになりますが、都市計画基盤調査、これにつきましては県からの委託業務で162万7,500円が主なものでございます。

広場管理費は支出済額58万1,130円、駅北コミュニティー広場の維持管理費及びふくし・ふれあいロード等の花壇の原材料費が主なものでございます。

次に、2目土地区画整理費は支出済額1,862万6,901円、駅北土地改良事業に係る経費でございます。

次に、3目街路事業整備費は支出済額5,303万1,146円、原町駅南口線、原町仲通り線の県施行に係る負担金で、事業費の18%が主なものでございます。

次に、4目都市公園費は支出済額37万3,872円、122ページをごらんいただきたいと思います。

駅北区画整理区域内にある都市公園3カ所の維持管理費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目下水道費ですが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金に425万7,000円、下水道事業特別会計繰出金で1億6,810万円です。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、3項住宅費、支出済額1,252万1,106円、1目公営住宅管理費は支出済額1,112万5,044円、繰越明許費129万円は町営住宅の耐震診断委託料でございます。町営住宅共用施設の光熱水費、修繕料、保守点検費、住宅用地借上料477万417円及び耐震診断129万1,500円でございます。

次に、2目定住促進住宅管理費は支出済額7万6,062円で、東地区にある4戸の住宅管理費でございます。

次に、3目住宅管理費、支出済額132万円は、補助事業による緊急輸送道路建物調査126万円と一般住宅の耐震診断派遣費用でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費についてでございますけれども、支出済額3億1,401万8,915円でございます。この目では、消防団運営費及び消防施設整備費に伴う経費でございます。

1節の報酬では、消防団員301名分の報酬及び出動旅費が主なものでございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、広域消防費負担金、消防団員退職報奨金支給事務負担金が主な内容でございます。

126ページをお願いします。

2目水防費につきましては支出がございませんでした。

3目防災費でございますが、支出済額861万7,538円でございます。この目では、防災行政無線の維持管理が主なものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

続きまして、10款教育費について説明させていただきます。

10款教育費は支出済額9億6,456万2,618円でございます。

10款1項1目教育委員会費でございますが、教育委員会の運営経費でございまして、4名

の委員さんの報酬及び経常経費を合わせまして、支出済額が200万1,469円でございます。

2目の事務局費でございますが、128ページ備考欄をお願いをしたいと思います。

主なものといたしまして、事務局費につきましては、一般職17名の給料、手当並びに経常経費と、中ほどにございます入学祝い金につきましては、103名の児童に対しまして1人3万円で計309万円でございます。

中学校統合費につきましては、原町中学校用地測量業務委託が141万7,500円、学校給食センター新築工事設計業務委託が1,680万円、原町中学校校舎改修工事実施設計業務委託が1,115万7,300円でございます。

続きまして、130ページをお願いをいたします。

教育施設除染対策事業につきましては、主に教育施設やスポーツ施設の空間線量の測定とスポット除染作業にかかった費用で339万4,731円でございます。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業につきましては、原町小学校へ被災児童に対するカウンセラーの配置で、105万5,049円でございます。

次に、3目教育研究所費でございますが、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用で、支出済額が49万2,092円でございます。

次に、4目通学バス運営管理費でございますが、東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台の運営管理に要した経費で、支出済額が3,576万9,173円でございます。

次に、5目給食調理場運営管理費でございますが、4つの調理場の運営管理費で、支出済額が2億738万3,869円でございます。およそ1日に1,400食程度の調理に要した費用と、職員13名、臨時職員は10名分の人件費と賄い材料費が主なものとなっております。

その他の各施設につきましては、備考欄に各施設ごとに記載をしてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

135ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費でございます。支出済額が878万6,336円でございます。本町には2名のALTの先生がおりまして、この先生方の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、支出済額が9,834万2,384円でございます。これは、町内全体で43学級、生徒が677人の小学校管理運営に必要な費用で、内容的には昨年とほぼ同様でございます。

主な項目といたしまして、7節の賃金では、公仕が5名、マイタウンティーチャーが6名、

特別支援員が7名、特別非常勤講師が2名、合計20名分の賃金で1,856万6,952円と、主な工事といたしまして、東小学校プールの塗装工事、東小学校の木工室新設工事、太田小学校特別室のシャワールームの設置、原町小学校校庭の整地等工事をいたしまして、工事費といたしまして、2,777万500円でございます。

その他備考欄に各学校ごとに記載をさせてもらってございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、141ページをお願いをいたします。

2目の教育振興費でございますが、小学校の教材、教具、就学援助関係の費用で、支出済額が1,319万1,434円でございます。

次の143ページをお願いをいたします。

20節の扶助費でございますが、就学援助につきましては22名と被災児童が6名、特別支援教育奨励費につきましては19名、合わせまして281万9,597円の支出でございます。

また、詳細につきましては各学校ごとに記載をさせてもらっておりますので、後ほどごらんいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、3目の小学校施設整備費でございますが、小学校施設耐震補強事業は太田小学校の体育館トイレ耐震補強の工事でございます。工事請負費が626万4,000円でございます。

続きまして、3項中学校費、1目の学校管理費でございますが、支出済額が8,800万1,837円でございます。町内全体で21学級、生徒が381名の中学校管理運営に必要な費用で、内容的にはほぼ昨年と同様となっておりますが、主な項目といたしまして、7節の賃金につきましては、公仕が1名、マイタウンティーチャー3名、特別支援員2名、特別非常勤講師1名の合計7名分で707万1,952円です。

また、主な施設工事といたしまして、原町中学校扇風機の取り付け工事、原町中学校体育館コートラインの変更、原町中学校音楽室FF暖房機の交換、坂上中学校渡り廊下塗装工事等がございまして、1,172万7,550円でございます。

その他、各学校ごとに備考欄に記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、151ページをお願いをいたします。

2目教育振興費につきましては、中学校の教材、教具、就学援助関係の費用で、支出済額

が2,075万6,902円でございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては11名、特別支援教育奨励金につきましては6名、合わせまして205万2,944円でございます。

また、詳細につきましては各学校ごとに記載をしてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、153ページをお願いいたします。

3目中学校施設整備費でございます。

太田中学校県道拡幅に伴う補償工事請負費でございます。2,427万6,000円でございます。

なお、1億5,358万円は原町中学校改修工事で25年度への繰り越しでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、16クラス、園児180名の管理運営に要した費用で、支出済額は1億5,577万9,514円でございます。

主な項目で、1節の報酬は嘱託園長3名分の報酬です。

7節の賃金は臨時職員9名、支援員9名、預かり保育臨時教諭1名で、2,765万7,325円でございます。

その他、各幼稚園ごとに備考欄に記載がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、157ページをお願いいたします。

2目の教育振興費、支出済額154万9,582円につきましては、各幼稚園の教材、教具の費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 途中ではありますが、休憩をとりたいと思います。

2時10分まで休憩をとります。

（午後 2時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 続きまして、159ページをお願いいたします。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございますが、支出済額は681万5,851円でございます。

主なものといたしましては、文化協会等関係団体への補助金及び社会教育機関への負担金や成人式等の事業経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、161ページをお願いいたします。

2 目公民館費でございますが、支出済額は2,269万1,145円でございます。

備考欄をお願いいたします。

中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る事務費が主なものでございます。

162ページの高齢者教室事業から公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の自主事業に要した費用でございます。

164ページをお願いいたします。

164ページの太田公民館運営費から166ページの東公民館運営費までは、各地区公民館の施設維持、管理の運営費及び事業費となりますので、よろしくお願いいたします。

165ページをお願いいたします。

3 目文化財保護費は、支出済額526万6,592円でございます。文化財保護費は、指定文化財の保護及び啓蒙に要する経費及び維持管理に要する費用の補助並びに伝統芸能の伝承に対する補助金等が主なものとなっております。

続きまして、167ページをお願いいたします。

4 目青少年対策費は、支出済額146万4,709円でございます。

主なものにつきましては、青少年対策費は青少年健全育成推進委員の活動費及び子ども会育成団体への補助金となっております。杉並・東吾妻わんぱく交流事業につきましては、町内小学校4年生から6年生25名が参加し、東吾妻町を会場に杉並の小学生と交流会を行った経費となっております。

5 目発掘調査費につきましては、支出済額1,032万8,828円でございます。

備考欄をお願いいたします。

発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費が主なものでございま

す。

170ページをお願いいたします。

試掘調査費につきましては、萩生・川西地区土地改良事業にかかわる試掘調査を行ったものでございます。

松谷地区発掘調査事業は、ハッ場ダム建設に伴う土地改良事業に係る部分の発掘調査に要した経費となっております。

次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、支出済額1,664万3,942円でございます。

備考欄をお願いいたします。

主なものといたしまして、15名の体育指導員さんへの報酬、海の家負担金、体育協会及びスポーツ団体への補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

健康管理対策事業につきましては、管内の園児、児童、生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。

次に、郡民体育祭事業ですが、長野原町をメイン会場として開催されましたそのときの経費となっております。

続きまして、2目の学校開放事業費につきましては、支出済額1,124万7,075円でございます。管内10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しております。これに要する経費で、主なものといたしましては、電気料と太田中学校の屋外照明改修工事費が主なものとなっております。

続きまして、3目施設管理費ですが、支出済額1,549万752円です。社会体育施設管理事業は、スポーツ広場、あづま総合グラウンド、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございます。

主なものといたしまして、電気料、委託料、奥田社会体育館耐震工事に係る設計業務委託でございます。

なお、繰越明許費4,243万6,000円は奥田社会体育館耐震工事でございます。

174ページの公園等管理事業につきましては、岩井親水公園やあづま親水公園、おかのぼり公園等各公園の維持管理に要する経費でございます。

以上、教育関係の決算説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては、83ページから89ページに記載してございますので、

後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 175ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。平成24年9月30日から10月1日にかけての台風17号により被災をしました原町・在上地区の農地災害復旧に要した経費254万1,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業施設災害復旧費は、支出済額2,778万5,994円、備考欄をごらんいただきたいと思います。

繰越分の北榛名山線災害復旧測量設計172万2,000円など業務委託が2路線、2件、補助事業の繰越分で災害復旧北榛名山線1号135万4,500円など復旧工事2路線、8件、町単災害復旧工事坂倉線1、2号42万円など2路線、5件が主なものでございます。

次に、2項土木施設災害復旧費、支出済額1,400万6,388円でございます。

初めに、1目河川復旧費は支出がありませんでした。

次に、2目道路復旧費は支出済額1,400万6,388円、流出土砂片づけなど機械借上料128万5,488円、町道1329号線、広野になりますが、87万1,500円など町単復旧工事4件、繰越分補助事業の広野が738万円、178ページになりますが、直営などの原材料費でございます。

次に、3目橋梁復旧費は支出がありませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、12款公債費ですけれども、合計で10億4,519万9,595円の償還を行ってきております。

公債費につきましては、1目の元金と2目の利子になっておりまして、元金として8億7,768万9,407円、利子として1億6,751万188円の償還をしてきております。

13款諸支出金の支出済額2,000万円でございますけれども、水道事業会計への補助金でございます。

2項の開発公社への支出はございません。

14款の予備費でございますが、6月に発生をした台風4号による災害復旧費等に流用をさ

せていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算現額が93億7,167万1,000円、支出済額が81億2,878万9,711円、繰越明許費が8億9,975万6,000円、不用額が3億4,312万5,289円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が84億8,948万9,699円、歳出総額が81億2,878万9,711円、歳入歳出差引額3億6,069万9,988円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が4,923万8,000円、実質収支額、いわゆる繰越金が3億1,146万1,988円になります。繰越明許費の額が前のページの額と違うのはおわかりいただけるかと思いますが、これは6月のときに一般会計の繰越明許費繰越計算書、こういったA4の1枚紙を皆さんに配付してあるかと思えます。それを後日、ごらんになっていただければと思うんですけれども、179ページに記載の繰越明許費の繰越額はこの計算書に記載の既収入特定財源と一般財源を足した額になっておりますので、後ほどご確認していただければというふうに思います。

180から182ページが財産に関する調書でございます。183ページが基金明細、184ページが物品、債権ですので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で、一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 代表監査委員の角田でございます。日ごろ皆様方には大変お世話になっております。また、24年度の決算審査に当たりまして役場の職員の方々には、暑い中にもかかわらずご協力をいただきましてまことにありがとうございました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それではまず最初に、決算審査の概要、それから全体としての結果についてのご報告をさせていただきます。

まず、決算の審査の概要ですけれども、7月16日から8月7日まで延べ12日間にわたりまして、茂木恒二監査委員とともに地方自治法の233条第2項及び地方公営企業法の30条第2項の規定によりまして、一般会計、それから7つの特別会計、1つの企業会計について審

査を行ったわけでございます。

審査の方法なんですけれども、決算の計数は正確であるかどうか。それから、予算の執行は議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に執行されているかどうか。それから、会計経理は関係法規に適合して処理されているか。それから、財産の処分及び管理は適正に行われているか。それから、事業の執行は適正に実施されているかに主眼を置きまして、決算書、関係諸帳簿、その他証拠書類等を照合するとともに、必要な書類の提出を求めまして、関係職員の説明を聴取したほか、現地調査、例月出納検査の結果も考慮に入れまして審査を行ったところでございます。

全体の審査の結果としましては、決算の計数につきましては正確でありまして、予算の執行はおおむね適正かつ効率的に執行されていること。それから、会計経理及び財産に関する事務については適正に処理されていることを確認をいたしました。また、事業執行状況につきましては総務課 1 件、町民課 1 件、保健福祉課 2 件、産業課 1 件、建設課 3 件、上下水道課 2 件、事業課 1 件、教育課 2 件の 13 件につきまして現地及び書類の審査を実施をしましたが、おおむね適正に実施されているところを確認をいたしまして、全体を通して非違の点は認められませんでした。

それでは、認定 1 号の平成 24 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について審査の結果をご報告させていただきます。

一般会計につきましては、7 月 16 日から関係課長さんに出席をいただきまして事業実績の細部にわたって説明を受けました。関係帳簿あるいは証拠書類等を照合して検査した結果、歳入歳出とも適正に処理されていたことを認めたわけでございます。

ただし、恒久改善を要する意見として幾つか述べさせていただきました。

まず 1 点目が歳入におきましてですけれども、自主財源の確保と住民負担の公平性を期する観点から、関係法令に基づきまして滞納額、先ほど説明がありましたけれども、具体的には収入未済額なり不納欠損額、これにつきましても縮減等に引き続き努めていただきたいというようなことがまず 1 点。

それから、歳出面では各種事業の進行管理。計画ですとか、中間あるいは実績についての進行管理をきちんとしていただいて、不用額の縮減に努めていただいて、財源の有効活用を図っていただくというようなことを申し上げました。

それから、特に町単の事業、各種団体運営等につきまして、やっぱり事業とか、あるいは活動に対する助成に切りかえるべきであろうというようなことを思います。そのあり方につ

いての検討をしていただきたいというようなこと。

それから、野生動物による被害対策ですけれども、一定の成果はかなり出ているというようなことを実績として把握をしたわけですが、やはり引き続き費用対効果を勘案しながら、総合的な対策を検討をしていただきたいというようなこと。

それからもう一点、時間外勤務につきましては、やっぱり勤務実態のきちっとした把握に努めて、特に恒常的になっているような場合については業務量の配分、それから事業の見直し、こういったものについて検討していただくというようなことを意見として申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、認定第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額21億8,965万4,542円、歳出総額19億9,465万9,488円、歳入歳出差引額1億9,499万5,054円となり、翌年度へ繰り越しをいたします。

まず、歳入ですが、国民健康保険税4億705万4,931円、国庫支出金5億1,420万3,609円、療養給付費交付金1億3,742万6,030円、前期高齢者交付金4億638万5,396円、県支出金1億2,072万1,382円、共同事業交付金2億9,641万8,672円、繰入金1億6,609万8,106円、繰越金1億3,743万9,731円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費13億7,914万2,569円、後期高齢者支援金等2億3,706万

3,989円、介護納付金 1 億1,649万4,659円、共同事業拠出金 2 億1,577万8,899円等が主なものでございます。

続きまして、31ページ以降、施設勘定の説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額8,852万4,334円、歳出総額8,478万7,018円、歳入歳出差引額373万7,316円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず歳入ですが、診療収入7,816万8,862円、ほかに一般会計等からの繰入金517万5,000円が主なものでございます。

続いて歳出ですが、総務費3,185万3,241円、医業費4,846万3,723円が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、7ページをお願いいたします。事業勘定から事項別明細書で説明させていただきます。

1 款 1 項国民健康保険税、収入済額 4 億705万4,931円、前年度に比べまして1,900万円ほど減少いたし、不納欠損額466万8,200円で、524件分でございます。収入未済額6,158万9,897円、3,116件分でございます。被保険者数は4,699名、前年度に比べまして133名減少し、率にして2.8%でございます。内訳は一般が4,359名、退職が340名で、収納率は現年度分95.4%、過年度分を含めると86%でございます。

1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億7,024万2,371円、不納欠損額453万6,503円で、509件分でございます。収入未済額は5,936万1,359円で、医療給付費分では2,994件分でございます。それぞれの収納率につきましては備考欄をごらんいただきたいと思います。収納率及び件数が記載されております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税3,681万2,560円、不納欠損額13万1,697円で、15件分でございます。収入未済額222万8,538円、医療給付費分では122件となっております。同じくそれぞれの収納率、件数につきましては備考欄を後でごらんいただきたいと思います。

2 款使用料及び手数料10万8,700円、保険税督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 5 億1,420万3,609円、1 項国庫負担金 3 億7,961万609円。

9 ページをお願いいたします。

1 目療養給付費等負担金 3 億6,909万3,227円、2 目高額医療費共同事業負担金、3 目特定健康診査等負担金でございます。

2 項国庫補助金 1 億3,459万3,000円で、1 目普通財政調整交付金 1 億3,408万5,000円、2 目特別財政調整交付金から 5 目出産育児一時金補助金等でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 億3,742万6,030円、退職者等医療給付費交付金で、60 歳から64歳までの方の医療費に対する被用者負担分でございます。

5 款、11ページをお願いいたします。

1 項 1 目前期高齢者交付金 4 億638万5,396円、65歳から74歳の前期高齢者の偏在によります保険者間の負担不均衡を各保険者の加入数に応じて調整するものでございます。前年度は平成21年度の精算金分が 1 億1,500万円ほど減額されました。今年度は 1 億3,800万円ほどの増加となっております。

6 款県支出金 1 億2,072万1,382円、1 項県補助金 1 億1,020万4,000円、1 目財政健全化補助金、2 目財政調整交付金等でございます。

2 項県負担金1,051万7,382円で、高額医療費共同事業並びに特定健康診査等負担金でございます。

7 款財産収入はございませんでした。

8 款 1 項共同事業交付金 2 億9,641万8,672円で、共同事業並びに保険財政共同安定化事業交付金でございます。

9 款 1 項、13ページをお願いいたします。

1 目他会計繰入金 1 億6,609万8,106円は、先ほどの一般会計、3 款 1 項 6 目28節の繰入金でございます。

1 節保険基盤安定繰入金5,153万5,468円、保険税軽減分につきましては県の補助が 4 分の 3、保険者支援分につきましては国の補助が 2 分の 1、県の補助が 4 分の 1 でございます。

2 節出産育児一時金繰入金279万3,333円、法定内繰り入れ上限が全額の 3 分の 2 までとなっております。

3 節財政安定支援事業繰入金738万8,000円は、年齢構成差増高分と応能保険税負担能力分でございます。

4 節その他一般会計繰入金9,630万9,951円は、福祉医療波及分と法定外の繰入金でございます。

5 節事務費繰入金807万1,354円、総務費相当額でございます。

2 項基金繰入金はありませんでした。

10 款繰越金 1 億 3,743 万 9,731 円は、前年度繰越金でございます。

11 款諸収入 379 万 7,985 円は、1 項延滞金及び過料 307 万 1,620 円は、一般 463 件、退職 21 件分でございます。

15 ページをお願いいたします。

3 項雑入 72 万 6,365 円、一般被保険者第三者納付金と指定公費負担医療費立替分等でございます。

以上、歳入項目の主なものを説明させていただきました。歳入総額 21 億 8,965 万 4,542 円で、前年度より 1 億 1,700 万円ほどの増加となり、不納欠損額 466 万 8,200 円、収入未済額 6,158 万 9,897 円となり、前年度に比べ若干収入状況は改善されております。

続いて 17 ページ以降、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、支出済額 892 万 6,495 円、1 項総務管理費、2 項徴税費、3 項運営協議会費まで経常的な経費でございます。

2 款保険給付費 13 億 7,914 万 2,569 円、医療費と現金給付にかかわるものでございます。

1 項療養諸費 11 億 8,711 万 6,192 円、前年より 980 万円の増加、率にしまして 0.84% でございます。

19 ページをお願いいたします。

2 項高額療養費 1 億 8,607 万 4,277 円、前年より 2,600 万円増加。同じく 16.2% でございます。全体の受診件数は 6 万 311 件、前年に比べ 880 件ほど増加をしております。1 件当たりの負担額は 2 万 2,708 円、同じく 266 円の増加となります。それぞれの内訳は備考欄をごらんいただきたいと思います。

3 項移送費はありませんでした。

4 項出産育児諸費 420 万 2,100 円。

21 ページをお願いいたします。

出産育児一時金等で、出産件数が 10 件でございます。

5 項葬祭費 175 万円、35 件分でございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等 2 億 3,706 万 3,989 円、後期高齢者支援金と病床転換支援金並びに事務費拠出金でございます。

4 款 1 項前期高齢者納付金等 24 万 680 円、納付金並びに事務費拠出金でございます。

5 款 1 項老人保健拠出金 1 万 2,755 円。

23ページをお願いいたします。

老人保健事務費拠出金でございます。

6款1項1目介護納付金1億1,649万4,659円、2号介護被保険者数1,941人、昨年より103名ほど減少しております。

7款1項共同事業拠出金2億1,577万8,899円、高額医療費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金等でございます。

8款保健事業費1,510万512円、1項1目特定健康診査等事業費1,144万2,115円。

25ページをお願いいたします。

特定健診実施に伴う事業費で、受診者数1,502名、受診率43.4%でございました。

2項保健事業費365万8,397円、国保だよりの発刊、医療費のお知らせ並びに人間ドック委託料で、受診者は143名でございました。

9款基金積立金、10款公債費はありませんでした。

11款諸支出金2,189万8,930円、1項償還金及び還付加算金2,183万3,205円で、過年度分の税還付金や療養給付費等負担金返還金でございます。

27ページをお願いいたします。

2項繰出金1万6,000円は、国保診療所への施設勘定繰出金でございます。

3項指定公費負担医療費立替金4万9,725円でございます。

12款予備費はございません。

以上が歳出の主なもので、歳出合計は19億9,465万9,488円で、昨年に比べ5,900万円ほど増加、不用額は1億2,666万9,512円で、同じく9,300万円ほど増加となりました。これは、インフルエンザの関係によるもので、群馬県におきましては、昨年12月の初めにインフルエンザの流行開始の目安を超え、12月中旬ごろから全国で1位となり、12月26日に注意報を発令いたしました。この間1カ月ほど全国1位をキープし、1月22日に警報を発令いたしました。その後、2月19日までの解除までに3カ月にわたりました。このような状況だったので、3月に8,000万円ほどの追加補正をお願いいたしましたが、思ったより療養給付費はふえませんでした。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一番下に実質収支額1億9,499万5,054円で、昨年より5,700万円ほど増加となりました。

30ページをお願いいたします。財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

基金の年度末現在高は、昨年と同じ1,070万8,995円でございます。

続きまして、施設勘定の説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

1 款診療収入、支出済額7,816万8,862円、1 項外来収入7,600万1,722円で、受診者数は延べ5,579名、昨年より110名ほど減少をいたしました。1 人当たりの医療費は1 万4,011円、昨年より136円増加をしております。詳細につきましては備考欄をごらんいただきたいと思います。

2 項その他診療収入216万7,140円で、健康診断等の収入でございます。

2 款使用料及び手数料28万9,550円、往診時の車の使用料と診断書等の手数料でございます。

3 款県支出金 1 万6,000円、へき地診療施設運営費補助金でございます。

4 款繰入金517万5,000円。

37ページをお願いいたします。

1 項他会計繰入金515万9,000円は、一般会計繰入金でございます。

2 項事業勘定繰入金 1 万6,000円は国保事業勘定繰入金で、県補助金と同額となっております。

5 款繰越金437万2,389円は、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入50万2,533円、特定健康診査等収入と衛生材料等売却によります雑入でございます。

以上、歳入合計は8,852万4,334円で、前年より98万円ほど増加をいたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、支出済額3,185万3,241円、医師 1 名、職員 2 名、臨時職員 1 名分の人件費等で2,965万8,955円、施設管理費219万4,286円につきましては、備品購入費として、洗濯機及びエアコンの老朽化によります故障のための交換として10万3,010円、その他は経常的な経費でございます。

2 款 1 項医業費4,846万3,723円で、1 目医業管理費156万686円は、代診医師の旅費から内用薬の袋、カルテ等の印刷代並び医師会等の費用でございます。

41ページをお願いいたします。

2 目医療用機械器具費284万9,490円、酸素濃縮器等リース料並び血圧測定器の買い換え

によるものでございます。

ほかには、医療用の消耗品、医薬品等が主なものでございます。

3款公債費は447万54円の支出となりました。

以上、歳出総額8,478万7,018円で、昨年より160万円ほど増加となりました。

43ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、実質収支額は373万7,316円で、前年より63万円ほどの減少となりました。

44ページをお願いいたします。

財産に関する調書で、土地・建物につきましては診療所と医師住宅、物品につきましてはエックス線発生装置など医療用機器等と往診用の車でございます。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査結果をご報告させていただきます。

去る7月17日、本多町民課長に出席をいただきまして、事業勘定、施設勘定ごとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査をしたところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていることを認めましたので、報告申し上げます。

ただし、事業勘定の中の歳入で、年度によって若干の変動はあるもの依然高い額になります保険税の滞納額、これの縮減について引き続き努力されるよう要望したところでございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査報告が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっとお聞きしておきたいんですが、先ほど最終的な実質収支についてはインフルエンザの関係が多分思いがけない、少なくて済んだという意味なんだと思

いますが、3月に補正したんだけど、そういったものをほとんど使わなくも済んだ結果で実質収支が1億9,000万円というような話になっているのかなと思いますけれども、これで、あれですかね、基金が多分1,000万円ちょっとになっていますけれども、24年度の決算額を見る限りでは、一時の危機的な運営状況というのは少し改善されて、今度25年度の一般会計では繰り入れると、ある程度順調に回っていくだろうというふうに見ておけばよろしいんですか、課長。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今、一場議員のおっしゃりますように、まずインフルエンザの関係なんですけど、一場議員がおっしゃるとおりでございます。また、基金につきましては、今1,000万円ということなものですから、25年度の補正におきまして基金に充当をお願いするようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 25年度で国保税、最初に予定した半額程度を上げるということで議決されて既に執行され始めているんだと思いますけれども、それらを踏まえて基金に大体どのくらい回せるかというのは、見込みは課長お持ちですか。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 一応、25年度の補正におきまして8,900万円ほどお願いをいたしまして、前の、今までの分が先ほど言いましたように1,000万円ほどありますものですから、合計といたしまして1億円。

一応、うちの町の状況でございますと、8,000万円ほどということになっておりますが、やはりこのように療養給付費がちょっとした病気の発生によりまして左右されるということがございますと、なるべく基金に積んだほうがいいということを考えますと、2,000万円ほど高くなりますが、いいのではないかなというようなことで考えておりますものですから、補正につきましてもそのようなことで提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 基本的な考え方としてはぜひそれがいいのかなと私も思いますので。特に国保の関係はもう医療費がちょっと出ただけで、ちょっと出たというか、ちょっとインフルエンザがふえたとか、それだけで大幅に多分変わるんだと思います。今の話を聞いていると、多分23年度末、要するに基金が1億円程度あるような状況に一旦は戻るという解釈なん

だと思いますが、ことし25年度で国保税、上げましたけれども、そういった中でまだあれですか、追加で上げなくちゃなんないという考え方もあるのかもわかりませんが、その辺の見込みというのは、国保の運営協議会等も含めて主管課で協議されてて、どんな様子になっているか、もしあれならちょっと教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） まず、ことしの5月に税率等の見直しをお世話になりまして、上げていただいた経過がございます。

ただ、先ほどの説明の中にも、前期高齢者交付金というものがございまして、これが2年前のものを基準といたしまして、精算は2年後に行われるというような内容がございます。その中におきまして、平成21年度のものが平成23年度にお金をもらったわけですが、2年後に精算ということになりますと、またその2年後までのお金をはっきりしないというようなことがございます。それで、ちょっと話は早いんですが、この後補正でもお話をしたいんですが、その23年度分のまた見直しがされまして、今度は実際の精算です。精算をされますと、また幾らかのお金が戻ってきます。そのような2年サイクルというようなことでありますと、全体的に見ますと4年間を要するようなことになりますもんですから、なかなか見通しが難しいということもございます。

その中において、今後の保険税はどうかということなんですが、今、国保の運営協議会の中でも、今のまま基金が状況的にふえるようなことであれば、ある程度今の状況でここ数年ぐらいは税率等の見直しはしなくも済むのではないかなというような観測もあります。

ただ今後、先ほど議員が言われましたように、インフルエンザ等が発生しなければ何とか今の状況でいけるのではないかなということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

主管課でしっかり考えていただいているので大丈夫だと思いますけれども、町長に確認だけしておきたいんですが、たしか国保の安定化計画でしたか、そういったものを今、多分つくっていて、もうでき上がるタイミングになっているのかと思いますけれども、そういった中できちんとそういうものを位置づけるということが必要なんだと思いますけれども、そういう指示というのは町長のほうから直接なされている部分ってありますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、安定化計画、今取り組んでいるところでございます。ご意見のようなことも踏まえまして、今後当たっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ぜひそれはお願いしたいと思います。原則的には受益者負担であるというのはよく理解できますけれども、やはり行政でやっている以上は全てそれという話ではやはり無理があると思いますんで、そういったところをきちんと見きわめていただいて、特に国保加入者の目線に立っていろいろ今後、国保税の改正も含めて運営をお世話になりたいと思います。これは希望です。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。

ここの時計で10分まで休憩をとります。いましてよろしくお願いします。

（午後 3時01分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、認定第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額1億8,995万777円、歳出総額1億8,769万1,868円、歳入歳出差引額225万8,909円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億2,048万4,700円、繰入金6,620万8,868円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、総務費272万4,244円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,487万1,624円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、5ページをお願いいたします。事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、収入済額1億2,048万4,700円で、前年度に比べ900万円ほど増加をいたしました。不納欠損額300円、収入未済額38万2,000円、収納率99.7%でございます。被保険者数は3,027名でございます。

1目後期高齢者医療特別徴収保険料9,175万8,100円で、2,829人でございます。

2目後期高齢者医療普通徴収保険料2,872万6,600円。

1節現年度分普通徴収保険料2,859万3,000円、延べ人数607人、不納欠損額300円、1名分、収入未済額34万700円、29件分で収納率98.8%でございます。

2節滞納繰越分普通徴収保険料13万3,600円、収入未済額11万7,400円、収納率53.2%でございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料1,900円、19件分でございます。

3 款 1 項一般会計繰入金6,620万8,868円、事務費分と保険基盤安定分でございます。

4 款諸収入59万7,300円、人間ドック助成金 6 人分と保険料歳出還付金でございます。

7 ページをお願いいたします。

5 款繰越金265万8,009円は前年度繰越金でございます。

以上が歳入項目の主なもので、歳入総額 1 億8,995万777円、昨年に比べ1,600万円ほど増加をいたしました。不納欠損額300円、収入未済額38万2,000円となりました。

続いて 9 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、支出済額272万4,244円、1 項 1 目一般管理費69万9,363円、2 項 1 目徴収費202万4,881円はともに経常的な経費でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,487万1,624円、前年度より1,700万円ほど増加をいたしました。これは、広域連合から示されました保険料に係る負担金、保険基盤安定負担金及び事務費負担金でございます。

3 款 1 項 1 目人間ドック助成事業費 9 万6,000円、6 名の方が利用されました。

4 款、5 款はございませんでした。

11ページをお願いいたします。

歳出合計 1 億8,769万1,868円、昨年に比べ1,660万円ほど増加をいたしました。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書がございます。実質収支額225万8,909円となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第 3 号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査結果をご報告申し上げます。

去る 7 月17日、本多町民課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査しましたところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていると認めましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、認定第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっております。歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては、介護保険料と公費負担で折半する仕組みとなっております。今年度の歳入総額は12億9,989万2,502円、歳出総額は12億7,379万493円で、歳入歳出差引額は2,610万2,009円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が2億1,476万7,200円、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料相当の支払基金交付金が3億7,047万9,544円、国及び県支出金5億2,037万2,970円、繰入金1億8,049万125円などでございます。

歳出の主なものは保険給付費でございまして、前年度比5.5%増の12億5,058万985円となり、全体の98.2%を占めております。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

介護保険につきましては、提案理由にもありましたように、財源の負担割合が介護保険法により定められております保険制度であり、保険給付費の半分は保険料で賄い、残り半分は国・県、市が負担することになっております。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。主なもののみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入1款の保険料は65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。今年度は3年に一度の保険料の改定があり、前年度比32.4%増の2億1,476万7,200円となりました。今年度の保険料基準額は年額4万4,700円で、この基準額をもとに所得に応じた6段階となっております。最高額はこの基準額の1.5倍、最小額は0.5倍です。詳しいことは施策の実績40ページ以降にありますので、ごらんいただきたいと思います。

保険料の徴収は原則年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴収となります。この普通徴収の27人から70万200円の未納が発生してしまいました。また、滞納繰越分が34人で67万円あり、年度末には15万9,100円の不納欠損処理をさせていただきました。保険料の徴収率は全体で99.4%となりました。

3款1項の国庫負担金2億2,170万642円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分を見越しての負担金で、過不足分は翌年度精算となります。

2項の国庫補助金ですが、1目の調整交付金1億89万3,000円は保険給付費の3から11%の範囲内で調整されて交付されます。高齢化率が高く、所得水準が低いと交付率が上がる仕組みとなっており、今年度は8.07%の交付となりました。

2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

7ページをお願いします。

4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金3億6,900万4,544円ですが、これは40から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の29%を賄うことになっており、過不足分は国庫負担金同様に翌年度精算されます。これは、社会全体で介護保険を支え

るために費用負担するという基本的なスタンスであります。

2 目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5 款 1 項の県負担金、1 目の介護給付費負担金 1 億8,439万5,700円ですが、これも介護給付費に対する県の法定負担分であります。

2 項の県補助金の地域支援事業交付金もそれぞれの補助割合に応じた交付となっております。

3 項の財政安定化基金支出金は、介護保険料の上昇分を抑制するために全市町村が拠出していた群馬県財政安定化基金からの交付金でございます。

6 款の財産収入は介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7 款繰入金是一般会計と基金からの繰入金があります。

1 項の一般会計繰入金 1 億7,049万125円は、保険給付費に対する法定負担分12.5%と介護認定審査会経費などの事務費分です。

9 ページ 2 項の基金繰入金1,000万円は介護給付費準備基金からの繰り入れで、介護給付費に充当いたしました。

8 款諸収入、9 款繰越金、10 款の使用料及び手数料はごらんのとおりでございます。

12 ページの歳入合計は前年度比5.3%増の12億9,989万2,502円となりました。

13 ページの歳出をお願いいたします。

1 款の総務費、支出済額1,479万6,363円は事務的経費でございます。

1 項の総務管理費は一般事務費、2 項の介護認定審査会費は認定審査に要する経費、3 項は保険制度の趣旨普及費、4 項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

下段の 2 款保険給付費ですが、前年度より5.5%増の12億5,058万985円で、会計全体の98.2%を占めております。要支援も含めて介護認定を受けている方の約77%が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費ともにふえている現状でございます。

1 項の介護サービス等諸費11億3,804万8,050円は要介護者が利用したサービス費で、その内訳が15ページ、1 目から 6 目までとなります。

中ほどの 2 項の介護予防サービス等諸費4,945万7,995円は要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が 1 目から 5 目までです。

3 項、4 項、5 項はごらんのとおりです。

6 項の特定入所者介護サービス費について説明いたします。

これは低所得者対策の一環であり、施設入所者で所得の低い方は食費と居住費の実費負担分が軽くなります。低所得者に対しましては所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が4,252万2,425円となりました。

19ページ、5款の地域支援事業費371万9,839円ですが、介護予防に関する支援が主で、地域包括支援センターで実施しております。

21ページ、6款の諸支出金は死亡等に伴う保険料の還付金と前年度分精算に伴います支払基金と国庫への返換金でございます。

以上、歳出合計は前年度比4.3%増の12億7,379万493円となりました。この結果、23ページ、実質収支額は2,610万2,009円となります。

24ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査結果をご報告申し上げます。

去る7月17日、加辺保健福祉課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受けました。関係諸帳簿、証拠書類等を照合しましたところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていることを認めましたので、ご報告申し上げます。

ただし、保険料の滞納額が年々増加をしておりますので、この縮減について努力されるよう要望したことを申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、認定第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ荘は介護保険施設であり、生活介護が中心の介護老人福祉施設でございます。運営費は保険者及び利用者が負担する介護保険報酬と利用者がさらに負担する食費と居住費の実費負担が中心となっておりますが、不足する分を一般会計から繰り入れております。

今年度の歳入総額は2億2,534万5,599円、歳出総額は2億1,225万8,198円で、歳入歳出差引額は1,308万7,401円となりまして、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものは、先ほど申しあげました負担金が1億6,843万6,870円、一般会計からの繰入金1,511万2,000円、利用者の実費負担を含む諸収入2,579万7,634円などでございます。

歳出はサービス提供に係る経費を計上した総務費2億1,225万8,198円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明申し上げます。

いわびつ荘は先ほどの町長の提案理由にもありましたように、定員50人の長期入所と6人の短期入所生活介護サービスを提供する介護老人福祉施設です。運営費は介護サービス提供

に伴います介護報酬がメインで、不足する額を一般会計から繰り入れております。

施設の概要は施策の実績46、47ページに掲載してございますので、後ほどござんください。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。主なもののみ説明させていただきます。

1款1項の負担金1億6,843万6,870円ですが、これは介護報酬などの保険適用分でございます。備考欄にありますように、利用区分別になっており、保険者負担は介護報酬の原則9割、利用者負担は1割となります。利用率は全国平均を上回る96.2%、短期入所は若干下がりまして65.6%となりました。過年度分の収入未済が前年度に引き続き1人5万3,830円あります。

3款の寄附金は4件で24万円ございました。

4款1項の一般会計からの繰入金1,511万2,000円は運営管理費です。

5款の繰越金は前年度からの繰越金1,575万7,095円です。

6款1項の雑入ですが、介護保険給付対象外サービス利用料2,545万1,762円は施設利用者の食費と居住費などの実費負担分でございます。施設サービスを利用したときは、サービス費の1割に加え、食費や居住費などが自己負担となります。

7ページになりますが、歳入合計は前年度比13.8%減の2億2,534万5,599円となりました。

次に歳出ですが、9、10ページをござんください。

1款1項1目の一般管理費2億1,225万8,198円で、施設運営費でございます。全て一般管理費で、施設サービス提供に係る経常的な経費となっております。一般職給料から賃金までと、次ページの退職手当組合負担金を含めた人件費が78%を占めており、その他給食の賄い材料費や光熱水費、各種委託料など、ござんのとおりでございます。

12ページをお願いいたします。

最初にあります機械浴槽購入費588万円は、平成8年に購入した機械浴槽本体の更新費用です。

次のコピー機購入費54万6,000円は、これまでのリース契約から購入へ切りかえたものです。

2款予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は前年度比13.6%減の2億1,225万8,198円となり、この結果、13ページ

の実質収支額は1,308万7,401円となりました。

14ページの財産に関する調書はごらんのとおり変動はございません。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月17日、加辺保健福祉課長に出席いただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合したところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていると認めましたので、ここに報告を申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は1億1,089万16円、歳出総額は7,943万5,308円、歳入歳出差引額は3,145万4,708円となり、そのうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が3,108万円でありますので、実質的な繰越金は37万4,708円でございます。

歳入の主なものは、分担金及び負担金20万円、使用料及び手数料650万円3,000円、財産収入8万9,639円、繰入金1億324万2,000円、繰越金40万円6,827円、諸収入44万8,550円でございます。

歳出の主なものは宅地造成事業費36万6,529円、情報通信事業費2,397万7,041円、公債費5,509万1,738円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、説明させていただきます。5ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の部の1款分担金及び負担金ですが、支出済額20万円、情報通信事業施設加入負担金の4件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額650万3,000円で、内訳といたしまして、情報通信事業施設使用料647万5,000円、加入戸数729件でございます。

また、滞納繰越金は2万8,000円の3件分でございます。

3款財産収入ですが、収入済額8万9,639円で、地域開発基金利子でございます。

4款繰入金ですが、収入済額1億324万2,000円で、内訳として、地域開発基金繰入金6,467万8,000円、宅地造成事業一般会計繰入金457万8,000円、情報通信事業一般会計繰入金3,398万6,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

5款繰越金ですが、収入済額40万6,827円で、前年度繰越金でございます。

6款諸収入は県道拡幅支障移転補償費等で44万8,550円で、主に五町田地内県道拡幅支障

移転補償費が43万5,750円でございます。

歳入合計といたしまして、1億1,089万16円でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、1款事業費ですが、支出済額2,434万3,570円で、内訳といたしまして、1項1目宅地造成事業費は施設管理事業として36万6,529円、2項1目情報通信施設事業費施設管理費として2,397万7,041円でございます。

主なものは、13節委託料では、施設保守管理委託料362万2,500円、15節工事請負費では、支障移転工事費342万8,880円、映像系増幅器設置工事1,281万円等でございます。

2款公債費でございますが、支出済額5,509万1,738円でございます。内訳といたしましては、元金及び利子を合わせまして、情報通信施設事業で4,855万1,054円、宅地造成事業で654万684円でございます。

歳出合計といたしましては、7,943万5,308円でございます。

11ページをお願いいたします。実質収支に係る調書でございます。

歳入総額が1億1,089万16円、歳出総額が7,943万5,308円、歳入歳出差引額3,145万4,708円です。

そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額は3,108万円、実質収支額が37万4,708円となりました。

12ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果をご報告申し上げます。

去る7月25日、角田総務課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等の検査、照合しましたところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていると認めましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、認定第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億4,134万4,211円、歳出の総額は5億3,721万98円でございます。歳入歳出差引額は413万4,113円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金778万円、使用料及び手数料1億7,200万3,370円、国庫支出金6,967万2,000円、県支出金3,116万3,000円、繰入金1億8,029万1,228円、繰越金680万9,037円、諸収入512万5,576円、町債6,850万円などでございます。

歳出といたしましては、総務費3,266万1,343円、建設費1億5,908万5,919円、施設費1億3,162万3,929円、公債費2億1,383万8,907円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、5ページ以降の事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入、第1款分担金及び負担金ですが、収入済額で778万円です。内訳ですが、農業集落排水分担金が118万5,000円、公共下水道負担金が659万5,000円となります。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額で1億7,200万3,370円となります。内訳ですが、1目公共下水道使用料が4,809万3,235円、2目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて9,540万150円、3目農業集落排水使用料が箱島・岡崎地区、岩下・矢倉地区を合わせて2,850万9,985円となります。

3款国庫支出金ですが、収入済額で6,967万2,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業国庫補助金でございます。

7ページをお願いいたします。

4款県支出金ですが、収入済額で3,116万3,000円となります。内訳ですが、公共下水道県補助金、浄化槽市町村整備県補助金の合計額となりますが、備考欄を参照ください。

5款繰入金につきましては、1億8,029万1,228円です。内訳ですが、一般会計繰入金が1億6,810万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,219万1,228円です。

6款繰越金ですが、前年度繰越金が680万9,037円となります。

7款諸収入ですが、収入済額512万5,576円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が2万4,622円、雑入として東京電力下水道副産物補償金が公共下水道事業、農業集落排水事業合計で226万5,123円、浄化槽整備事業の石形沢砂防工事に伴う補償料72万5,600円など、合計510万954円の収入になっております。

9ページをお願いいたします。

2目の駐車場等附帯工事費が180万1,000円となっております。駐車場の附帯工事につきましては、合併浄化槽42件の駐車場使用等の附帯工事を実施したものです。

8款町債ですが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債を合わせて6,850万円です。

以上、歳入合計は5億4,134万4,211円となります。

続きまして、11ページからの歳出をごらんください。

1款総務費ですが、一般管理費ということで職員4名分の人件費と事務的な経常経費です。次に、2款建設費、1項1目建設事業費は1億5,908万5,919円です。これ以降につま

しては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんください。

最初に、公共下水道事業費ですが、1,480万4,949円です。備考欄中ほどの管渠築造工事請負費に737万1,000円ですが、これは管渠延長164.2メートルの管渠築造です。

その下の新規取り付け管設置工事請負費313万8,450円は、取り付け管5カ所の設置工事費です。

その下の舗装本復旧工事請負費の144万9,000円は、管渠築造工事完成後自然転圧期間の6カ月を経過した部分の舗装本復旧工事費です。

13ページをお願いいたします。

次に、浄化槽整備事業費1億4,369万4,687円です。備考欄中ほどの合併処理浄化槽設置工事請負費1億1,919万6,000円ですが、これは新設128基分です。

4行下の浄化槽設置奨励金として1,186万5,000円、浄化槽エコ補助金として1,120万円を支出しております。

次に、農業集落排水箱島・岡崎地区は、群馬県農業集落排水事業連絡協議会会費4万5,000円です。岩下・矢倉地区は全体額で54万1,283円で、備考欄下から4行目のマンホール周辺舗装工事請負費22万500円と、その下のマンホール高調整工事請負費13万6,500円等でございます。

続きまして、3款施設費、1項1目施設管理費の1億3,162万3,929円でございます。ここでは、それぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上してあります。

最初に、公共下水道事業ですが、3,046万9,961円で、24年度末現在で接続世帯が775世帯で、接続率は77.9%です。備考欄5行目、汚水ポンプ井投込水位計交換修繕料120万7,500円は、吾妻浄化センターの汚水ポンプ井の水位計の交換です。

下から6行目の処理場維持管理業務委託料の757万6,800円は、吾妻浄化センターの維持管理の業務委託料です。

その下の管渠維持管理業務委託料378万円は、管渠延長6キロの清掃とカメラ調査約1キロの管理業務委託料です。

その下のマンホールポンプ通報システム管理業務委託料82万6,056円は、22カ所のマンホールポンプ異常通報等の業務委託料です。

15ページをお願いいたします。

備考欄上から2行目、汚泥運搬処理業務委託料515万4,947円は、吾妻浄化センターの汚

泥運搬処分委託料です。

次の浄化槽整備事業費6,324万6,653円ですが、1,471基の保守点検等を行いました。備考欄8行目、9行目の浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料合わせて4,552万9,927円の保守点検委託料です。

次の農業集落排水箱島・岡崎地区の2,177万892円ですが、接続率84.6%、329世帯が使用しております。備考欄下から12行目の処理場維持管理業務委託料の576万3,447円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。

その下の管渠維持管理業務委託料309万7,500円は、管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下・矢倉地区の1,613万6,423円ですが、接続率78.3%、260世帯が使用しております。先ほどの箱島・岡崎地区と同様、施設の維持管理費等となっております。今後の課題は接続率の向上にあります。

17ページをお願いします。

続きまして、4款公債費、1項公債費ですが、元金利子の償還を合わせて2億1,383万8,907円です。備考欄に元金利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に、予備費ですが、予備費の執行はありませんでしたので、よろしく願いいたします。

以上、歳出合計5億3,721万98円で、執行率は90.5%となりました。

19ページは実質収支に係る調書でございます。

20ページからは財産に関する調書が記載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月23日、土屋上下水道課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明

を受けまして、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査したところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていると認められましたので、ご報告申し上げます。

なお、引き続き加入率の向上、それから使用料金の滞納の縮減に努力されるよう要望したところでございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） ページで申し上げます。1点、8ページ。

東京電力の下水道副産物補償金、この算定数字等について伺いたいのであります。

以上。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 今、詳しいデータを持っていないんですが、農集の処理場から東部衛生センターのほうに運搬する運搬賃と、あとは放射性物質の測定委託料です。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 農集関係はそれなりに理解はさせていただきます。

それに関連して、公共下水はどういうふうになりますか。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 公共下水も汚泥を産廃業者が引き取っていて、それで肥料にしているわけなんです、その放射性物質の値が高いと産廃業者が引き取らないということで、持って行った後に放射性物質の含有率を調べて、それで低い場合にはそれを引きとって肥料にしているわけなんです、その運搬をするかどうか、その判断をする場合の放射性物質の測定費用です。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 公共の汚泥も一部肥料に回すんですか。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 公共下水の汚泥は産廃になるんですが、産廃処理業者がそれを持って行って、今度は産廃処理業者が肥料にして、販売をするなりしているということなんです。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） はい、結構です。

○議長（橋爪英夫君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

この時計で15分まで。

（午後 4時06分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 4時15分）

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5,767万4,995円、歳出の総額は5,181万8,749円でございます。歳入歳出差引額は585万6,246円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金84万円、使用料及び手数料3,725万3,758円、繰入金725万7,000円、繰越金578万5,147円、諸収入153万9,090円、町債500万円などでございます。

歳出といたしましては、簡易水道費3,568万692円、公債費1,613万8,057円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入ですが、1款分担金及び負担金で、1目簡易水道分担金として、収入済額で84万円の収入がありました。13ミリの加入分担金で8戸分の新設でした。

次に、2款使用料及び手数料の3,725万3,758円ですが、これにつきましては水道使用料及び量水器の使用料ですが、内訳は現年分が3,527万1,896円、過年度分が198万1,862円です。

3款繰入金につきましては、一般会計より725万7,000円の繰り入れです。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金として578万5,147円です。

5款諸収入につきましては、雑入の153万9,090円です。これは配水池監視装置修理保険金として29万4,250円、土地改良工事に伴う排水管布設がえの補償金として県農業事務所より113万円などです。

6款町債ですが、簡易水道事業債250万円と、次ページの過疎債250万円、合わせて500万円です。

以上、歳入合計で5,767万4,995円となります。

続きまして、歳出ですが、9ページをごらんください。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。備考欄をごらんください。

上から9行目の災害補償基金負担金までは職員1名の人件費でございます。

19行目の配水管等施設修繕料329万7,463円がありますが、配水管の破裂や施設の修繕費などです。

備考欄の下から10行目の堀井戸給水管布設がえ工事の118万6,500円から3行下の箱島水位調整弁交換工事166万9,500円までが工事請負費で、合計882万2,520円となります。

次に、2款公債費ですが、1目元金、2目利子合わせて1,613万8,057円になります。

以上、歳出合計5,181万8,749円。

13ページに実質収支に係る調書、14ページには財産に関する調書が記載されていますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果をご報告申し上げます。

去る7月23日、土屋上下水道課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査しましたところ、歳入歳出とも関係法令に準拠して適正に処理されていると認めましたので、報告を申し上げます。

なお、引き続き使用料の滞納額の縮減に努力されるよう要望したところでございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億8,389万6,422円、営業外収益2,004万4,820円で、水道事業収益が2億394万1,242円となります。

収益的支出では、営業費用1億4,370万3,880円、営業外費用3,823万3,443円、特別損失23万9,485円で、水道事業費用は1億8,217万6,808円でございます。

資本的収入では、負担金が1,197万5,000円で、資本的収入は1,197万5,000円となります。

資本的支出では、建設改良費4,523万2,770円、企業債償還金6,501万2,654円で、資本的支出は1億1,024万5,424円となり、不足する額9,827万424円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115万4,995円、過年度分損益勘定留保資金226万9,949円、当年度分損益勘定留保資金6,999万8,030円、減債積立金処分2,484万7,450円で補填いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、東吾妻町水道事業決算報告について説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

損益計算書ですが、これ以降につきましては税抜きで表示をしてあります。中ほどに営業利益3,310万3,137円があります。その下に経常利益が2,071万6,904円あります。

一番下から3行目が当年度の純利益でありまして、2,048万8,823円となりました。ただし、前年度繰越欠損金が2,241万5,271円ありますので、当年度未処理欠損金といたしましては192万6,448円となります。

次に、8ページをごらんください。剰余金計算書です。

先ほど説明しましたが、9ページ右から3列目の未処分利益剰余金（未処理欠損金）の欄でございますが、一番下の行、当年度末残高として192万6,448円となりました。

8ページの一番右の列、資本剰余金当年度末残高として8億1,459万9,678円となります。その下の欠損金処理計算書ですが、平成24年度につきましては欠損金処理を行いませんでしたので、当年度の部分がそっくり翌年度へ繰り越されることになります。

次の10ページの貸借対照表をごらんください。

10ページ最下段、資産合計は固定資産、流動資産合わせて27億5,256万6,453円です。

11ページにいきまして、負債の部の一番下、負債合計が1,806万7,392円、資本の部の一番下から2行目の資本合計は27億3,449万9,061円となりまして、資本の部の一番下の負債資本合計と10ページの資産の部一番下の資産合計は同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

1 概要、(1)総括の営業状況ですが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人口とも減少傾向にありましたが、24年度は加入戸数は若干ふえ、給水戸数、給水人口は減少をいたしました。配水量につきましても3%ほど減少をしております。

表の一番下の有収率でございますが、1.8%増加し、82.9%でした。老朽管等の更新を計画的に進め、向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましてはごらんのとおりですが、14、15ページに建設改良工事の内容が記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

続きまして、経理状況ですが、収益的収支では2,048万8,823円の利益が生じ、資本的収支では9,827万424円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.56%となりました。未納者に対しましては引き続き未納者対策を講じていきたいと思っております。

12ページの議会議決事項、13ページの行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14ページ、15ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですので、ごらんをいただければと思います。

続きまして、16ページの3業務、(1)業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較になっております。表の下の供給単価が129円37銭、給水原価が140円3銭となっております。

17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較ですので、

ごらんをいただければと思います。

18ページの会計でございますが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は10億5,152万5,831円となっております。補助金につきましては、一般会計より2,000万円を受け入れ、収益的収支において2,000万円を企業債償還金利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、ダム関連工事に伴う負担金を中心に2,033万6,421円を受け入れました。

続きまして、19ページの水道事業収益費用明細書をごらんください。

水道事業収益として、消費税抜きで1億9,563万7,424円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の20ページから22ページまでは、水道事業費用の明細でございます。費用合計は20ページの一番上の段にあります。1億7,514万8,601円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動をしております。

続きまして、23ページの資本的収支明細書をごらんください。

これは、消費税込みの金額となっております。資本的収入は1,197万5,000円、資本的支出は1億1,024万5,424円となりました。これは4ページ、5ページの資本的収入及び支出に連動をしております。資本的支出の企業債償還金6,501万2,654円は元金部分です。

25ページから27ページに明細がありますので、ごらんをいただければと思います。

最後となりますが、24ページには固定資産明細書が、25ページ以降は先ほど申し上げましたが、企業債の明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定について審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月23日に土屋上下水道課長に出席をいただきまして、事業実績の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査したところ、収益的収支及び資本的収支についての経理は関係法令に準拠し、適正に処理されていると認めたので、報告を申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす9月6日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午後 4時35分）

平成25年 9 月 6 日（金曜日）

（第 2 号）

平成25年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成25年9月6日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 2 議案第 7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について
- 第 3 議案第 8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に
関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例について
- 第 8 議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 3号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 4号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 5号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第14号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定につい
て
- 第15 議案第15号 字区域の変更について
- 第16 議案第16号 町道路線の廃止について
- 第17 議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第18 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	橋 爪 英 夫 君	２番	佐 藤 聡 一 君
３番	根 津 光 儀 君	４番	樹 下 啓 示 君
５番	山 田 信 行 君	６番	水 出 英 治 君
７番	轟 徳 三 君	８番	茂 木 恒 二 君
９番	金 澤 敏 君	１０番	青 柳 はるみ 君
１１番	須 崎 幸 一 君	１２番	浦 野 政 衛 君
１３番	一 場 明 夫 君	１４番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局長 係	水 出 悟
--------	---------	-------------	-------

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） みなさん、おはようございます。昨日に引き続いてお世話になります。
ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議案第 6 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第 6 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、年次有給休暇の付与基準日を 1 月 1 日から 4 月 1 日に変更するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おはようございます。

この条例改正につきましては、先ほど町長より説明のありましたとおり、職員の年次有給休暇の付与基準日を4月1日に変更するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第12条の「一の年」を「一の年度」に改め、以下2号、3号及び2項についても年を年度に改めるものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について及び日程第3、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項に掲げる事務を処理するために、必要な審議機関を設置する必要があることから制定するものであります。また制定に伴いまして、子ども・子育て会議委員の報酬を追加させていただくものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） おはようございます。お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

本条例の制定根拠は、昨年制定されました子ども・子育て支援法でございます。国においては本年4月内閣府に、内閣総理大臣の諮問に応じ子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査、審議をする子ども・子育て会議を設置しております。本条例は地方版子ども・子育て会議の設置でございます。本会議は、地方自治法第138条の4第3項で定めた附属機関となります。

それでは、条文をごらんください。

第1条の目的ですが、子ども・子育て支援法第77条の第1項の規定に基づき設置するものでございます。参考に支援法の参照条文を添付してございますので、その裏面をごらんください。

第2条の所掌事務ですが、支援法第77条第1項に掲げる事務を処理するとありますが、具体的には同項第3号、4号にあります子ども・子育て支援事業計画の審議及び実施状況の調査等となります。よって当面は、この子ども・子育て支援事業計画の策定となります。

条例第3条の組織ですが、20人以内の委員で組織します。

第4条は委員の内訳ですが、子供の保護者を中心に子ども・子育て支援に関する事業に従事する者並びに学識経験者、さらに町長が必要と認める者でございます。第2項では委員任期は2年、第3項では再任を妨げないとなっております。

第5条では委員長及び副委員長の規定です。委員長は互選で選び、副委員長は委員長の指名となります。

第6条の会議ですが、本会議は委員長が招集し、その議長となります。

第7条では協力の要請として、会議に委員以外の者の出席または必要な資料の提出を求めることができるいたしました。

第8条の庶務で、事務局は保健福祉課となります。

第9条は委任規定です。

最後の附則ですが、本条例の施行日は公布の日からとなります。また、招集の特例と委員任期の特例を設けましたので、よろしくお願いいたします。

今後の予定ですが、国が示すニーズ調査に町独自の調査を加えたアンケートを行い、その集計及び分析結果を得てから会議を開きたいと考えています。そして、来年度中には平成27年度から向こう5年間の東吾妻町子ども・子育て支援事業計画を策定しなければなりません。

そのため、あわせまして本事業計画の策定に要する経費を一般会計補正予算に計上させていただきますので、あわせましてよろしくお願いいたします。

続きまして、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。別表の委員に先ほどの子ども・子育て会議の委員を追加するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において地方税法が改正されたことにより、地方税法施行令、地方税法施行規則も改正が行われました。これに伴い、東吾妻町税条例についても条例整備を行う必要が生じたので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

東吾妻町税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

先ほど町長が申されましたように、今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴

う地方税法施行令、地方税法施行規則が整備されたことに伴う税条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

本則第34条の7第2項につきましては、寄附金税額控除の個別の率でございますが、税法によって規定されているため全文改正といたしました。内容につきましては、復興特別所得税が平成25年1月1日から課税されたことに伴う、ふるさと寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の算定方法の改正でございます。

第47条の2は公的年金等に係る個人町民税の特別徴収でございますが、賦課期日後に該当者が町外へ転出した場合、一定の要件のもとで特別徴収を継続させるための改正でございます。

第47条の5につきましては、公的年金等からの特別徴収の仮特別徴収税額等の算定方法を、現行の前年度2月の徴収額から前年度の免税額の2分の1を3回に分けて、4、6、8月に徴収する内容の改正でございます。

以下につきましては附則部分でございますが、法改正等に伴う訂正日、文言の整理、条ずれ項ずれ等の改正でございます。

附則第3条の2は延滞金の割合の特例でございます。通常の延滞金は現行の14.6%から9.3%に、1ヶ月までの延滞金につきましては現行の4.3%から3.0%に、還付加算金は現行の4.3%から2.0%にするものでございます。なお、今申し上げました割合につきましては、貸出約定平均金利が1%の場合でございます。

附則第4条納期限の延長に係る延滞金の特例でございますが、法人町民税の確定申告期限の延長部分の延滞金を現行の4.3%から2.0%に改正するものでございます。

附則4条の2につきましては、法改正による項ずれ整備でございます。

附則7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別控除の適用期限が4年間延長されたことに伴う規定整備でございます。

附則7条の4につきましては、本則第34条の7第2項の改正に伴う改正でございます。本則同様、個別の率につきましては税法で規定されておりますので、全文改正といたしました。

附則第10条の2は法改正による項ずれ整備でございます。

附則第16条の3は上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定整備でございます。

附則第17条の2につきましては、租税特別措置法第37条の9の2が、適用期限の到来に

より廃止されることに伴う規定整備でございます。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般公社債と特定公社債等に改組されたことに伴う規定整備でございます。附則第19条の2につきましては、附則第19条の特定公社債等を新設するための規定整備で、全文改正でございます。附則第19条の3から第20条まで及び附則第20条の3、附則第20条の5は単に課税標準の計算の細目を定めるものであるため、条文を削除するものでございます。

附則第20条の2は附則第20条に、附則第20条の4は附則第20条の2に繰り上げ及び規定整備でございます。

附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限が、震災があった日から同日以降7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長されたこと及び読みかえ部分を表にして、どの条項が読みかえられているかがわかるようにするための規定整備でございます。

附則第23条第1項につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除額の適用期間等の特例の改正に伴う規定整備でございます。施行期日につきましては、所得税との絡みにより、第34条の7、附則第3条の2、附則第4条の2、附則第7条の4、附則第17条の2、附則第22条の2につきましては平成26年1月1日、附則第7条の3の2、附則第23条第1項につきましては平成27年1月1日、附則第20条の5の削除は平成28年1月1日、附則第7条の4、附則第19条の2第1項の部分と前述以外につきましては平成29年1月1日でございます。

以上、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が5年間延長されたことに伴い、東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例についても条例整備を行う必要が生じたので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長(松井秀之君) お世話になります。

東吾妻町過疎対策のため東吾妻町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長が申しましたように、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が5年間延長されたことに伴う町条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、第1条以外に過疎地域自立促進特別措置法が使用されることとなるための整備でございます。

第2条につきましては、租税特別措置法の改正に伴う規定整備でございます。

附則第5項につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限延長に伴う期間延長でございます。

以上雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第6、議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において地方税法が改正されたことにより、地方税法施行令、地方税法施行規則も改正が行われました。これに伴い、東吾妻町国民健康保険税条例についても条例整備を行う必要が生じたので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたように、東吾妻町税条例と同様に、地方税法の一部改正に伴う地方税法施行令、地方税法施行規則が整備されたことに伴う国民健康保険税条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第5条の2につきましては条ずれ修正でございます。施行期日は平成25年4月1日でございます。

以下につきましては附則の部分でございますが、文言修正、単に課税標準の計算の細目を定めるためであるための削除、項の繰り上げ及び規定整備でございます。施行期日につきましては全て平成29年1月1日でございます。

附則第3項につきましては、配当所得を配当所得等に修正するものでございます。

附則第6項につきましては、項ずれ修正及び株式等を一般株式等に修正するものでございます。株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に改組されたことに伴う所要の改正でございます。

附則第7項につきましては、附則第6項の上場株式等を新設したことによる改正でございます。

附則第8項、9項、11項、15項につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるも

のであるため削除いたしまして、附則第10項は附則第8項に、附則第12項は附則第9項に、附則第13項は附則第10項に、附則第14項は附則第11項に繰り上げ及び規定整備でございます。

以上、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査を終了するようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

パスポート発券に伴い必要となる収入印紙を、現在販売している群馬県収入証紙とあわせて販売するための条例の制定でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

東吾妻町収入印紙等購買基金条例の制定について説明をさせていただきます。

10月1日から東吾妻町役場でパスポートの発券業務を行うこととなりますので、パスポートの申請者の利便を図るために、収入印紙を取り扱うための基金会計を新設し、収入印紙の売りさばき業務を行うものでございます。なお、収入印紙につきましては、パスポートの申請者の利便を図るためのもので、種類を限定して売りさばく予定ということで、役場付近の収入印紙の取り扱い業者には理解をいただいております。またこの業務とあわせて、現在一

般会計の中で取り扱っている群馬県収入証紙の売りさばき業務につきましても、基金会計の中で取り扱いと考えております。

基金の額につきましては、収入印紙、群馬県収入証紙の購買資金を各100万円で、計200万円で運営する予定でございます。基金の運用から生じる取り扱い手数料及び預金利子等につきましては、一般会計へ計上して整理するものでございます。

以上、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査を終了するようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律が、平成25年6月21日に公布されました。この法律の一部改正の中に、中小企業信用保険法の改正がありましたので、本条例で引用している部分の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

それでは、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、中小企業信用保険法の一部改正により、法第2条第2項に規定されていましたが小規模企業者の規定が同条第3項となり、以下各項が繰り下げと

なりました。

新旧対照表をごらんください。

本条例第2条第2項に規定する法律の引用する項が変わりましたので、第2項を第3項に改めるものでございます。

また、第5条第6号において、ア及びイを、それぞれ第6号、第7号とするものでございます。

施行期日につきましては、法律の施行の日から3ヶ月以内で政令で定める日となっておりますので、法律の施行の日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億1,396万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億7,966万2,000円とするものであります。今回の補正につきましては、平成24年度国の補正予算で創設された地域経済活性化雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の予算計上と、平成24年度決算額の確定に伴う前年度繰越金の増、統合中学校建設事業費の増、小・中学校情報教育機器整備費の追加等が主な内容でございます。

以下、歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

地域の元気臨時交付金は、第1次分の交付限度額といたしまして2億5,222万3,000円の内示を受けておりますが、そのうち1億5,560万円を9月補正で予算計上いたしました。交

付金の充当先ですが、統合中学校部室棟新築事業に7,300万円、学校環境改善交付金事業に1,500万円、共同霊園用地購入事業に800万円、町道舗装改良事業に800万円、下水道事業特別会計繰出金に5,160万円となっております。

なお、下水道事業特別会計繰出金は、特定地域生活排水処理事業の地方債のかわりに交付金を充当するものであります。

前年度繰越金につきましては、決算額の確定により1億146万1,000円の増となっております。

繰越金の増に関連いたしまして、当初予算で計上していた財政調整基金の取り崩しが不用となったため、財政調整基金の繰入金につきましては1億3,893万9,000円の減となっております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは1ページをお願いしたいと思います。

一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条ですけれども、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億1,396万6,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ84億7,966万2,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。道路整備事業（過疎債）の限度額を500万円減額をして4,640万円に、統合中学校建設事業（合併特例債）の限度額を500万円減額をし9,710万円に、臨時財政対策債を680万円増額をして3億7,620万円に変更するお願いでございます。これにつきましては、後ほど21款地方債のところで説明させていただきます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお願いしたいと思います。

第10款地方交付税につきましては、111万5,000円の減額でございます。

13款使用料及び手数料ですが、3,000円の追加でございます。これは説明欄に記載がありますけれども、体育施設使用料過年度分収入による追加でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金ですが、交付決定による2,257万6,000円の追加でございます。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金ですが、交付決定による5万円の追加でございます。

4目教育費国庫補助金ですが、交付決定による追加と国庫負担金への財源組み替えによる減額により差し引きで、688万9,000円の減額でございます。

6目総務費国庫補助金ですが、平成24年度国の補正予算で創設されました地域の元気臨時交付金の予算計上でありまして、1億5,560万円の追加計上でございます。地域の元気臨時交付金は、第1次分の交付限度額として、2億5,222万3,000円の内示を受けておりますけれども、今回はこのうち先ほど申しあげました金額を計上するものでございます。

交付金の充当につきましては、先ほど町長が提案説明したとおりでございますけれども、改めて説明をさせていただきます。

統合中学校部室棟の新築事業に7,300万円、学校環境改善交付金事業に1,500万円、町道平・長藤線舗装改良事業に800万円、あがつま共同霊園の用地購入費用に800万円、下水道事業特別会計繰出金に5,160万円でございます。この元気臨時交付金ですけれども、国においての作業が大幅におくれていることをお継ぎさせていただきたいと思います。第1次分の残金が生じるわけなんですけれども、今のところの予定ですと、基金にし積み立てをして翌年の事業に充当したいというように考えております。

3項の委託金ですが、説明欄記載のとおり緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金48万4,000円の追加でございます。

8ページをお願いしたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金につきましては、4万2,000円の追加でございます。

4目農林水産業費県補助金でございますが、634万2,000円の減額でございます。

16款財産収入でございますが、1,000円の追加でございます。10月からのパスポート発給に伴い、収入印紙及び群馬県証紙の売りさばき業務を行うため基金を設置しますので、基金利子としての計上でございます。

17款寄附金でございますが、教育費指定寄附金として30万円の受け入れでございます。

18款繰入金ですが、繰越金の増に伴い、財政調整基金からの取り崩しを1億3,893万9,000円減額するものでございます。

19款の繰越金ですが、前年度繰越金として9,338万6,000円の追加と、繰越明許費繰越金として807万5,000円の追加でございます。

21款の町債、3目の土木債ですが、町道岩下・川中線が過疎対象外となったことによりまして、500万円の減額でございます。

4目の教育債でございますが、国庫負担金・補助金が交付決定により増額されたことにより、その分町債を1,580万円減額するものでございます。

5目臨時財政対策債ですけれども、発行可能額の決定によりまして680万円を追加するものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費でございますが、収入印紙等購買基金積立金の200万円のお願いでございます。

続きまして、2項徴税费、2目賦課徴収費でございますが、27年度固定資産税の評価替えに向けた標準値の不動産鑑定及び地価公示等の補正のための委託料681万5,000円のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 3款民生費、1項の社会福祉費です。

1目の社会福祉総務費では、42万円のお願いでございます。説明欄にありますように、忠霊塔支障木の伐採等委託料のお願いです。戦没者を祭る忠霊塔は旧町村ごとに町内には5基あります。現在、原町を除く4基は保健福祉課で管理しております。今回お願いするのは、太田と岩島の忠霊塔敷地内にある支障木の伐採等に係る経費でございます。いずれも大きな木が立ち枯れ状態にあり、これらが台風などで倒れた場合、忠霊塔本体を損傷するおそれがありますので、伐採処分するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

同じく、6目国民健康保険費でございます。

28節繰出金3,887万5,000円減額のお願いでございます。

国民健康保険税の税率等の改正による増額分を一般会計の繰出分から減額するものでござ

います。

次に、9目老人医療費でございます。

23節償還金、利子及び割引料、7万7,000円追加のお願いでございます。平成24年度老人保健医療費の交付金の返還金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2項の児童福祉費、1目の児童措置費では195万9,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。子育て支援費ということで、今議会に上程しております子ども・子育て会議条例に関する経費でございます。都道府県及び市町村は、子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を来年度中に策定しなければなりません。町においても、今後子ども・子育て会議を設置し、本事業計画を策定してまいりますので、その関係経費のお願いでございます。委員報酬と費用弁償は会議2回分の費用です。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、今年度分として172万7,000円でございます。委託業務内容は、ニーズ調査を行いますので、その結果の入力、集計から始まり、ニーズ量や目標値の推計、さらに調査結果の分析、報告書の作成業務などですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 11ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目公害対策事業費でございます。

11節需用費7万6,000円追加のお願いでございます。これは原町中学校に設置してあります大気汚染測定局に、今年7月、県の方で新たにPM2.5の測定器を設置いたしました。実際には8月28日から稼働をしております。このため、今後必要となる電気料の不足分でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

4款3項1目の簡易水道費でございますが、393万円の減額のお願いでございます。これは28節の簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

5款1項1目の労働諸費でございます。吾妻職業安定協会負担金3万8,000円の追加のお

願いでございます。

6 款 1 項 6 目の農地費です。地域自主戦略交付金事業、細谷地区土地改良事業の換地業務、地役権解除設定委託料としまして80万円の増額をお願いでございます。

続きまして、群馬県中山間地域農業農村整備事業、用水合理化整備計画事業委託料の550万円の減額をお願いでございます。

続きまして、県単小規模土地改良事業で県単小規模鳥獣害防止対策補助金、2 地区におきまして新規で行います120万円の増額をお願いでございます。

続きまして、町単小規模土地改良工事では、消耗品及び工事請負費の159万2,000円の増額をお願いでございます。

12ページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目の林業振興費では、支障木や剪定枝の処分のためのチップーシュレッダーの購入及び動産保険料272万6,000円の増額をお願いでございます。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業でございますが、被害対策実施隊の活動に対する補助金が、町ではなく協議会へ交付されることになりましたので、205万8,000円の減額をお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

続きまして、2 目林業施設基盤整備費の工事請負費500万円の追加をお願いでございます。

林道小屋沢線の路面流出による改修で、元気臨時交付金の対応を検討し当初予算に計上しておりませんでした。精査した結果交付対象外となったことから、単独費の対応として追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、7 款 1 項 2 目商工振興費でございます。商工業対策事業で、小口資金損失補償金4件、427万5,000円の増額をお願いでございます。

3 目観光費では、箱島湧水駐車場の舗装工事につきまして、地権者との現地精査によりまして、土地の購入面積及び舗装面積の増加によります97万3,000円の増額をお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8 款土木費でございます。

1 項 2 目道路維持費の負担金、補助及び交付金175万円の追加をお願いでございます。現

在、町道認定しております榛名西麓地区県営事業で開設した広域農道保全事業を、県で実施していただくための負担金で、事業費の25%となっており、農道の点検診断、保全計画の作成、対策工事の実施まで県でやっていただくものでございます。今回、町道路線の廃止についてもお願いする予定であります。

次に、13ページをお願いいたします。

3目、道路改良費700万円は内野・山田川線、改良工事に伴う追加のお願いでございます。工事請負費350万円は、護岸改良に伴う簡易な橋をボックスカルバードに布設がえするための追加、補償費につきましては上水道の布設がえの補償金の追加でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 8款2項5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金6,610万7,000円の追加のお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、484万8,000円の追加のお願いでございます。

備品購入費につきましては、省電力トランシーバー44台ございまして、各分団消防車両2台、本団及び各分団長で12台を配備するものでございます。

19節の負担金、補助及び交付金につきましては、防火水槽新設工事及び補修工事補助金の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費についてお願いいたします。事務局費につきましては、156万4,000円の追加でございます。説明欄をごらんください。中学校統合費につきましては、統合中学校の校歌、校章を制作するに当たり準備委員会で検討した結果、詩の内容については町民の方に入りたい言葉を募集する、これをもとに専門家に作詞作曲を依頼するのがよいという結果になりましたので、今回これに対する委託料の追加のお願いでございます。次に、緊急カウンセラー等の派遣事業につきましては、原町中学校へのスクールカウンセラー等の追加の配置のお願いでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

5目給食調理場運営管理費です。23万3,000円の追加のお願いです。説明欄をお願いいたします。これにつきましては臨時の給食調理員の社会保険料で、当初は総務課において一括して支払いしていましたが、労災保険の事業種類が違うため、新たに教育委員会で登録をし支払うことが必要となったため、追加のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費118万7,000円の追加のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。情報教育機器設定委託料で教職員用のパソコンにつきまして、Windows XPのサポートが終了いたしますことによりOSソフトの更新業務委託料の追加でございます。

次に、2目教育振興費でございます。2,231万5,000円の追加のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。備品購入の追加で、先ほど教職員のパソコンにつきましてはソフトの更新のお願いということで提案させていただきましたが、町全体の小学校に配置されている生徒用のパソコンにつきましては、平成17年、18年度で整備したもので性能的にソフトの更新ではWindows XPサポートの終了に対応できないため、機器の更新による追加のお願いでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費531万7,000円の追加でございます。説明欄をお願いいたします。修繕料につきましては原町中学校の放送室用のアンプで、詳細な検討をした結果、当初予定していたものでは新教室等に対応できないため、機種の変更のお願いでございます。また、情報教育機器設定委託料につきましては、小学校と同様、教職員のパソコンのOSソフトの更新作業委託料でございます。工事請負費につきましては、太田中学校の県道拡幅工事によるネットフェンスの移設をいたしました。このとき支障となるイチョウの木等高い木も一緒に伐採をしたところ、ネットフェンスより高い木がなくなったために校庭から県道へボール等が出てしまうということがあります。この対策として、ネットのかさ上げを行いたいので、これによる追加のお願いでございます。

次に、2目教育振興費876万6,000円の追加でございます。説明欄をお願いいたします。備品購入は、小学校費でもお願いをいたしましたが、生徒用パソコンの更新でございます。パソコンにつきましては、性能的にOSソフトの更新では対応できないということで、機器の更新をお願いいたします。

次に、3目中学校施設整備費1,598万1,000円の追加でございます。説明欄をお願いいたします。原町中学校校舎改修工事の追加でございます。改修の2期工事発注に当たり単価改

正があったことによる設計の見直し並びに現在 1 期工事を実施しておりますが、この過程で北側の壁やタイルの破損等が確認されたことによる工事の追加でございます。また、部室につきまして学校と検討した結果、2 部屋の追加が必要となったことによる工事請負費の追加でございます。

続きまして、5 項社会教育費、2 目公民館費でございます。71 万円の追加です。説明欄をお願いいたします。中央公民館運営費の修繕料につきましては、屋上の受水槽タンクの給配水管の保温工事の追加でございます。坂上公民館運営費の備品購入につきましては、原田文庫への寄付があり、これらの図書等の備品の購入の追加のお願いでございます。

次に、3 目文化財保護費 60 万円の追加でございます。これにつきましては、三町企画展の負担金の追加によるお願いでございます。

以上のとおりでございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9 月 17 日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

11 時 10 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 57 分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 2 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第 10、議案第 2 号 平成 25 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まずは事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ1億6,606万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,360万3,000円とするものでございます。

歳入は、国民健康保険税3,887万5,000円追加、療養給付費交付金868万円追加、前期高齢者交付金3,939万3,000円追加、繰入金3,887万5,000円減額、繰越金1億1,799万5,000円の追加です。

歳出は、保険給付費8,378万9,000円追加、後期高齢者支援金等1,479万5,000円減額、基金積立金8,999万9,000円追加、諸支出金752万円の追加です。

保険者の都道府県移行につきましては、政府の社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書の内容を具現化するため、大まかな改革内容やスケジュールを盛り込み平成29年度をめどに位置づけされました。皆保険を実現した昭和36年から約半世紀、多くの改正を重ねた国保制度は、保険者の変更という最大規模の変革を迎えようとしております。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9,782万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別説明書により説明させていただきます。

まず歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税3,220万8,000円、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税666万7,000円の追加のお願いでございます。ともに税率等の改正によるものでございます。

次に、5款1項1目療養給付費交付金868万円、平成24年度退職者等医療給付費交付金の追加交付分、6款1項1目前期高齢者交付金3,939万3,000円追加、平成23年度分の精算によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金3,887万5,000円減額、税率等の改正によります増額分を繰入金から差し引くものでございます。

10款1項1目前年度繰越金1億1,799万5,000円追加、これは前年度の決算額の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費14万8,000円追加、これは保健センターに国保データベースシステムを設置するもので、通信料5万5,000円、パソコン購入1台分9万3,000円でございます。

同じく2目連合会負担金8,000円追加、額の確定によるものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費7,510万8,000円追加、今のところ前年度並みに推移をしておりますが、今後医療の高度化等により療養費の増加が予想されるためでございます。

同じく、2目退職被保険者等療養給付費868万1,000円、前年度の退職者医療負担金の追加分でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金1,479万8,000円減額、同じく2目後期高齢者支援金事務費拠出金3,000円追加。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金8万6,000円減額、同じく2目事務費拠出金3,000円追加、6款1項1目介護納付金51万8,000円減額、ともに額の確定によるものでございます。

9款1項1目基金積立金8,999万9,000円追加、前年度の保険給付費の残額分を充てるものでございます。なお、当町の規模でございますと、基金の保有金額は8,000万円程度でございます。

11款1項3目償還金752万円追加、これは前年度の国及び県の補助金等の精算によります返還金で療養給付負担金、特定健診負担金等の返還金の額の確定によるものでございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。中ごろの事項別明細をごらんください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金273万7,000円追加、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費273万7,000円追加、施設管理費分です。

12節役務費、金額の変更がないので記載はありませんが、細々節の変更で医師住宅のハウスクリーニング代20万4,000円追加、電子カルテ導入に伴う旧機械の情報提供データベース

レベルアップ手数料20万4,000円減額とするものでございます。

13節委託料27万8,000円追加、電子カルテシステムサポート保守点検委託料でございます。

18節備品購入費245万9,000円追加、これは今年度の予算でお世話になりました電子カルテシステムに医療用画像補完システムを接続しレントゲン撮影、内視鏡画像等を取り込むことにより、患者さんへの説明が画面ででき処方のみでなく検査病名もチェックできるメリットがあります。

以上が国民健康保険特別会計事業勘定及び施設勘定の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第3号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度分国庫支出金及び支払基金交付金の精算と、前年度繰越金の確定に伴うものでありまして、379万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億5,448万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、先ほど町長が申しあげましたように、前年度分の介護給付費負担金の精

算によりまして、4款1項の国庫負担金が152万2,000円追加となります。

8款2項の基金繰入金は、前年度の繰越金が確定したことにより2,337万9,000円の減額となります。

10款の繰越金ですが、決算により確定いたしましたので2,565万2,000円を追加するものでございます。

歳出をお願いいたします。

6款の諸支出金ですが、償還金として379万5,000円のお願いです。歳入でもありましたように、前年度分の介護給付費等の精算によりまして、ごらんのとおり支払基金と国庫への返還金が確定しましたので、その額379万5,000円をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第4号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,605万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億718万6,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、国庫補助金1,581万円の追加、県費補助金198万5,000円の減額、繰入金6,610万7,000円、繰越金113万4,000円、雑入1,358万5,000円の追加、町債の7,860万円の減額でございます。歳出といたしましては、総務管理費14万1,000円の追加、建設事業費1,591万円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決ください
ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。

1の地方債の変更でございますが、資本費平準化債の限度額を100万円減額して4,400万円とするものです。

2の地方債の廃止でございますが、一般会計総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金を一般会計より繰入れ、浄化槽事業の下水道事業債3,880万円と過疎債3,880万円を廃止するものです。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目の生活排水費国庫補助金（低炭素浄化槽事業）1,581万円の追加のお願いでございます。理由といたしましては、国庫補助率が3分の1から2分の1に変更に伴うものでございます。

4款1項1目の県補助金でございますが、198万5,000円の減額のお願いでございます。浄化槽の転換に伴う県のエコ補助金が、1件10万円だったものが事業費の4分の1の補助率に変更になったためでございます。

5款1項1目の一般会計繰入金6,610万7,000円の追加のお願いでございます。主な理由は、当初予算の町債を廃止し、地域の元気臨時交付金を一般会計から繰り入れるためでございます。

6款1項1目の繰越金であります。平成24年度決算で繰越金の額が確定しまして113万4,000円の追加でございます。

7款2項の雑入であります。1目4節箱島岡崎地区雑入が、上信道祖母島・箱島バイパス工事に伴う農業集落排水管路布設がえの補償金1,320万円、2目1節の浄化槽整備事業付帯工事費、駐車場仕様等でございます。による38万5,000円の追加でございます。

8款1項の町債であります。1目下水道事業債、2目過疎債とも浄化槽事業債をあわせて7,760万円の減額、3目平準化債100万円の減額でございます。

続きまして、歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費14万1,000円の追加のお願いでございます。これは時間外勤務手当の追加でございます。

2 款 1 項 1 目の建設事業費1,591万円の追加のお願いでございますが、祖母島・箱島バイパス工事に伴う委託料126万円と工事請負費1,260万円と公共下水道浄化槽整備の工事請負費205万円、合わせて1,591万円の追加のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第5号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,313万5,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金の393万円の減額、繰越金の565万6,000円、雑入の1,028万4,000円の追加でございます。

歳出といたしましては、維持管理費1,201万円の追加でございます。詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの歳入をごらんください。

3 款 1 項 1 目の繰入金で393万円の減額のお願いでございます。

4款1項1目の繰越金であります。平成24年度決算で繰越金の額が確定しまして、565万6,000円の追加のお願いでございます。

5款1項1目の雑入であります。ダム関連事業等の補償金の追加でして1,028万円4,000円の追加でございます。

続きまして、5ページの歳出をござらんください。

1款1項1目の維持管理費でございますが、測量・設計・監理委託料で280万円、上信道祖母島・箱島バイパス工事に伴う布設がえ等の工事請負費910万円などで、合わせて1,201万円の追加でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月17日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第14号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ荘の指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会に選定を諮問し8月19日に答申をいただきました。そして、この答申に基づき候補者である提案者と協議を進めた結果、9月4日に仮協定書の締結となりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は中之条町大字折田2515番地、社会福祉法人春風会、理事長南波和憲でございます。指定期間は5年間、指定管理料はなし、指定管理者への成功報酬は50%でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、先ほど町長提案理由の通りでございます。ただ、これまでの指定管理者の選定と大きく違ったのは、提案者が1社しかなかったということでございます。5月末の公募説明会並びに公募参加表明時には2社ございましたが、7月2日の提案書受付最終日に1社から参加辞退届が出されました。よって、提案者は今回の候補者である1社のみとなりましたが、それぞれが検討される中で一定の競争原理は働いたものと考えております。町としましては、1社になりましたが、予定どおり7月18日に候補者の選定を諮問いたしました。そして、これを受けた指定管理者選定委員会で慎重審議をいただき8月19日の答申となったわけでございます。

資料の答申書をごらんください。

今回は他社との比較がないので点数はつけず、S、A、B、C、Dの5段階の相対評価を行い、総合評価は上から2番目のAとなっております。また、附帯意見も2点つけられております。これら指定管理者選定委員会の審議経過や選定基準、評価基準などにつきましては、この後、企画課長から申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仮協定書の主な内容につきまして申し上げます。

指定管理者は中之条町大字折田2515番地、社会福祉法人春風会、理事長南波和憲。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、指定管理料は払いません。逆に、成功報酬という形で民間企業の利益に相当する繰越額の半分を施設使用納付金として町へ納入していただくことにより、利益の半分は指定管理者の収入となります。

施設の改修等につきましては、会計処理上、資産価値を高める資本的支出に属する改修については家主である町の負担で行いますが、これは指定期間中発生しないと見込んでおります。小規模の修繕等は当然に指定管理者が行うことになります。

備品の調達につきましては協議となりますが、会計処理上固定資産となる大型備品は町で購入し、当該事業年度において損金処理できるものは指定管理者の購入となります。

履行保証金につきましては、施設の年間平均管理費の1割を限度としておりますので、1,800万円となります。

補償金の預け入れは本協定締結前までであり、その後指定期間終了まで無利子で預かることとなります。

以上が9月4日締結の仮協定書の概要となります。今後、本議案が可決されますれば、本協定書となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） それでは、私の方から指定管理者選定委員会の審議経過等について説明させていただきます。

最初に、審議会の経過についてでございますが、資料中の指定管理者公募候補者の選定、公表用資料等ありますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

その資料中、5番として、選定までの全体の経過概要を掲載してございますが、5月20日の募集要項等の配布開始（公表）から始まりまして、掲載のとおり経過でございます。指定管理者の選定委員会の審議経過でございますが、6月4日の第1回の選定委員会では、委員の委嘱、正、副委員長の互選を行ってきております。7月18日の第2回の選定委員会ですけれども、指定管理者の候補者の選定についての諮問をお願いしております。

提案者ですが、当初、参加表明者数は2団体でしたが、うち1団体より辞退届が提出されたため、提案者は社会福祉法人春風会の1団体となりました。1団体となったのですが、東吾妻町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づいて、総合的な審査にしていきたい旨の諮問をこの中でお願いしているところでございます。また、選定基準、評価基準についての説明と確認を第2回の中でしてきております。8月7日の第3回でございますが、提案者が1団体となりましたが、提案が適切であるかどうかの評価をするという視点から提案を受け、それに対する評価を行ってきております。

評価の結果につきましては、5段階評価中、上から2番目のAという評価をいただいております。この評価結果を受け、8月19日に東吾妻町指定管理者選定委員会委員長名で、東吾妻町長宛てに指定管理者の候補者の選定についての答申をいただいております。内容につきましては資料中の答申書をごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

以上が審議の経過でございます。

次に、選定基準、評価基準でございますが、資料中の特別養護老人ホームいわびつ荘指定管理者選定基準と、次のページになると思いますけれども、指定管理者の候補者審査要領をお願いしたいというふうに思います。

最初に、選定基準ですが、候補者の選定基準については条例に掲げる基準に照らして総合

的に審査するという規定に基づいて、選定基準を本資料のとおり設定をいたしました。評価する各項目ごとに評価基準に基づいて評価をしていただくものでございます。

次に、評価の基準でございますが、資料の指定管理者の候補者審査要領に評価の基準がありますので、ごらんいただきたいというふうに思います。SからDまでの5段階の評価の判定になっております。Sは高レベルの提案で高く評価できる、Aは適切な提案であり評価できる、であります。以下、Dまでとなっておりますが、このうち総合評価B以上を指定管理者の候補者について適当とするもので、今回につきましては総合評価がAということでございます。

以上、簡単ですけれども経過等の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第15号 字区域の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 字区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。
八ツ場ダム関連事業であります町営細谷土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地区画及び形状を改めた結果、三島字根古屋ワグ及び細谷において字を変更することが必要となりました。

ご決議いただき、広告をし、県及び関係機関へ報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の字区域の変更につきましては大字三島地内です。変更位置図及び変更概要図、字区

域変更図、換地計画原案図を議案書に添付させていただいております。

初めに、変更位置図をごらんいただきたいと思います。土地改良事業の区域の位置を広域的に示してあります。

続きまして、変更概要図をごらんいただきたいと思います。左下に字界の凡例がございまして、右下に①と図示してありますが、今回の変更箇所となります。

次に、字区域変更図と換地計画原案図を対比しながらごらんいただきたいと思います。

初めに、区域変更図は換地前の従前地番での表示となっております。左下に凡例がございしますが、黒線で黒丸がある線が旧字界で、赤線で赤丸の線が変更後の字界となります。右下に三島字根古屋ワグ5040番地及び5038番地に隣接する道路である町有地、換地原案図では24-1の仮地番及び隣接する道路を今回の細谷土地改良事業の区域として整備いたしましたので、その一筆と、隣接する道路を字根古屋ワグから字細谷へ変更するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第16号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。廃止の議決をお願いする路線は、県営事業で開設された榛名西麓地区広域農道とこれに関連する路線で、群馬県が実施を予定している農道保全対策事業、農道ストックの点検診断、保全計画の作成・対策工事を、一連して県で実施していただくために、対象町道路線を廃止し農道とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） それでは、説明させていただきます。

今回廃止をお願いする県営事業で開設された広域農道等については、農道保全対策事業を群馬県が所管となり実施できる路線であり、現在町道認定している路線の廃止と区域変更により農道とするものであります。町道につきましても、道路ストック総点検を実施しておりますが、この路線も対象となっております。こちらの事業でいきますと、国土交通省の事業で国庫補助が60%、残り40%が町単独費の負担となります。県営事業として、今回補正予算にも計上させていただきましたが、事業費の25%の負担金で実施ができるということになります。このことにより、事業費の削減とあわせ事務の軽減にもつながります。今回の計画は、25年、26年度で点検診断、保全計画の作成を行い、27年度から対象工事を実施していただく予定となっております。

それでは、廃止路線について調書をごらんいただきたいと思います。1番の路線名113号線厚田烏帽子から川戸相ノ倉まで約2.6キロ、次のページに位置図がありますので参照していただきたいと思います。図面の赤線の部分が今回の対象であります。もう1路線が、2229号線萩生十二沢から国有林まで約1.6キロ、先ほどの図面の裏面になります。こちらの赤線の部分が対象路線であります。

なお、事業実施路線につきましては、参考資料として次のページにA 3の図面が、位置図を添付させていただきましたが、ごらんいただきたいと思います。黒と赤の重複部分で厚田田中から長藤の間の厚田盲十二線0.7キロ、萩生大沢から長藤の間、大沢・長藤線の6.1キロも対象となります。これを含め全延長約11キロとなりますが、この路線につきましては区域変更を告示し農道としたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に
関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の組合理約の一部改正は、平成24年6月27日に公布された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法について、平成25年4月1日付で、その名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める等の改正が行われたことに伴い、組合理約の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をお願いしたいと思います。

今回の規約の改正につきましては、先ほど町長が提案の中で申し上げましたが、法律の名称改正に伴う組合理約の一部改正でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

なお、改正後の規約の規定でございますけれども、25年4月1日からの適用となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願

ます。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表、陳情文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を9月17日までに終了するようお願いいたします。

以上で、請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、議員各位にお願いを申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

なお、次の本会議は9月18日午前9時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時55分)

平成25年 9 月 18日（水曜日）

（第 3 号）

平成25年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成25年9月18日（水）午前9時開議

- 第 1 議員派遣の件について
- 第 2 認定第 1号 平成24年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第11 議案第 6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について
- 第13 議案第 8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例について
- 第18 議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

- 第 19 議案第 1 号 平成 25 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 議案第 2 号 平成 25 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 3 号 平成 25 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 4 号 平成 25 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 5 号 平成 25 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 議案第 14 号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定について
- 第 25 選挙第 1 号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙
- 第 26 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第 27 発委第 1 号 意見書の提出について（「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書）
- 第 28 発委第 2 号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 29 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 30 町政一般質問
- 追加日程第 1 発議第 1 号 意見書の提出について（道州制導入に断固反対する意見書）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
7 番	轟 徳 三 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜 知 雄 君	保 健 福 祉 課 長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上 下 水 道 課 長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出 悟
--------	---------	--------------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 皆さん、おはようございます。

連日大変ご苦労さまです。

一昨日、台風18号が上陸し、北関東を直撃いたしました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議員派遣の件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月24日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月29日開催、吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月5日、6日、7日、9日及び10日開催、議会報告会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第2、認定第1号 平成24年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番(一場明夫君) それでは、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

最初に、10款1項2目中学校統合費の測量設計監理委託料というのが支出されたことになっていますが、この件についてお尋ねしたいと思います。

これについては、当初予算で10款1項2目の中学校統合費の測量設計監理委託料として計上された3,000万円の予算の中から、学校給食センターの新築工事設計業務委託料として支出されたと、そういう決算になったということになっているようですけれども、学校給食センター事業というのは、平成24年度一般会計の補正予算で予算が確保された事業で、総合計画の実施計画にも位置づけられていないばかりか、当初予算段階では、この予算が計上されている説明は一切なかったと思います。

ところが、決算書の段階では、中学校統合費から学校給食センター新築工事設計業務委託料として1,680万円が支出されたことになっています。以前から、条例の未改正の部分、予算措置の部分について、不備な部分があるんじゃないかと指摘してきましたけれども、実際には、これが無視されて執行されてきたことになるわけですけれども、それを踏まえて、中学校統合等対策特別委員会でこの件について確認しましたけれども、ちょっと納得できる回

答ではなかったというようなこともあるので、ここで質問をさせていただきますけれども。

最初に確認なんですが、この学校給食施設は、設置条例により現在ある4施設を設置して実施することが、当町の学校給食は、設置条例によって現在ある4施設を設置して実施することが定められていると思いますけれども、それで間違いないでしょうか、課長。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

現在の設置条例につきましては、4施設の運営ということでの設置条例になっていると思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） なっていると思いますという回答でしたけれども、なっていますね。これは間違いない事実だと思いますので、確認をしておきたいと思いますけれども。

そうすると、それに定めた以外の給食センターを設置するための、町としての最終的な判断、これは議会の議決を経て、条例改正をすることによって正式に決定されるということになると思いますけれども、課長、間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 新たな施設につきましては、運営ができる段階においての条例をお願いすることになります、よろしくお願いします。

○13番（一場明夫君） 議会の議決を受けて正式決定になるということで間違いないですかと聞いたんです。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 正式決定といいますのは、運用が決まる段階においては、条例をお願いすることになります。そこで要は、議会の皆さんに設置条例をお願いすることになります、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう一度聞きます。その時点で正式決定になるということですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 運用を始めるに当たっての正式決定ということになります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 少なくとも、条例が改正して設置されないと正式なものにはなりませんから、課長がどうにお答えしようが、正式に決まるのは、条例改正がなされたということ

が必要なんだと思いますので、そうなると、現時点では新たに給食センターを設置することについて、正式には決定していないということになると思いますけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現段階におきましては、予算等をお願いしながら建設をしていくということでのお願いをしていますので、そこで建設するに当たっては、方向が決まっているということに認識をしております。

○13番（一場明夫君） 正式決定になっているか、なっていないかを聞いているですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 予算等をお願いして決定をされておりますので、建設においては正式に決定されているということで認識をしております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 給食センターを設置することは、正式に決まっているか決まっていないかということを聞いているんです、条例改正していない段階で。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 正式な設置といいますと、設置条例のところで検討をお願いすることになると思いますが、建設につきましては、予算等を議会等をお願いをしながら通っておりますので、それに基づいた手続によって執行しているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 正式には、条例改正をしたところで正式決定になると思いますという回答だったので、私の認識で間違いないんだと思います。すなわち、正式に設置するということは、要するに条例が制定されて、初めてそれが正式になるということで、これは間違いない事実なんだと思います。

次に、予算について聞きますけれども、当初予算には、給食センターの設計委託料について、予算書上には一切記載されておらず、説明でもこの経費が計上してある説明は、当時の課長、町長もしませんでしたけれども、それで間違いないですね。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 予算の説明の段階において、概要等並びに委員会等での説明等をしていると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議事録を確認しても、その記述がないんですが、説明をしていないということだと思いますけれども、間違いはないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 本会議での概要説明のところにおいては、給食センターという言葉が出ていなかったかもしれませんが、委員会等の中でお願いをしていると思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議決をした本会議では、その説明をしていないという回答だと思います。これは間違いのない事実だと思いますので、きちんと答えていただけますか。事実のことを確認しているからです。

そういう前提でお話ししますけれども、そうすると、中学校統合事業と幼稚園だとか小学校の給食も提供する給食センター建設事業、これはどういうふうに考えても、中学校統合事業には入らない、全く別の事業であることは明らかなだと思いますけれども、その状態で設計のプロポーザルを実施して、中学校統合費から給食センター新築工事設計業務委託料、これを支出だと会計処理というのは、法令等を見れば会計処理になっているというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） センターの建設につきましても、中学校の統合に関する一部分と一緒に予定の工事ということでの、一環的な計画の中で進めるということになっております。それにおいてセンターの設計におきましても、中学校統合費の中で一緒に処理をさせていただいたということで、特に違法であるということでは考えておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 予算措置がなされていたという解釈をしているのかなと思いますが、その根拠を示していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 議会等で、当初予算のところでも設計費3,000万円ということでの説明をしながら、また委員会等でも、内容につきましてはセンターも含めた形の設計委託ということでの説明をして、その議決をいただいておりますので、それでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 本会議で説明をしていないんです。それで予算書というのは、そこ

に示された予算書がベースで議決をしたわけですから、そこに書いてなければ入っていないと解釈するのが当たり前の話だと思いますけれども、その論理は通らないんだと思いますけれども。

だから、その根拠を教えてくださいか、とってあったという。説明もしていない、そこに記述もしていない、それがとってあったという根拠を明確に示してくれと言っているんです。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 当初予算の中で3,000万円の中で、中学校改修なりセンターなりの設計をしていくということで説明をしておりますので、そこでご理解願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 予算がとってあったかないかというのが、非常に大事な判断になるんですよ、決算に出てきているんですから。私が言いたいのは、予算がとっていないものを支出したことになりますよと、この決算書を見る限り。それを指摘しているわけです。それに対して、こういう根拠でとったんだと明確に答えられないのであれば、とっていなかったということで、私の言っていることが正しかったことを認めることになると思いますけれども、そうなりますよ。課長、それでいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 3,000万円の予算ということでお願いをしておりますので、そこでとってありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 3,000万円の中に入っていたという説明ですけれども、さっき、それについては、そこに給食センターの部分というのは入っていないというか、入っていることを説明していないし、その記述もなかったことは認めているではないですか。何で3,000万円に入っているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 決算でございますので、予算でとっていない部分については、基本的に執行できないということで、予算主義でございますので、基本的には、中学校等の統合等の予算の委託費の部分で3,000万円に含まれていたという事実でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 教育長の言うとおり、予算主義ですから、予算をとっていないもの

を執行してはいけないんです。それが大原則なんです。でも、今の説明を聞いている限りでは、予算がとってあったことにはならないんです。なぜかと言うと、記録上全く出てきていないんです。だから、とってあったという根拠を示してくれということを言っているんです。多分示せないんだと思いますので、それはそれで結構です。そういう状況の中で支払ったということだだと思いますので。

課長、この間ちょっと聞きましたけれども、自治法の232条第1項には、経費の支弁は法律や政令により行うこと、これが規定されているわけですね。同じ法律の232条の3、ここにいきますと、支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令または予算の定めるところによる、明らかに明記されているんです。

ですから、この予算が明確にとられているという確認がとれない予算を執行したことになるということになると、非常に問題がある。要するに、適正な会計処理がなされなかったんじゃないかという判断になってしまうんですけども、この判断は間違っていますか、課長。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 議会の中でも説明欄のところでの説明で、センターということの話が出てこなかったかもしれませんが、委員会の中においては説明をしながら、最終的に議会での議決をいただき執行しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 委員会で何を説明しようが、そんなことは関係ないんですよ。これは本会議で議決しているんですから、そのときになっていけば、それは説明したということが言えるかもしれませんが、私たちが聞き落としたのかもしれませんが。でも、それはないんですよ。そういうふうに考えると、非常に課長の答弁では納得できない。そういうことになってしまうんですけども。

で、そこにとってあったと主張するんですけども、そうなると、今言った予算書の作り方が間違っていたということになるんだと思いますけれども、課長、そういうことでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 予算書につきましては、中学校統合費の中でセンターも含めた形での計画ということでの一式で予算を組ませていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

私の解釈としては、感情論の説明みたいなので通そうとしているようですけれども、少なくとも、条例改正をして町としての正式な意思決定がなされていないくて、適正な予算措置がなされていない状態の中で経費を支出したということになるんだと思いますけれども、そうすると、町が議会の議決を経ないで、両方とも議決事項ですから、独断でこれを執行したということになってしまいますけれども、理論上はそうなるんだと思いますけれども、間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 説明においても、細かな部分1から10まで全部を説明ということにはならず、部分的な概要ということでの説明をさせてもらっているところもあると思いますが、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その答弁は、ちょっと理解できません。

今後について、法律的な部分でいえば、先ほど法律の話をしましたが、配送計画、それは学校給食法の規定に基づく学校給食の衛生基準に適合しないのではないかという指摘が、再三されていますけれども、もう工事が始まる段階でも全く確実に決定だというような形になるかな。配送計画……明確な配送計画が示していただけない、そうすると、この確認もできていないということは、法律的に問題がこれもあるんじゃないんですか、課長。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 配送計画につきましては、現在皆さんのところにもお配りしておりますが、全体を5台の車で配送するということでの計画で提出しておると思いますが、現在それで予定しています。また、細かいところにつきましてもこれからも詰めておりますので、変更が出てくる部分があれば、そのときにまたご連絡をさせていただくということで、現在は、現在の計画書で時間が守れるということでの提案ですので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 計画が守れるという前提の話ですけれども、実際には給食の仕上がり時間の規定がありますから、前の委員会のときに指摘をされたときに、ある意味これでやっていただくんですという答弁を課長がしたんだと思いますけれども、要するに、確実に守れるというものが無いのにそれを進めるということになると、困るわけです。何で栄養士とかそういう専門職員に相談をしないのかと言ったら、していないと。じゃ、それをしたもの

をもって今度示してくださいねと言っても示していただけない。それで確実だというふうに確認できるものはないと思いますけれども、本当に確実なんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在も、担当のほうとしては細かい部分も詰めております。確実に配送できるということで設定しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 現実はそうですね。工事が始まって、今の段階でまだ詰めている。このくらいいいかげんな配送計画なんですね。それはそこまでにしておきましょう。

設計のプロポ、これについてもこの間聞きましたけれども、基本仕様が明確に示されなかったことによって、過大な面積だとか建設費の案を採用した可能性が否定できないというお話をしましたけれども、その原因として、町のプロポーザルの実施要綱に規定に沿わない部分があったんではないかなと、そんな指摘をしたと思いますけれども、これについては全然問題なかったでしょうか。主管課長は企画ですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これについては、問題ないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。問題ないということですね。

今回の建設面積、国の基準が483平米、これに対して3倍近い面積の案が採用されています。これが現実なんだと思います。

自治法の第2条の14項というのがあって、ここで最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定があるんです。また、地方財政法の4条1項の規定は、経費の目的を達成するために、必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないという規定がはっきり明記されているんですけれども、こういうものに反する可能性があるんで指摘しているんですけれども、町のプロポーザルの実施要綱があって、その選定に当たっては、事業の詳細説明書をつけて、その中に計画床面積とか概算の事業費等、事業計画を示すことになっていると思いますけれども、それが示されていなかったと思いますけれども、それでも適正ですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これは、業者のほうに提案してもらいまして、それについてこちらのほうで評価する、そういったものでございますから適正だというふうに思っております。

す。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうなると、プロポーザルの実施要綱が余り適切でないというふうにもとれますけれども、そこに基準が示されているんですよ、はっきり書式が。詳細な事業計画書をつけなさいという書式が示されているんです。それに沿っていないのが、本当に適正なやり方ですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 提案する業者につきましては、皆同じ条件で提案させてもらっておりますので、それについては問題ないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどから、幾つか問題点を指摘していますが、法令に触れる部分というので確認をしているんですけれども、幾ら町がそういうふうに思っていると言ったって、現実にはそれに沿ってやっていなかったら、適切に処理しているという判断にはならないんだと思いますけれども、本当に課長、間違いはないですね。後で問題になることはないですね。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 問題ないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） でも、そんなことはあり得ないですね。そのための決まりですから。法律も条例も規則も要綱も、その決まりに従って町がやっていないということは明らかなんですよ。それで問題ないなんて言えることが、私にはちょっと理解できないんですけれども、まあ、そのくらいにしておきましょう。

要は、これ非常に問題があるんで指摘しているんですけれども、結果的に今回のような予算措置、また会計処理をされるというと、議会はもちろんなんですけれども、多分監査委員もここまで指摘してもわからないんだとは思いますが、町民を欺くことになるような処理になってしまう、そうに感じるんです。予算のときには書いておかなくて、決算のときにはここから使いましたと出ただけですね、今回。もう明らかな話ですから。これをやられてしまうと、もう議会の存在って全くなくなるんですよ、議決をしていく。それだから強く否定しているんですけれども、これはもう済んだからということで済まされる問題ではないんだと思います。

今回、いろいろな条件を考えると、町が正式な意思決定をしないで、不適正な行政執行をして、それをなかったことにするために、最終的に決算の段階でここに使ったんだというふうに出して処理してしまおうというふうにされたんだというふうにしかな理解できなくなってしまうんです。そうすると、これについては到底見過ごすことはできないという判断になるんだと思います。

町の財務規則の中にも、きちんと予算は款項目節まで決めて、必要があれば事業立ての予算をつくることもできるということが明記されているんです。ですから、款項目節で説明したもの、その積み上げが予算書になっているわけですから、今回私が言っていることは、あながち間違いな話ではなくて、基本的にはその考え方でいかないと、町の行政執行というのはおかしくなってしまう。そうすると適正な会計処理がしていなかったということだと思います。

百歩譲って、そこにもし、仮に予算が3,000万円で余っていたとします。だとしたら、普通の行政マンであれば、それを適正な費目に、給食調理場運営費に流用をして処理するんです。当たり前の話でしょう、こんなことは。こんなこともなされないで処理して、そこで堂々と出して、ここで払いましたって出すようなやり方は、とても納得できません。これが1点目です。

もう1点は、時間が余りないようですので簡単に言いますけれども、バイオマス発電所に奨励金を交付することになって、6,120万4,500円出されているようですけれども、前から指摘しているように、最初からもう既に、この条例が制定される前から町内に進出して事業を始めていた企業には、この奨励金の対象にはなるはずがないんだと思いますけれども、本当になるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

東吾妻町企業誘致奨励金交付条例第5条で、優遇措置の指定を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより町長に申請しなければならないとなっております。規則につきましては、事業所を新設する工事に着手する日の30日前までに行わなければならないとございますが、附則で、経過措置としまして23年度に限り、工事に着手する日とあるものを事業を開始する日と読みかえることができると規定がございます。吾妻バイオ発電につきましては9月1日に事業を始めておりますので、その1カ月前に申請が出ておりますので、交付金の支払いは妥当と解釈しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その説明も前から繰り返しているんだと思います。

事業を開始する日、これがやっぱり問題なんだと思います。専門家にいろいろ聞きましたけれども、事業を開始するというのは、その事業者がそこに行って、事業展開を始めた日と解釈する、これがやっぱり常識的な判断だろうと。今、課長が言っているのは、発電の操業を開始した日ですね。ですから、その項目からいっても、また単年度会計処理の原則をとっている町の一般会計ですから、実際に始めたのが2年、3年前のものに適用させるということは、やっぱり論理的に間違えているんだと思いますけれども、そういう解釈って全くなかったですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 奨励金につきましても、固定資産税相当額ということになっております。そして発電所のほうの竣工も、平成23年8月31日に新築登記がされております。これにつきましても、その1カ月前には申請が出ておりますので、適用させているものと解釈しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 手法を言っているのではないんです。根本的な考え方を聞いているんです。

そもそも、これだけはどうしても確認したいんですけれども、企業誘致奨励金条例というができて、企業誘致をしていきましょう、その条例ができた以降していましょうという考え方です。これが大原則ですよ。企業誘致に当たるか当たらないかという考えでいくと、既にもう事業所を設置してやっているところが、企業誘致に当たるはずがないという考え方もあるわけです。それについては、どういうふうに解釈していますか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 条例制定が年度途中でしたので、年度内の公平性を考慮して該当させたというものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

説明が理解するというのは、ちょっと無理があるので、とりあえず時間もないので、問題点だけ言っておきたいと思います。

最初にちょっと確認したいのは、今回6,000万円ちょっと超える金額が奨励金として出ま

したけれども、多分基本的には同じ額が固定資産税として入って、その同額を出すという決まりになっていますから、それが6,120万円何がしなんだと思いますけれども、これが要するに入って出ただけで済むのではなくて、前にもちょっと話をしましたが、これが自主財源として6,000万円が一旦入ることによって、幾ら町の地方交付税が減らされますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 算定基礎に算入されますは、収入の75%ということで理解しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これが最後になると思います。

そうすると、多分6,000万円の75%、4,500万円ぐらいが実質的に町の収入減になってしまうという現実が出てくるんだと思います。これが全て同じ額ではないですけども、3年間多分続くんだと思いますけれども。

で、この事業が15年程度という基準でいきますと、先ほど言ったいろいろな条件を考えていくと、これを出したことが本当に適当かという、私の考え方でいくと、その条例を逸脱して、規則で優遇措置を決めてしまった、附則で決めてしまったことによって、これが生きてくるというやり方は全く理解できませんので、このシステムをととても容認できるものではない、このように考えますので、最後に町長、最後いろいろ問題があったときに、町長、責任をとるんだと思いますけれども、私の考え方、質問等を聞いていて、町として町長として、どういうふうに適切に処理されたということをお答えいただけませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、企業誘致への奨励金ということでございまして、町の将来も考えて決められているものでございまして、その中で、条例等にも合致して、正確に行われているというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに質疑のある方。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどの質問で、いろいろご指摘させていただきましたが、私が申

し上げているのは、今先ほどの給食センターの設計委託料、今のバイオマス発電所に対する奨励金、こういったものが本当に確実に法令にのっとって処理されているのかということ、それが確認できない、これが現実なんだと思います。そうすると、専門家に聞いて判断をしているんだとは思いますが、また別の専門家の見解というのは、全く違うものがあるわけですから。

そういった状況を考えて、今言った２点、私指摘しましたけれども、これだけをもって、非常に多額なものが適正に処理していない可能性が否定できないということになると、とてもこの決算書を認定するわけにはいかないという考え方になってしまいます。

特に、当初予算に明記されていないものが処理されて、決算段階で明記されてくる、この処理の方法は、とても理解できない。行政としてはやってはいけないことだと思っていますので、こういったことを堂々と議会に出してくる、この感覚は理解できません。

ですから、とてもこの決算書を認定するわけにはいかない、そんなふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） ２番、３番、４番、６番、１０番、１１番、１２番、１４番、起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第２号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第３、認定第２号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査の結果の報告をお願いします。

2 番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託された認定第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月10日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

国民健康保険事業勘定ですが、平成24年度の決算は、歳入総額21億8,965万4,542円、歳出総額19億9,465万9,488円です。実質収支額は1億9,499万5,054円となり、基金残高は1,007万8,995円と少額のままです。

加入世帯は2,612戸、加入率45.38%、被保険者4,699人、加入率29.75%でした。また、国保税の歳入済み額は4億705万4,931円、収納率86%でした。不納欠損額は若干前年より減少しましたが、不納欠損額と収入未済額合わせて6,625万8,097円で14%となり、徴収強化を図り、さらなる努力をされるよう強く要望いたしました。

また、特定健診の受診率は43.44%と低下しているので、受診率を上げるよう要望いたしました。

国保安定化計画については、今年度中にまとめるということでした。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入総額は8,852万4,334円、歳出総額8,478万7,018円、実質収支額373万7,316円です。診療収入は7,816万8,862円で、前年とほぼ同額でした。また、東地区の高齢者等を対象にした健康教室に、医師が講師として年間4回参加したとの報告がありました。今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただくことを要望いたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、認定第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

2番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月10日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

平成24年度の決算は、歳入総額1億8,995万777円、歳出総額1億8,769万1,868円です。実質収支額は225万8,909円です。

広域連合が運営主体となり、町では各種届け出、被保険者証の交付などの窓口業務、保険料の徴収を行っています。被保険者は25年3月現在3,027人です。収入総額は1億2,048万

4,700円、不納欠損額300円、収入未済額38万2,000円でした。

以上、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、認定第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

2番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査

を付託されました認定第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月10日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額12億9,989万2,502円、歳出総額12億7,379万493円、実質収支額は2,610万2,009円です。介護給付費準備基金は998万8,321円を取り崩し、年度末残高5,709万7,853円となりました。

介護保険料の当町の今年度の基準額は、本年度より3年ごとの改定の第5期介護保険事業計画により年額4万4,700円、前年比29.94%増額されました。また、本年度できた小規模特養により、来年度は保険給付費が増額になるとのことでした。

以上、介護保険特別会計について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、認定第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

2番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月10日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

平成24年度の決算は、歳入総額2億2,534万5,599円、歳出総額2億1,225万8,198円です。実質収支額は1,308万7,401円となりました。

今年度は、機械浴購入費588万、コピー機購入費54万6,000円、退職手当組合負担金1,446万9,966円の歳出が大きいものでした。一般会計繰入金が2,511万2,000円ありました。また、平成26年には指定管理となり、特別会計から外れることになる予定です。

以上、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩をとります。

10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時57分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午前 10時10分)

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

5番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査の結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日の委員会に、総務課長の出席を求め審査を行いました。

歳入総額 1 億1,089万16円に対し、歳出総額7,943万5,308円となりました。基金から6,467万8,000円、一般会計から3,856万4,000円を繰り入れましたが、繰越明許費繰越額が3,108万円であることから、実質収支額は37万4,708円で、基金残高は1,100万9,623円となり、非常に厳しい運営状況になっております。

委員からは、収入未済額の回収を初め、財源確保の努力を含め、住宅団地の未販売区画の早期売却や支出の抑制を図り、健全運営に向けて、さらなる努力を求める意見が出ました。監査委員の意見を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会といたしましては全員一致で認定するものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、認定第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入

歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 5 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

5 番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) 認定第 7 号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る 9 月 5 日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第 7 号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、9 月11日の委員会に、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

歳入総額 5 億4,134万4,211円、歳出総額 5 億3,721万980円、実質収支額は413万4,113円となりました。基金から1,219万1,228円、一般会計から 1 億6,810万円もの多くの繰り入れをすることにより、何とか運営をしているのが現状です。

このように、実質的に資金不足の状態にあるため、抜本的な歳入及び歳出を見直すことにより、健全運営に努めることが求められています。早い機会に改善していくことが期待されます。

厳しい現状の中、監査委員の意見を踏まえ、慎重に審査をした結果、委員会としては全員一致で認定するものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

5番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月11日の委員会に、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

歳入総額5,767万4,995円、歳出総額5,181万8,749円で、実質収支額は585万6,246円となりました。なお、一般会計から繰入金は725万7,000円となっており、これにより何とか運営が維持できていると感じております。

こうした自主的な資金不足状態を解消するために、早い機会に抜本的な適正運営のために改善することが示されるのを期待しております。

委員会の意見を踏まえ、慎重に審査をした結果、委員会としては全員一致で認定するものと決しました。本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

5番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議におきまして、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第9号 平成24年度東吾妻町水道事業決算認定については、9月11日の委員会に、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

給水戸数4,480戸、給水人口1万843名となり、ともに減少しています。

収益的収支は、事業収益 1 億9,563万7,424円に対し、事業費用は 1 億7,514万8,601円となりました。2,048万8,823円の利益を生じました。これにより、年度末の未処理欠損金は 192万6,448円と大幅に減りましたが、営業外利益として一般会計から2,000万円の補助金を受け入れた上での決算額でございます。

それでは、立方メートル当たり給水単価129円37銭に対し、給水原価が140円 3 銭かかってしまっていることから、また、資本収支は収入総額1,197万5,000円に対して、支出総額 1 億1,024万5,424円となり、支出の60%近くが企業債の償還となっております。水道事業会計全体の経営改善が求められます。

監査委員の意見を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で認定するものと決しました。本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成24年度決算認定については、9 件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） お世話になります。

ただいまは平成24年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で、議員の皆様並びに監査委員さんからいただいたご指摘やご意見等は真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいる考えでございます。

引き続きまして、皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 委員会で質問したんですけれども、ちょっと理解できなかった部分があるので確認したいんですが、私が考えるのに、休暇制度は1月1日付与でも4月1日付与でも、決して問題が生じることはないんだと思っているんですが、この間総務課長にお聞きしたときには、どうもはっきりその辺のところを説明していただけなかった。簡単に言うと、別に不都合がないのに、何でわざわざこの条例を改正するのかというのが理解できないんです。それについて説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

現在、1月1日であるものを4月1日に変更ということになります。これにつきましては、職員採用等につきましても4月1日から採用でございますので、それに合わせるという意味も含めて行っております。また、県内でも前橋市、高崎市、群馬県等も4月1日ということで行っておりますので、それに合わせていきたいということで、4月1日をお願いする条例改正でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 4月1日採用の話がされましたけれども、それについては多分規則

があって、その中で年間15日、多分休暇を付与をすることが書いてあるんだと思いますけれども、その処理の中で、今までの制度の中で全く問題がないような気がするんですけども、あえて変える理由がわからないんです。県が変えているから、前橋が変えているから、それはちょっと理由ではないと思いますけれども、何か具体的な理由があるんだと思うんですけども、もうちょっとわかりやすく説明していただけないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほど申し上げましたが、町の会計等におきましても、年度で行っているのが主なものになると思います。それに含めまして、諸情勢を勘案して4月1日に年度で行いたいというものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 簡単に言えば合理的な理由を説明してほしいんですけども、今のだとよく理解できないんです。今の論法でいきますと、昇給って1月1日にみんな基準になっていますよね。そうすると、それも今度は4月1日に合わせていくというような必要性が出てくるという意味でしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 昇給につきましては、現在1月1日でございます。これにつきましても、4月1日に合わせる方向で検討はしておりますが、現在のところ1月1日のまま行っていきたいというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうだとすると、それとセットでという考え方もあるんだと思いますが、どうしても全く不都合はないんだと思うんですけども、何か不都合があるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げたとおり、4月1日に年度に改正をしたいと。新規職員の採用等も含めて、総合的に勘案して4月1日にしたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何でこんなことを言っているかということ、決して揚げ足を取って言っているわけではないんです。要するに、合理的な理由がないのに条例を改正する必要はないだろうというのが基本的な考え方ですから、そのときに、ちゃんと明確な説明をしていた

できれば、私も納得できるんです。

なぜかという、これ移行するのに、多分変則的な休暇の取得をさせなくてはいけないケースが出てくるんだと思うんですが、これ条例では、その移行措置が全く書いてありませんけれども、多分町は規則の中でやろうとしているんだと思いますが、そうすると、条例をこれを改正したことによって、町の独自の町長の裁量と言ったらいいんですか、町の判断の中でその辺の移行措置を講じてしまうことになりますよね。今まで1月1日で付与していたのが4月1日に3カ月ずれるんですから、当然どこかでうまく合わないところが出てくるはずなんですね、理論的に。それをどういうふう処理してやろうとしているのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 基本的に移行につきましては、規則で改正をしております。内容的には、26年4月1日が基準日になりますので、26年1月1日に付与した休暇が20日になると思います。それが26年4月1日では、その後5日を追加し、27年4月1日までの期間で5日部分がふえるという形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 考え方は、今説明をいただきましたけれども、今の考え方でいくと、最初の年度で、26年1月1日の時点で規定の20日を付与するわけですね。それで、その翌年の1月1日になった時点で5日を足すと言っているんですよね。5日を付与するんですよね。4月1日時点で5日を付与するんですか。要するに簡単に言うと、その年度は25日、年度というか、プラスの25日くれるような計算をしていくようになるような気がしますけれども。

もう一つは、その移行に伴う規則がここにあれば、私も理解できるんですけども、その規則なりがもうできていて、ここに示せますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおり、26年4月1日に5日の付与ということになります。まして、26年1月1日から見ますと、27年4月1日まで、15カ月ということになりますので、その部分の5日が追加になるという形でございます。

規則につきましてはできておりますので、開示することはできます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ただ、この間総務課長に聞いた資料をちょっと見せてもらいたいん

ですけれども、これでいくと最終的な移行までに、その先2年間、2年目までは最大45日付与するような計算になるようなことが書いてあるんですけれども、今までどおりにすれば、こんなこと考えなくても全然問題なかったんですけれども、あえて考えてやるには、それなりの理由がやっぱりあるんだなと思っているんですが、これを要するに、1年のものを5日というのは、多分四半期に分けて5日と考えているんだと思いますけれども、単純に5日で、四半期で分けて5日だけ付与すればいいと考え方が、法的には問題ないのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 法的には問題ないというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 職員にとって、不利のないように処理をすることが最低条件なんだと思いますけれども、簡単に言うと、このまま置いておけば全然考えなくてもいい問題なんですよね。わざわざこれをするによって、この大変な作業をこれから処理する、その意義が理解、正直言ってできないんですよ。本当にこれをする必要があるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げましたが、総合的に勘案して、4月1日から行うのが適当ではないかという判断の上、行うものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。しつこく聞いても悪いんで。

これの発案というのは、総務課で要するに、休暇の主管課でこれが適正だろうと判断をして、町長に提案して、今回提案になってきたというふうに解釈すればいいんですか。さもなく、町長から、これはちょっと不合理だから変えろよというような指示に基づいてやってきたものですか。どちらでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 組織人事を担当しています総務課のほうから、これが適当であるということで発案をして行うものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうなると、もう一つ合理的な説明を課長ができるんだと思っているんですけれども、全く支障がないですよ。支障がありますか、今のままいって。絶対ないと思いますけれども。わざわざこれ変える必要が理解できないんですよ。何かあるんではないかと思うんですけれども。

だって、今までやっているんで全く支障がないんであれば、わざわざ変える必要はないんだと思いますけれども、議会の議決まで経てやる必要が本当にあるんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 何度も申し上げるようですが、基本的に総合的に勘案をいたしまして、4月1日が適当であるという判断のもと行うものでございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例について及び日程第13、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のものの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第7号 東吾妻町子ども・子育て会議条例についての採決を行います。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第10号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第11号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、議案第12号 東吾妻町収入印紙等購買基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、議案第13号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

それではここで休憩をとります。

11時5分まで休憩いたします。お願いいたします。

(午前10時53分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これもちょっと、総務課長に前にお聞きしたんですが、公平性が確保できるかという部分で、ちょっと理解ができなかった部分なので、この場でちょっと説明をいただきたいと思いますが、防火水槽の新設補修補助金追加ということで出ていて、町でつくる部分の防火水槽と、補助金でつくる部分の防火水槽が今度できるということになるんですけれども、この辺の公平性の担保がどういうふうにできるかというのと、まだ具体的にちょっと説明ができなかったように記憶しているんですけれども、これについて、方向が出て、こういう形でそれについてはできますよと、公平性が保てますよという説明がいただけたらと思うんですが、総務課長、お願いできますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 防火水槽につきましては、基本的には昨年の議会上でもご説明申し上げましたが、町でつくっていききたいというふうに考えております。

であります、今までの経過措置がございまして、地区等で負担金等の積み立て等をしている地区もありますし、早目につくりたいという強い要望もございますので、それらを含めて、それにつきましては、経過措置として今までどおりの補助金で防火水槽の建設を行っていくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それだと公平性が保てるかというところで、ちょっと微妙なのかなと思ったんですが、ある意味、もうちょっと予算が確保できれば、そういう緊急性があるからというので地域の要望で出てきている部分でありますので、町の予算を確保して、それをもう切りかえの時点からやっていければ、一番いい話なのかなと思うんですけども、そういった判断というのは全くなされないで今回の予算措置ということになるんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 防火水槽の建設につきまして、現在各区にお願いいたしまして、要望等を取り上げているところでございます。要望の数も大分多くあります。財政的な問題もございますし、町でつくる数も限定されるということになりますので、今までの経過措置も含めて行っていききたいというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） という予算措置はこれでおきたいという部分で出したんだとは思いますが、当然これで執行していくという考え方になるのかもしれませんが、私の言っている公平性が保てるような工夫というのを、実際の実施段階でできるようにであれば、考えていただくことも必要なのかなと思っていますので、この補正予算を認めないというわけにもいかないと思っていますけれども。

厳密にいうと、この地区は町がつくってくれて、この地区は補助金を出してつくったということに、多分なと思いますので、それが公平性が保てているかという、非常に微妙な部分がある。地域がいいと言っているんだからいいだろうという考え方もできなくはないんですけども、やはりできれば、今までの積み重ねの中で、合併して7年半たちますから、そういう中でもう少し工夫ができる部分があるのであれば、やり方もあるのかなと思いますので、それについては、ここに予算はとってありますけれども、ちょっと検討はしてみただけかなと思います。これは要望です。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおり、財政的に問題がなければ、早目にどんどんつくれば一番いいというふうには考えておりますが、なかなかそうもいかないところがあるんだろうというふうに思います。

公平性の話になりますと、今、防火水槽の要望も含めて、防火水槽の地代等についても調査をしております。今回の補正には上がっておりませんが、次回ぐらいには、そういうものも含めてできるだけ同じような形でいけるような、という方法で進めておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ぜひ、お願いしたいと思います。

臨時交付金等がきている部分もありますので、過渡期というような部分もありますので、少し工夫することは可能かなというのが正直な感想です。

これは、質疑というよりは考え方の差なんだとは思いますが、たまたま開いている下に、中学校統合費というのが事務局費の中に組んでありますけれども、もう既に統合が決まって方向が出ていますので、場合によったら中学校統合費という名目の目を立てることも必要なのかなという気がするんですが、それによって中学校統合費というのが整理されて、私たちに理解しやすくなるような気がしますので、これはたまたま発言しただけで回答は結構ですが、企画、教育委員会に相談していただいて、目の設定については、またちょっと検討してみただけだと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 前にも質問しましたが、改めて確認の意味で質問させていただきます。

中学校施設整備費、統合中学校施設整備事業、工事請負費追加ということで1,598万1,000円が追加されています。たしか、第2期工事が約2億円だったと思いますが、2億円とすると七、八%の額が追加された。工事関係は私は余り知識がないのであれなんですけれども、要するに見積もりの段階では入っていなかったものが追加ということで、請負費追加で今回の金額が計上された。

2点ほど伺いたいのは、見積もりの段階で、この前の質問だと壁の補修だということがありましたけれども、なぜそれが後で追加になったのか、見積もりの段階で予測できなかったのか、その理由。それから、壁補修ということなんですけれども、これだけだと1,500万円というのは何でという話になってしまうので、この辺は担当課で精査したんでしょうけれども、1,500万円の根拠というか、なぜ1,500万円が必要なのか、可能な限り詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 最初の質問なんですけれども、見積もりの段階で入っていなかったものが入ってきたのかということでございますが、単価的にも変更が出てきたり、工事的にも詳細な部分を検討し直すということでやった結果上がった部分もございます。

また、壁につきましては、今回1期工事を発注した中で、壁をいじってきているわけなんですけれども、そういった中で壁の不都合が出てきたということがわかったものですから、これについては、2期工事に対応していくのがよいだろうということで、この辺につきましても追加をさせてもらっています。

また、部室につきましても、学校と調整しながらやっていますけれども、部室の数がどうしても、あと2つ必要だということが出てきていましたので、部室をふやすということをしてきました。

また、詳細な設計をした中で、当初よりも少なくなった部分もございます。総トータルして、今回は1,500万円ということでの補正をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 説明はわかりました。

要するに、工事請負費をいろいろ検討する中で、担当課としてはよく精査したということによろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在わかる範囲での検討をさせてもらったということでございます。また、やっていく中におきましては、変更等が出てくる部分があるかと思いますが、その辺につきましてはご理解願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 同じ統合中学校施設整備事業の工事請負費の追加の件なんですけれども、今、課長の説明の中で、部室が9部屋だったのが11部屋必要になったということだったんですけれども、この部室に関しては、以前から中学校統合説明会等の中で、もうある程度の数が、ある程度今ある部室が決まっているから、当然最初の計画は9部屋で発注するという経過だったと思うんですけれども、どうして11部屋必要になってきたのか、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 部室につきましては、当初学校との検討もしてきました。既存の部室を使っていくということで検討してきましたが、どうしても体育館の中にある部室につきましては、一般の人が使ったりですとか、古くなったりとかということで、対応がどうしても、学校としてもしづらいということが出てきたものですから、その辺につきましては、2部室今回ふやさせてもらうということで検討させてもらいましたので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 本来、こうやって中学校を統合していくという話の中で、原町中学校に統合中学校を持っていくということになって、学校関係者、特に校長先生を初め、打ち合わせをしていった中で、最初の計画が立ったわけですね。で、ここに来て、それでは対応が困るというようなことで、また追加していくんだということなんですけれども、そういうことって基本的には、最初にしっかりと打ち合わせをする項目ではないんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 部室の関係や各教室の関係等につきましても、協議をしてやってきました。ただ、使える物については使っていきたいということでも検討してきております。その中において、詳細的に確認したところ、どうしても不都合が生じる部分が出てきたもんですから、これについては2つふやさせてもらうということで、今回追加をしましたのでよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） いろいろ事業をやっていく中で、それなりに追加で不都合が生じて、追加が出るということもいたし方ないということは私も理解できますけれども、こういう基本的なところが、何々作業をやっていたら、壁を補強しなければいけないからということがわかりましたという説明と、部室の戸数が、一番最初中学校統合でいろいろな話し合いをも

って、きっと進めてきた中で、基本的なところが何かずれていくという、そんな感じがしてならないんで、今後こういう基本線のところで追加というようなことはないようにしていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 中学校統合に関しては、27年4月開校に向けて、今準備しているところでございます。いろんな意味で、やはり現場で工事をしていくという中での、今回の部屋もそうでございますが、体育館に部室があるので一般の方も使うし、やはり、外に生徒自身の部室が欲しいというような要求でございます。なるべく町といたしましても、統合後の部分、いろんな形で、やはり新築できない部分もございますので、できる限り、やはり現場の意見等を聞きながら、予算的に対応できるものは対応していきたいということでございますので、大幅な変更等はちょっと無理かと思いますが、できる対応につきましては、やはり現場等の意見等も尊重していきながら、学校で納得できるような形のものをつくっていききたいということでの補正でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） この体育館の中にある部室は、たしか2年前、耐震補強工事によって新たに作りかえて、リニューアルされてきれいな部室になっていると思います。それを廃止して、一般の方が体育館に入るからということで、別にまたつくるといことなんですけども、鍵をかけて、その部室が一般の方が入るときは入れないようにするとか、そういうことは考えないのか、それと、あともし部室を別のところに新たに作るとなると、今あるたしか2年前あたりにつくった部室は、どのような利用方法を考えているのか。その辺も聞かせてください。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 一般の町民の方につきましても、やはり、来て着がえる等という部分の場所も必要でございますので、そういうときに使用していただくということでございます。

また、耐震のときに、私の記憶ですと部室はリニューアルはしていないかなというような感じではあります。2階の卓球のところですか、トイレですとかという部分は、耐震のときに直したというふうな理解はしておりますが、その辺ちょっと確かめてみないとわからないんであれであります。いずれにしても、部室等を新たに生徒専用の部室等をつくるわけでございますので、そのあいた部分につきましては、一般の方の体育館利用の

ときにご使用いただくというような形で考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 確認なんですけれども、学校施設の中の体育館の中に、一般の方が使うための部屋を設けるということは、何ら問題はないんですね。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 学校施設におきましては、学校開放ということで一般に開放している部分がございます。また、各体育協会ですとか、いろいろな部活等がやっているところが道具ですとかを置いたりする、そういうところがありますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、議案第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第21、議案第3号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、議案第４号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第23、議案第5号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第24、議案第14号 東吾妻町立特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 前回の提案のときの説明で、参加希望者が1者しかなかったとかという説明だったんだと思いますが、そのときに、課長の説明だったと思いますが、一定の競争原理が働いたので、1者の中から選考したという趣旨の発言をされたと思いますが、指定管理者の選定に当たって、できれば2者があって1者が選定されれば一番いいんだと思いま

すけれども、その一定の競争原理が働いたという説明をした根拠みたいなのがわかればありがたいのと、もう１点は、指定管理者を選考するのに、２者以上なくて１者だけの場合に、また再度やって、もう一回やって２者からというような考え方というのが、基準としてあるのかどうか、その辺のところだけ、ちょっと回答いただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

説明の中で、一定の競争原理は働いたものと考えるというような説明をいたしました、当然参加表明の段階では２者ありましたので、その２者が提案書をそれぞれ、提案に向けた計画書等、収支を中心につくるわけですが、その中で、当然一番重視されるのは、法人のほうで重視するのは、やはり一定の収入、収支だと思うんです。そういったことを考慮して計画をつくりますので、法人によって、収入というのはこれはほとんどはつきり近い数字が読めますが、経費をいかに抑えるかというようなことが中心になろうかと思います。

そういった中で、法人さんのほうで経費を見て、それでさらに成功報酬は50%だということ、それらもろもろのことを検討した結果、辞退されたんだと推測されます。はっきり辞退の説明はいただいております。また要求もしておりませんので、それ以外のことはちょっとわかりかねますので、よろしくお願いいたします。

それから、選考の件については企画課長のほうからよろしいですか。お願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ご指摘のように今回につきましては、当初２者あったんですけれども、途中で１者が辞退をして、最終的には１者ということになりました。

これにつきましては、東吾妻町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に照らしをして、その後選定してきたものでございます。１者においてもどういった提案をしていくのか、それについて、やはり提案をして評価をする、そういったことで指定管理選定委員会の中でも確認をして、で、指定をするのに値する、そういった評価を得ましたので了解したということで、１者の中でも、そういった選定をしてきました。特に１者になったからといって、もう少し見直しをしてもう一回、そういった考えはございませんでした。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

制度上は、そうすると２者の比較でなくても１者の選定で、選定委員会がその判断をしたのであるから問題ないという回答をいただいたということでもありますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのように考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

一定の競争原理が働いたというのが、ちょっとぴんときない部分が正直あったものですが、確認したんですが、公平な選定委員会でAランクがつけられたという判断だと思いますので、十分対応できるものと思いますけれども、その辺の中で、手続上不備がなかったかの確認だけさせてもらいました。これで結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 常任委員会では質問させていただきましたけれども、公営から民間に、事業者に移るということで、現在働いている職員の方、臨時も含めて三十数人だったと思いますけれども、そういう移行に伴って、恐らく人件費の削減というのが事業者の方にとってみれば、一つのテーマになっているような気がするんですけれども、そういう面から見て、待遇面で事業者の方と、いわゆる協議とか打ち合わせしたとか、そのようないわゆる調整みたいなものはあったんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 事業者、法人との協議はこれからです。この議案が議決された以降、詳細な協議を行います。それで現在、ただいまご指摘をいただきました職員の待遇、処遇、それにつきましても法人の規定がございますので、それに沿った前歴換算等をして、格付をするという提案をいただいております。希望される職員については、正職員で待遇をしたいという、そういった提案でございます。具体的な内容、処遇についてはこれからでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） いわゆる民間事業者は、収益を上げるというのが一番大きな目的だと思います。公営とちょっとその辺の経営原理が違うような気がするんで。

これから協議ということですので、ぜひ待遇面で、よくなればいいんですけれども、明らかに待遇面で悪くなるというようなことが、まあ相手があることなんであれなんですけれども、要望としてぜひ、町の協議という場があるということですので、そういう観点から、ぜひ協議をしていただければと思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎選挙第1号

○議長（橋爪英夫君） 日程第25、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

（選挙議案の配付）

○議長（橋爪英夫君） 烏帽子山植林組合議会議員には、橋爪英夫、佐藤聡一議員、樹下啓示議員、山田信行議員、轟徳三議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、浦野政衛議員、一場明夫議員、菅谷光重議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した11名を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した11名が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

ただいま烏帽子山植林組合議会議員に当選されました橋爪英夫、佐藤聡一議員、樹下啓示議員、山田信行議員、轟徳三議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、浦野政衛議員、一場明夫議員、菅谷光重議員が議場にいらっしゃいます。

東吾妻町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、烏帽子山植林組合議会議員選挙を終わります。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第26、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願3号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書の提出を求める請願書については、第2回定例会において、文教厚生常任委員会にその審査を付託され、本定例会までの閉会中の継続審査となった事件であります。

去る9月10日、文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申出書の提出がされております。

本件については委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願 5 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

本件については、去る 9 月 6 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

5 番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、請願 5 号、本会議 9 月 5 日に付託されました総務建設常任委員会が、9 月 11 日開かれました。国に対して、消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願でありました。

民主商工会の方、桑原茂樹さんに説明員としておいでをいただきまして、詳細な説明を受けました。

当委員会の中でも、消費税増税はやむなしというお話がありましたけれども、国の動向がはっきりしていない中、当委員会では不採択とすべきと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。請願 5 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(橋爪英夫君) 9 番、起立少数。

不採択とすることに決定いたしました。

陳情 1 号 林業の活性化に対する陳情書については、第 2 回定例会において、総務建設常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの閉会中の継続審査となった事件であります。

去る 9 月 11 日、総務建設常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申出書の提出がされております。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情 2 号 地元小規模零細商業者への東吾妻町公共施設の発注拡大に関する陳情及び陳情 3 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情につきましては、去る 9 月 6 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

5 番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、付託されました請願・陳情審査報告をさせていただきます。

本会議平成 25 年 9 月 5 日に開催され、総務建設常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を、次のとおり報告いたします。

議会規則第 94 条の規定により報告をさせていただきます。

陳情 2 号 地元小規模零細商業者への東吾妻町公共施設の発注拡大に関する陳情であります。

当委員会では、9 月 11 日開催され、陳情 2 号について説明員として施設協力会の会長であります茂木健司さんほか 2 名においでをいただき、詳細な説明を受けました。「町が購入するであろう多くの物資、商品等の購入をお願いしたい。会としても、価格につきましてはなお一層の努力をし、安全安心、品質、納期、価格等努力はいたします」との見解もあり、当委員会で論議を尽くした結果、総務建設常任委員会といたしましては、全員一致で採択するものと決しました。本会議におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

それでは、続けさせていただいて、陳情３号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情でありました。

東吾妻町議会平成25年度第３回定例会、９月５日に本会議にて、総務建設常任委員会へその審査を付託されました陳情３号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情であります。９月11日、総務建設常任委員会が開かれ、全国森林環境税創設促進議員連盟でありました説明員の要請をさせていただきましたが、都合によりおいでになりませんでした。

陳情３号については、議論を尽くし、結果、総務建設常任委員会といたしましては、全会一致で可決するものと採決し、本会議におかれましても取り計らいいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、陳情２号 地元小規模零細商業者への東吾妻町公共施設の発注拡大に関する陳情についてお諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情３号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてお諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、休憩をとりたいと思います。

午後１時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。１時まで休憩いたします。

(午前 11 時 58 分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◎発委第１号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第27、発委第１号 意見書の提出について（「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

５番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、意見書の提出、趣旨説明をさせていただきます。

発委第１号、平成25年第３回定例会に、次の議案を会議規則第14条第３項の規定により提出いたします。「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書であります。

意見書の提出の内容につきましては、お手元に配付させていただきました。確認をお願いしたいと思います。また、地方自治法第99条の規定により、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出であります。

平成25年９月18日、群馬県東吾妻町議会として、宛先は内閣総理大臣、財務大臣、総務

大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、8名の方々へ提出をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第28、発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

11番、須崎幸一議員。

（議会運営委員長 須崎幸一君 登壇）

○議会運営委員長（須崎幸一君） 議会基本条例の一部改正の提案理由を申し上げます。

議会基本条例の目次が今までになかったものですから、新規に追加をするものであります。

もう1点は、議会基本条例第7条議決事項の追加についてでございますが、「総合計画にお

けるまちづくりの基本構想に基づく基本計画に関すること」についてを「東吾妻町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び実現するための基本計画に関すること」に改めるものです。

これは、平成23年5月2日に地方自治法の一部改正する法律（平成23年法律第35号）が公布されまして、平成23年8月1日より施行になって、そのときに、市町村基本構想の議決の義務づけが廃止になりました。このことによりまして、改めて今回基本構想についての町の議会基本条例により、議会議決を求めるようにしたものであります。基本構想を議会議決しないということになりますと、それに基づく基本計画ですので、両方を議決しないと整合性に欠けると判断をいたしました。この改正することによりまして、この条例の第7条の現行条文の趣旨が生かされることと思います。

以上、提案理由とします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の追加変更

○議長（橋爪英夫君） 本日、菅谷光重議員より意見書の提出についての議案が、会議規則第14条第2項の規定により提出されました。

意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第1、発議第1号 意見書の提出について（道州制導入に断固反対する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

14番、菅谷光重議員。

（14番 菅谷光重君 登壇）

○14番（菅谷光重君） それでは説明をいたします。

本件、この意見書は、申し上げるまでもなく、全国町村議会議長会からの依頼に基づくものでありますので、同議長会の意向については、私は第一に尊重すべきだというふうに思っておるところであります。

本件、道州制導入に反対をする意見書、この提出要請については、総務建設常任委員会におかれましては、賛否両論伯仲する中、本会議への提出には至らなかったということでありました。

そこで私は、議員発議として、ここに当件を提出、趣旨説明を申し上げます。

初めに、これら意見書の提出要請、この依頼に対しては、本会議の場に上げて議論をされることが原則であるというふうに考えております。今回の総務建設常任委員会での方策、選択については、確かに一つであったかというふうに思っておりますが、私は特に、賛否両論伯仲されたことから、ここ本会議という場にまず上げて、本件の意見書、この提出要請につ

いては応えるべきだというふうに考えておるところであります。

本件については、次のようなこうした経緯が、もうご案内のようにあります。それは私たち町村議会は、平成20年以来、町村議会議長、この全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないということを決定しているところであります。そして本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対しまして、丁重な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのようなごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である」、そうした緊急声明を行っているところであります。さらには7月18日には、道州制は絶対に導入をしないとすること、こうした要望を決定し、政府、国会に対しまして要請をしたところでもあるのであります。

こうした中、与党においては道州制を目指す法案の国会への提出のこの動きが、依然として見られるのです。また野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案が国会に提出、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いとなっているなど、町村議会議長全国大会での決定、全国町村議会議長会での緊急声明要請を全く無視するかのような動きを見せているのが今日であるのであります。

そこで、私たち当町議会は、全国町村議会議長会からの当意見書、この要請依頼につきましては、こうして本会議の土俵の上に上げて応えること、提出することが、今私は一番であるというふうに存じております。

どうぞ、どうか議員各位のご理解、そしてご協力ご賛同のほどを心から願い、趣旨説明といたします。

終わります。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私、総務常任委員会でこれを少し議論した経緯がありますので質問させていただきますが、そのときにも疑問視されたんですが、この反対の意見書を出す、何で反対するかという部分について、実は、県の議長会の構成委員である議長に求めましたんですけれども、どうもよくわからないという部分があるんですが、向こうから求められたので判断してほしいという説明だったんですが、今回それで、委員会の中ではそういういろいろな議論を踏まえて出さないというふうに、議運であずかって委員会の中ではそういう判断をしたんですけれども、それに対して、あえてここで出すというからには、それなりのこれ

を反対する理由が明確にあるんだと思うんですけども、先ほど経過は聞きました。でも、なぜ、どこが、この道州制がいけないかというものについて、具体的に私たちにわかるように説明をしていただかないと判断がつきませんが、ぜひよろしくお願いします。

○14番（菅谷光重君） 私の考えている一端を申し上げて、答えにさせていただきます。

道州制にするということ、これは当局が申しておりますことは、経済が活性化し、東京一極集中が是正されるというふうに申し上げておりますが、私には、言葉では理解はするものの、現実そうというふうには思われなことがあります。その一つを申し上げて答えにさせていただきます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） お願いしたのは、どこがだめなので反対をするということを具体的にと言ったつもりなんですけれども、その答えだと、ちょっと理解できないんですけれども、もっとちゃんとしたものがなかったら、この議会が議論して、総意として出すわけですから、それなりのきちんとした根拠に基づいて判断をして出してやらないと、非常におかしな話になってしまいますので。

一番心配しているのは、きょう提案されたのはそれは構わないんですけれども、私たちの議会として、もうちょっと時間をかけて、しっかりした議論をした上での最終判断として出す出さないというのであれば構わないんですけれども、そういうところが非常に欠けているのが現状なんだと思います。それに対してあえて出すからには、やっぱりさっきのような説明ではなくて、もっと根本的にこれだというのがあるんだと思うんですが、それって多分、それを決議しているのであれば、議長会なりそういったところで持っているんだと思いますが、それをきちっとデータとして示して説明していただけませんか、それであれば。

○14番（菅谷光重君） 私は前の質問には、ちゃんと説明をしたというふうに理解をしております。

そこで、もう少し続けて申し上げさせていただきます。

道州制、これは文字どおり道と州でありまして、国際競争力を持つ地域経営をしたいと考えておるというふうに理解をしております。そして地方分権を一層徹底し、より広域でより力のある地方公共団体を創設する必要があるというふうにならっております。さらには、この道州制の導入の理由の一つとしては、申していることは、基本理念では、東京一極集中、前に申し上げましたが、この是正をして、多様で活力のある地域経済圏を創出しようという

ことをうたい、国、地方を通して、徹底をした行政改革を行うことで、そういうふうに申し出ておりますが、やはりこれも、言葉では私は理解はしますが、現実にはそれは到底いかない、別だというふうに思い考えております。そして、この道州制の骨格は、さきに申し上げた都府県を廃止、道州を置くということでもあります。そして、国が受け持ったというか、国が行っている仕事の内政関係、これは国内の政治、そして国内の行政、この大半が道州のほうへ移る、こういう構図になっております。

そうしますと、今の都道府県の仕事の多くは、末端の私たちの基礎自治体に移ってくるのではないかというふうに、私は推測をしておるところであります。そして、現実、今の人口で申しますと、1万人いや2万人、3万人といった規模の町村、そして人口でいうと5万人、10万人、30万人という市、こうした基礎自治体では、これらを本当に受け入れられるかということが、全く不透明であるというふうに思っておるところであります。

以上、申し上げて答えにかえさせてもらいます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何度も悪いですね。

この町でも規模が小さいゆえに、例えば国保の運営が厳しいとか、いろいろな問題を生じている現実があるわけです。そういった中で、果たしてこれから先、今の自治体の構成のままでいけるかどうかという部分は、全く未知数なんだと思います。それは提案された菅谷議員もおっしゃっている部分だと思いますけれども。

そういった中で、新たに模索しているその制度、与党と野党の一部というお話ししましたが、そういう人たちが進めているという話の中で、一概にそれを否定することがいいかどうかというのは、全くデータ不足でわからないんですよ、私たちに。それがきちっと伝わるかどうかという話なんですけれども、今の説明だと、自分の意見というのも少し述べられたようなんですけれども、本当にこれを反対する根拠になるかという、ちょっと理解できないんですよ。それは私が理解できないだけなんで、もうそれ以上言いませんけれども。

もう1点は、これさも上部団体であるところから、これを出せよというふうに求められているというふうに感じるような発言ですけれども、私たち議員は、県の議長会の構成委員ではないですよ。

○14番（菅谷光重君） 質問の趣旨ですが、私たち東吾妻町議会は、県の議長会の構成ではないですねということですか。

○13番（一場明夫君） 議員がその構成員ですかと聞いているんです。

○14番（菅谷光重君） 議長が構成しておるというふうに理解をしております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。そうすると私たちが議論をしないままに、これをうのみにして判断しなくてもいいという論法も出てくるんだと思います。あとは皆さんの判断になるんだと思いますけれども、できれば、ここが徹底的におかしいんでこれを出すんだというふうに説明をしていただきたかったんですけども、それがちょっと理解できなかったのが私が悪いんだと思いますので、それは自分の能力不足だと思いますけれども、趣旨については、説明についてはいただいたということで、あとは判断は私なりにさせていただきます。

○14番（菅谷光重君） ありがとうございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 私も唐突感というか、そういうのを受けているんですけども、まずは道州制ということから言えば、将来の国のあり方、形まで影響する大きな問題、ということとは国民的議論を踏まえてのことだと思います。

これはテレビ等新聞等を見ていると、一般論としては、道州制については、首長さん、県知事さんも含めてでしょうけれども、方は反対するでしょうと。これはテレビで聞いて、私なりの判断も入るんですけども。ということは、市町村が減れば首長も減ることなんで、そういう観点ではないんですかという見方もあるというふうに聞いております。

今の段階で、これを見ると、提出の動きが依然として見られると、与党がと。そういう段階で、具体的な道州制のイメージも知らないまま、それで賛成、反対をしろというのは、無理があるかなというふうに思います。

もう1点は、議長会の依頼ということになっていきますけれども、丁寧に意見書のひな形までくっつけてこう来ると、これは各議員の個人の判断で、個々がサインするんだったらいいんですけども、議会という名前で、議会の総意に基づいて提出されるという形になるとすると、まだまだそういう面では、事の大きさに比べて議論がほとんど熟していないと、未熟な段階で黒白を言えというのは無理があるかなというのが私の考えです。

○14番（菅谷光重君） 茂木議員の申し上げていることを、意見として私は受けとめました。

ありがとうございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、6番、11番、14番、起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(橋爪英夫君) 日程第29、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

5番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、所管事務調査の総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。大きく3つに絞りましてお話をさせていただきました。

まず、議会基本条例第2条第4項の運用についての検討でありました。2番目は、当委員会として研修視察をするという議題であります。3番目につきましては、東京杉並区議会との交流ということで、3点に絞り皆さんにご協議をしていただいたことをご報告申し上げます。

す。

○議長（橋爪英夫君） 文教厚生常任委員会。

2 番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、文教厚生常任委員会の閉会中の審査について報告いたします。

去る 7 月 25 日午後 2 時より、文教委員、町内各幼稚園園長、保育所所長、教育課長、保健福祉課長等の出席をいただき、今後の当町の幼保施設の統合を含め、子ども・子育て環境をどう進めていくかの懇談会を行いました。

この問題は、以前から文教で協議していますが、自民党時代の認定こども園、民主党時代の総合こども園と変化してきたため、当町でもなかなか方向性が出せない状態でしたが、原町保育所の老朽化が進む中で、当町の幼保一体化も見据えた施設の見直しを考える緊急性があると思われ、この町の現場の先頭に立つ各園長さんとの意見交換が有意義かと思い開催しました。

その懇談会の町からの資料提供の中に、平成 24 年 8 月に社会保障と税の一体改革の一環として、消費税増税法とセットで子ども・子育て関連 3 法が成立し、消費税 10% を前提に、平成 27 年度施行のスケジュールで、平成 25 年 9 月ごろに子ども・子育て支援会議の条例制定を行い、その組織で平成 26 年度を目安に当町の事業計画を策定。議会承認後、県へ報告という内容があり、文教としても近々に調査研究を進める必要性を感じました。

また、園長さんとの意見交換では、3 歳から 5 歳については、施設一体化のほうがいよいのではないかという意見や、幼児の施設が近いところは幼保の交流を行っているところもあるが、幼稚園の場合、お昼寝の時間がないので、預かり保育も 3 時以降は子供が疲れるみたいですよという意見もありました。この辺の問題は、今後幼保一体化のこども園計画の一つの問題点になるのではないかと思います。

その後、議員同士で懇談会の内容を踏まえ、意見交換を行いました。国の子ども・子育て支援制度も踏まえた中で、当町のこども園のあり方を、文教としてもスピード感を持って調査研究を進めていくということになりました。

以上、閉会中の審査をご報告申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 行財政改革推進特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 中学校統合等対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように、各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第30、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、根津光儀議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 議長のお許しをいただきまして、中澤恒喜町長に質問いたします。

地域医療の充実についてをテーマとして、3つのことを中心にお話を聞きたいと思います。

9月4日付上毛新聞紙上に、東吾妻町坂上地区にある大戸診療所を、第4回地域再生大賞

の候補として、同新聞社が推薦したという記事が載りました。共同通信社を中心に全国の地方紙など45社が、それぞれ推薦する50の候補から大賞が選ばれるというものだそうです。

会員1,000人を超す医療法人坂上健友会が運営するこの診療所は、常勤スタッフ、医師1人、看護師並びに准看護師、合計3名で診療に当たっているそうです。地域の健康まつりなどを通して、予防医療を中心とした活動も行っており、設立20周年を迎える来年1月に、大賞に選ばれてほしいなと心から願っております。

町長は、この大戸診療所についてどのようにお考えでしょうか。今後どのような関係を望んでおられますか。

次に、原町日赤の現状について、町長はどのように捉えているかお聞かせください。

24年度は、原町赤十字病院施設等整備補助費補助金1,100万円が当初予算どおり執行されました。本年度は予算に盛り込まれていない状況ですが、今後どのような扱いを考えておられますか。

3つ目に、病気やけがの予防は、町民の生活の向上や国保運営にとって重要なことですが、どのような方法があるとお考えでしょうか。お聞かせください。

以下は自席に戻らせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、大戸診療所の活動に対しましては、ここで改めて敬意を表するものでございます。先日の新聞にも掲載をされておりましたが、大戸診療所は、医師と住民が主体的に運営しており、地域医療のモデルケースとなり得るということで、「地域再生大賞」の本県候補に推薦をされております。

さて、町の保健事業を推進するに当たり、地元医師会の協力は不可欠であります。健診や予防接種など、全面的に協力を仰いでおる現状で、大戸診療所も例外ではございません。過疎と高齢化が進む地域にある診療所でありますので、今後も医療と介護の連携を推進していただければと考えております。

また、住民と協力してさまざまなイベントも開催しておりますが、これらに対する町からの助成は行っておりません。今後も公平性・中立性を堅持するつもりでございます。

2点目の、原町日赤病院の現状認識ですが、経営は非常に厳しいものと認識をしております。7月には、事務部長らが前年度の決算報告に来庁いたしました。病院収益は12年連続の

赤字で、前年度は1億9,800万円余の赤字であった。また、キャッシュ・フローについても、年度末残高で2億4,000万円余とのことであります。赤字の要因は患者数の減少で、入院3.9%減、外来1.6%減だそうです。

このような状況のもと、吾妻東部3カ町村では5,611万円余の運営費助成を行っております。また前年度は、町単独でも医療機器の整備に対して1,100万円の補助をいたしました。しかし、今年度は予算計上しておりません。本年度につきましては、慎重に見きわめて対応してまいりたいと考えております。

3点目の、病気やけがの予防でございますが、健やかな生活を送ることは全ての人の願いであります。そのためには、一人一人が正しい生活習慣を保ち、適切な医療を受けられる態勢の整備が重要であります。

町では、特定健康診査、いわゆるメタボ健診や、がん検診等を実施、疾病予防に取り組んでおりますが、がん検診受診率の低下が課題でございます。現在では高齢化に伴い、がんや糖尿病などの生活習慣病の割合が高くなっており、全医療費の3割を、また死亡数割合では約6割を占める状況であります。

この生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みが、健康寿命の延伸につながり、ひいては医療費の削減につながるものと思います。今後は、今年度中に導入される国保データベースシステムを活用し、個別の状態に合った生活習慣の改善に向けた保健指導に力を入れていきたいと思っております。

国保事業においても、平成20年度に「特定健康診査・特定保健指導」が義務づけられました。当町も受診率の向上を図っておりますが、なかなか成果が出ない状況であります。平成24年度末に、未受診者40歳代50歳代にアンケート調査を実施いたしました。回収率は40歳代19.4%と、健康にはまだ関心がない状況でございます。50歳代になりますと34.9%となり、年齢に比例し健康に対する関心度も高くなっております。未回答者は健康に自信のある方と推測されます。今後アンケート結果を吟味し、受診率の向上を図ってまいります。

また、今議会で提出をいたしました国保データベースシステムの保健センターへの導入ですが、これは国保連合会が保有する「健診・保健指導」「医療」「介護」等の各種データを利活用し、必要な人に必要な予防サービスを提供するシステムで、平成26年4月に本稼働が予定されております。これにより、町民課と保健センターにおいて情報の共有化が図れ、生活習慣病の予防対策の充実、被保険者の健康水準の向上と、国保や介護保険の安定的な運営につなげることができます。

なお、現在実施しております医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の利用促進及び各種検診への助成、さらに町民全体を巻き込んだ健康づくりの推進に努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 丁寧なお答えありがとうございます。

坂上地区にあります大戸診療所についても、町としてもぜひ、いろんな健診であるとか、それから予防、介護について協力していくんだというお話でした。本当に、この地域の人たちが自分たちでやるんだと言ってやっているこの診療所に、ぜひ町としても、さまざま形で協力があると思いますので、協力していったほしい、力を合わせてほしいと思います。

また、この診療所は、その設立の経過からも、補助金というものに頼らずこれまでやってきたと、そういう姿勢がこの賞のノミネートになったんだと思います。町から金をくれてやろうと言っても、恐らく受け取らないんだと思いますけれども、そういった心意気というものも大切なんだと思います。本当に心から敬意を表したいと思います。

原町日赤のことに進ませていただきます。

前年度約2億円近くの赤字が出ているという状態で、病床利用率につきましても、平成23年が79.8%、それから平成24年度が76.9%と、23年から24年にかけて3ポイント減少してしまったというような状況です。本当に、地域の人口も確かに減っていますけれども、地域の皆さんからの要望に応えられないという状況が長く続いているということが、こういったことになってきているのかなと思いますが、町長は、今年度の施設整備補助については、状況を見きわめて補助していくんだというふうなお考えと今受け取りましたけれども、その状況というのはどういうことですか。さらに経営が悪化したら補助してやらなくてはというふうに、そういう意味にとったらいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町日赤病院につきましては、医療機器の整備に対する町の補助金のことでございますけれども、今後日赤病院の協議委員会が開かれます。そのような中で、病院の状況、また病院の考え方、それから東部3カ町村の考え方等も十分に吟味いたしまして、また協議いたしまして、その点につきましては判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 東部3カ町村というお話が今出ましたけれども、当町は立地町村です。

これまでの経過の中で、よその町村が補助をしていない時期でありまして、この施設整備の補助というものを、要綱をきちんとつくりまして補助してきたという経過があります。ぜひ、他町村の動向ということにかかわらず、立地町村として、この原町赤十字病院に積極的にかかわっていただきたいなというふうに思います。

病院側との話し合いが、今後持たれるからというふうなお話でしたけれども、私は、苦しいから、じゃ、お金を補助してやろう、補助額を上げてやろうということでもなくともいいと思うんです。むしろその反対に、これだけの成果が出てきた、あるいはこういう努力をしている、そのことを認めてあげよう、そういう形の補助が大切だ、そういう形の援助が大切だというふうに思います。

現在、原町日赤は猛烈な内部努力をしております。病院のほうへ伺って話を聞いてみました。一番私たち、私が地域の方に「地域医療、原町日赤」というふうに話をして、こういうことを直してくれというような要望があった、そういうところから言いますと、まずは電話をして、あるいは救急車に乗った段階で断られてしまうと、これが非常に大きいということでしたけれども、その辺の改善はなさっていますかというふうに聞いてみました。それでいきますと、平成24年度の6月から8月のこの3カ月間の救急車からの病院への受け入れてくださいという要請が125件、受け入れたのが90件で72%、これが前年度です。同じ時期の今年度、この6、7、8月の間に145件救急車から要請があつて、受け入れたのが126件で87%、おおよそ15ポイント、これ改善されたというふうに言っていると思います。

これどうやって、こういったことを改善してきたかということも聞いてみました。お医者様を含めたスタッフ全員の体制の中で見直しを図った。それで、お互いの意識を向上する運動をやっているんですということでした。具体的には、日直・当直の2人体制ということで、内科系と外科系のお医者様が2人で組んで、日直・当直をやるというような体制に改善していると。しかし、お医者様の数が少ないので、なかなかこれをきっちり進めるということとはできない。どうしても空きが、1人体制のところもできてしまうということですが、このことによって、救急車の受け入れ率が上がりましたから、したがって、救急車で来る方は重症ですから、病床の利用率も上がりました。前年に比べて5ポイント増加しまして、82.4ポイントというふうになっております。これは6月の切り取りの状況ですが、そんなにぐあいです。努力はしているんだと思います。

それからもう一つ、院内のIT整備をやりまして、皆さん、病院へ行った方はちょっとお気づきになったと思いますけれども、カルテの流れが変わりました。非常に待ち時間が少な

なくなってきました。それで、待っている間に検査が行われるという体制が、きっちりとられるようになりまして、ＩＴ化ってすばらしいなと思いました。

１つ私が気がついたのは、カルテを患者が持って歩いていくんです。したがって、自分のカルテが今どこにあるかがわかるわけです、自分で運んでいるわけですから。こういう目に見える化というのも、非常に患者さんに評判がいいようです。私も、今ここに入れたんだからここで待っていればいいという、そういう実感が生まれまして、非常によかったなと思っているんですけども、努力はしています。

ぜひ、今年度も昨年度相当の金額を、できれば補正を立てて補助してやってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の今、日赤病院の状況、事細かにご説明をいただき、またその状況が今、病院のスタッフの努力によりまして向上しているということでございまして、本当にうれしくありがたく思っておるところでございます。

今後もそのような努力を無にしないように、この吾妻郡下の中核病院でございます。この病院をさらによい病院にしたいということで、日赤運営協議会等で審議を行いながら、また町の対応というものも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ３番、根津光儀議員。

○３番（根津光儀君） 昨年度の場合は、既に予算が1,100万円計上されていて、それをきっちりと実行していただいたということですが、今年度はない。来年度の予算編成が間もなく始まってくるんだと思いますけれども、その際にも、ぜひこの件についてご配慮していただければ、地域に住む私たち、大変に私も入院してしまったりしましたから、ひしひしお話し上げるんですけども、そういったことはあります。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、町長には、一般質問の中で私が取り上げてきたことの中で、具現化されてきたことがあるのでお礼を言いたいなと思うんですけども、それは、町民課の国保レセプトのシステムを保健センターの看護師さんが閲覧することができるようになるという新しいＩＴ化のシステムが、補正予算の中で取り上げられて可決され、これが来年度、26年４月から利用されていくということで、こういうことすばらしいと思います。特に平成22年から23年にかけて、１年間に給付費が１億円上がったんです。そして23年から24年にかけて、これもまた4,000万円以上上がってしまったということで、このことを分析しないと予防ができ

ない。多分そうだろうからこうやってとやっても、それ果たして正しいのかどうなのか、裏づけがないまま予防運動をやっても、ちょっとむなしいと思うんです。ぜひとも、その辺のところをきっちり見分けてやってほしいと思います。

ちなみに、23年度に1億円給付費が上昇したということについて、町長はどんな原因があったなというふうに思われていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりそのときにおきまして、インフルエンザのような流行する病気が多かったと、あるいは、高度医療が最近はかなり一般化しておりますので、そういう点からかなりお金もうなぎ登りに上がったというふうなこともあるかと思います。

いずれにいたしましても、その内容をしっかりと把握しないといけないということはよくわかっておりますので、今後その点につきましては、よく心がけてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） ぜひ、データ分析を担当の人たちに積極的にやるように、原因をつかんで報告を上げろというふうに指示してほしいと思います。

ちなみにインフルエンザのことで言いますと、私調べてまいりましたが、インフルエンザにかかってお医者さんに行って検査をして陽性になって、タミフルあるいはリレンザということで、現在リレンザが大分主流になってきているようですけれども、リレンザが処方されて、これがよく効いてインフルエンザが治ったというふうにして、1回の1人の給付費は5,470円ほどです。これが4,670人だか90人という被保険者ですから、これ掛けましても、そう大きな金額にはなっていないんです。さまざまなことがあるんだと思いますけれども、この1億円の中身って、本当に分析する必要があると思います。

それから、病気の予防、さまざまな方法ありますが、町長は心肺蘇生法という救急法の基礎技術について、どのように思われていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私もその点につきましては、たしかPTAですとか、そういったところでの研修で受けたことがございます。そのようなことで、非常に重要なことでございまして、やはり一人一人がその処理といいますか処方を、扱い方を覚えるということは、非常に重要なことだというふうに思っておりますので、町民の皆さんに対する、そういう研修会等も広めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 消防署の方に来ていただいてやる救命講習というのがありますが、実は、日本赤十字社で行っておる講習もあります。実は11月に、原町日赤病院を会場に行われる講習もあります。それから、東吾妻町分区として主催して、講師の派遣を赤十字に依頼するという方法があります。いずれもテキスト代程度の非常に廉価な費用で開催することができますので、ぜひこれを分区主催で取り上げてほしい。分区と行政は別だと言われるかもしれませんが、分区長は町長ですから、その辺ご理解いただければと思います。いかがでしょうか。

もう一つつけ加えて、実は日赤が配布している講習会の日程表というようなものがあるんですけども、現在、先日見たところでは平成24年度のものがまだありまして、これ25年度のものを取り寄せて、玄関のところに差すところがありますので、入れかえてほしいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日赤関係のそういった講習会等も、今後大いに広めて利用していくようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） ぜひ、日赤病院あるいは日赤群馬県支部と交流を進めていくということにもなる行事ですので、取り上げていていただきたいなと。そうすることが原町赤十字病院の活動に、我々がより興味を持っていくことになりまして、病気やけがの予防にもつながっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご意見等、十分に今後理解いたしまして、できるものからやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

2時20分まで休憩いたします。

（午後 2時08分）

○議長（橋爪英夫君） ただいまより再開いたします。

（午後 2時20分）

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま橋爪議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をしたいと思います。

町民参加の町づくりについて、2点目として、道路整備の推進についてでございます。

1点目の、町民参加の町づくりについてであります。昨年に引き続き、ことしも地区別の町政懇談会を実施したと思いますが、その結果の検証についてお伺いをいたします。

8月に実施した町政懇談会は、昨年と同様に総じて参加者が少なかったというふうに思います。原因は何だったのでしょうか。その中で、坂上地区の住民の方が、他地区に比べまして多く参加をされました。町民からの貴重な意見として、具体的に参考になったことがあると思いますが、町長としてどんなことだったと思うのでしょうか。

また、今後も引き続き町政懇談会を実施する考えはあるのでしょうか。今後実施する場合に、実施方法の見直しをするとすれば何をするのでしょうか。1つの提案でありますけれども、各種公共団体との意見交換会を実施して、町政に対する意見・要望を、町長や町幹部職員が聞く機会を設ければよいと思います。また、定期的に地域に町幹部職員が出向き、どんなことでも聞く体制づくりをすることが大切であると思いますが、その意思が町長にありのでしょうか。

住民参加による地域振興における行政としての基本的な考え方について、具体的に質問をさせていただきます。

萩生地区住民によります地域活性化の取り組みについてでございますけれども、地域住民が主体的に取り組んでいることが、住民の皆さんの実践行動によって、はっきりとうかがえます。萩生地区活性化委員会の活動、そして圃場整備後の農地利用において、萩生集落営農組合の設立など、非常に地区の皆さんが、主体的そして実践的な活動をしておられることに、大変感心するものであります。

こうした活動に対して、町としてどのようなスタンスで地域の人たちと向き合うのか。行政としてできること、またできないことをしっかりと示すことが大事であるというふうに思っています。

次に、岩島地区のふれあい公園や天狗の湯の管理運営を核とする地域づくりについてでございますけれども、地域の農産物の提供の場としての役割や就労の機会など、地域づくりの拠点として大事な役割を担う施設ではないでしょうか。この施設については、指定管理者制度を活用するとのことですが、管理費用を町が負担をして運営を任せる方法を選択すると思います。最小限の費用で最大限の効果を生み出すよう努力する必要があると思いますが、運営は地元地域の人だけではなく、広く門戸を開いて、町内外のいろいろなノウハウを活用することが必要ではないでしょうか。行政は住民の意見、そして要望を聞く中で、地域に必要とするものを、どのように提供して協力し地域振興を図るかが鍵となります。住民が主体的に活動できる体制づくりをしなければならないと思いますが、どのように考えておられるでしょうか。

次に、町の全体像が見えてくる財政を中心とした、仮称ではありますが町づくり協議会の設置の可能性についてお聞きいたします。

町づくりの根幹は、総合計画であると思いますが、この計画の検証も、町民を含めた方法で行うことがよいのではないのでしょうか。その組織としての位置づけが、この町づくり協議会であると考えます。各地区の特色を生かした地域づくりを進める中、行政と住民の意見交換の場を設けることで、町全体を、住民が財政状況を理解した中での町づくりをすることが重要であるというふうに思っております。

昨年の12月の一般質問で、町長は、住民の町政参加を推進するための施策として、ワークショップ手法等を新年度導入に向けて検討したいというふうに回答されましたけれども、新年度も半年が過ぎましたが、導入の気配が感じられませんが、どうなったのでしょうか。

このワークショップ手法は、地域がかかわるさまざまな立場の住民がみずから参加をして、地域の課題を解決するための改善計画を立てたり、また進めていく共同作業としての総称として言われております。外部指導者、コンサルタントの方が司会進行役、いわゆるファシリテーターとしての起用をして、長いスパンで考える必要があるように思います。1つの方法としては、各年代層よりグループ分けをしたり、この町についての歴史探訪でもいいですし、地域めぐりでもいいです。また、まずは町を知ることから始めて、だんだんとプログラム化することで定着していくのではないのでしょうか。

町の行政のことを勉強しながら、行政が身近に感じられるようにする地域づくりのきっかけづくりをするのが、または行政ではないかと思っております。主役はあくまで住民であることを忘れずに、自助・共助・公助の精神で、地域づくりは人づくりでありますので、住民が本気にならなければ成り立たないというふうに思っております。行政はやはり、住民がやる気を起こさせるきっかけづくりをすべきであると。やる気をなくさせる方向に向けるべきではないというふうに思っておりますので、予算がないから無理ではなく、やっぱり財政的負担をかけない方法はないか、官民が一緒になって知恵を出し合い、また汗を流す、そうした中で町づくり協議会を設置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の道路整備の推進についてお聞きいたします。

道路整備につきましては、平成19年12月の議会において質問を行った経緯がございます。そのときは前町長でございましたけれども、道路整備の現状や計画における基本的な考え方、道路整備をする場合の工事完成までの流れなどについて質問をさせていただきました。道路整備の推進の基本的考え方については、そのときと変化はないと思いますけれども、今回は具体的な事柄について質問をしたいと思います。

総合計画に基づき、実施計画を作成して優先順位を決めて、順次財政面を含めて整備を進めているのであるというふうに思っておりますが、住民からの要望については、議会や執行部に対して、請願・陳情等によって直接取り上げられていると思います。

しかし、それだけではなくて、私たち議員も直接住民からの声を聞く機会があります。今回一般質問の中で、具体的な道路整備について、町長のお考えをお聞きするものであります。

1点目でございますが、町道中井・東村線の道路改良工事を検討実施する可能性についてであります。この道路は、現在幅員が非常に狭いため、今回改良工事を行う中で、大型車両の通行を可能にして、東地区の大字新巻地内と太田地区の泉沢地内を結ぶ巡回バス等が通行できるようにできないかということでございます。また、この道路改良によりまして、集中豪雨や地震災害時の迂回路としての活用が可能になるのではないかなというふうに思います。地域住民にとりまして、大変有益であり必要であるというふうに考えております。

もう一つは、町有地の有効利用促進のために、給食センター建設候補地にもなりました原町地区の東上野にある町有地へのアクセス道路としての既存の町道を、今後推進すべきであるというふうに考えておりますけれども、この辺について、町長としてどのように考えておられるのか。

以上のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えいたします。

町政懇談会につきましては、町の行政施策等に関する情報を開示することにより、町民の町政に対する理解と信頼を得るとともに、多様化する町民ニーズを伺い、公正で透明な行政を推進するために開催をしておりますが、議員ご指摘のとおり、町民の参加は少人数ではございましたが、福祉や子育て等に対する貴重なご意見をいただきました。

今後につきましては、一例ではございますが、町政懇談会単独の開催ではなく、他の会議等と一緒に開催するなど、できるだけ多くの町民の方の参加をいただけますよう、開催時期や開催方法を検討してまいります。

なお、各種公共団体との意見交換会につきましても検討してまいります。

次に、住民参加による地域振興における行政としての基本的な考え方についてでございますけれども、地域住民が主体的に活動できる体制づくりのために「町づくり協議会」の設置を含めた考え方についてのご質問とあずかります。

議員もご承知かと存じますが、総合計画のまちづくりの基本目標として「住民と行政の協働」を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、その主要施策として「住民参加、住民と行政の協働の推進」を掲げて、まちづくり条例の制定に向けた検討、住民参加による行財政審議会の設置の検討がございますので、その構築を含め、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法の検討は、必要な指示を行いたいと考えております。

2点目の、道路整備の推進についてでございますが、道路改良で町の基本的な考えとして、地域住民の要望があり、関係地権者のおおむねの了解が得られていることが前提となります。

議員提案の町道中井・東村線につきましては、その必要性はあると思われませんが、地域からの要望や地権者の了解等により、測量設計から改良工事完了までの見通しを見きわめることが必要と考えております。

また、東上野の町有地につきましては、宅地開発当時3,000平方メートル以上の開発となるため、都市計画法の開発許可対象で、6メートル幅以上の道路が必要となることから、道路改良を検討した経緯がございました。大宮神社側、内野山田川線側、上野側、その他新規路線等検討いたしましたが、実施に至らず、開発面積を3,000平方メートル未満で宅地造成を行い、残った土地が現在の町有地となっているのであります。

今後の活用を検討する上でも、道路改良は必要と思われますが、現在のところ大変に難しい状況にあります。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 具体的に町民参加の町づくりについてでございますけれども、2点ほど、私申し上げたと思うんですが、それについてのご回答はなかったような気がするんですが、萩生地区住民による地域活性化の取り組みについて、それから岩島地区ふれあい公園や天狗の湯管理運営を核とする地域づくりについてということで、住民参加による地域振興における行政としての基本的な考え方について、町長、もう一度お答えを願いたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 萩生地区の皆様は、大変に積極的熱意を持って、さまざまな面で取り組んでいるというふうに考えております。また活性化委員会におきまして、さまざまな計画、ご提案等も来ているところでございますけれども、現在、企画課が活性化委員会とその点につきまして協議を重ねております。

町といたしましては、やはり完成後の維持管理等について、地域住民の方のご協力や活動がいただけないかということで、今その点について詰めているところでございます。いずれにいたしましても、萩生地区の皆様、大変にしっかりとした考えを持って地域活動に取り組んでおりますので、非常にありがたく思っております。

また、ふれあい公園等の管理運営を核とする地域づくりについてですが、町では、ふれあい公園全体を道の駅に登録する方向で検討を進め、東吾妻町ハッ場ダム対策協議会の下流域振興検討部会で、その管理運営について、おおむね1年間検討していただき、地元での組織の立ち上げは困難との結論となりました。

町といたしましては、直営することはできないと判断をいたしまして、指定管理者制度への移行について検討を始めており、これらの状況から、部会員の中で、岩島地区全体、町全体を視野に入れた組織の立ち上げを検討したいとの提案があり、部会としても協力する方向を確認しております。

町では、組織立ち上げの事例調査、経営や法的対応などの資料を作成し提供するとともに、県ダムの協力を受けながら、県の機関への調査や調整を行ってまいります。

組織化が具体的になれば、県のアドバイザー制度もあると聞いておりますので、積極的に

紹介をしていきたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 萩生地区、岩島地区の地域づくりについての基本的な考え方ということで、町長にはお話をいただきました。ほかの地区についても考えますと、例えば原町地区についても、都市計画等で開発をされまして、今一定の成果が出てきているというふうに思っております。

これからは、自然環境を生かした岩櫃山を中心とした歴史散策など、観光開発で交流人口をふやす要素はたくさんあるように思います。これについては、最初のときの、町長が選挙公約でお話をされたように記憶をしているところでございます。

そうした一つ一つの積み上げることで、地域づくりが成立するというふうに思っておりますが、そこで1つの提案なんです、やはりこうした地域振興という中で、住民と行政の窓口としての、新たに地域振興課というセクションを立ち上げることも一案ではないかなというふうに、私は考えておるんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、現在企画課に地域振興係ということで対応しているところでございます。この点につきまして、ちょっと不十分だというふうなことを言われることもございますけれども、これからは機構改革等の問題もございまして。そのような中で、さらに検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにしても、地域振興、大変重要でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 町民参加の町づくりに対しましては、やはり、住民に対して各地域に対する行政のかかわりについてしっかりと説明をしていただいて、住民の皆さんとの相互理解のもとで町づくりが大切であるというふうに思っています。町民との信頼関係をどのように構築するかが、私は課題ではないかなというふうに思っておるんですけれども、町長、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、やはり日ごろから、職員を初めとして、町民の方にはしっかりとお話を聞いて、そしてしっかりとその対応というものを行うということが、信頼につながってくるんだというふうに考えております。今後も住民の皆様、町民の皆様

の声に真摯に耳を傾けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

待ちの姿勢ではなくて、待っているのではなくて、みずからが、町の幹部の方が地域に向いていただいて、いろんな話を聞いて、それで町政に役立てていただきたい。当然のことなんです、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

道路整備の推進についてですけれども、総合計画に明記されていない事業等について質問をさせていただきました。地元住民との話し合いの中で、必要性を町長が認めていただけるのであれば、実施計画にのせていくべきだと私は思っておりますので、そうした調査検討の余地があるかということで、再度お聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、道路につきましては、先ほども申し上げましたように、その地域の住民の要望、あるいは関係地権者の了解等が大きなポイントであるというふうに考えております。そのような観点から、町といたしましてもしっかりと考えてまいりますけれども、やはりその地域の盛り上がりといいますか、そういうものがないと、なかなか事業が真っすぐにスムーズに進まないんじゃないかというふうに考えておりますので、その点につきまして、議会の皆様にもよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 原町東上野の町有地の有効利用の観点から申し上げても、どうしてもそのアクセス道路、この辺については、ぜひ今後も引き続き検討していただければというふうに思っております。今町長言われたように、土地所有者の了解が大前提というふうなお話、協力なくしてはできませんよと、当然の話なんで、町側として、行政側として、粘り強く交渉を継続してお願いできればというふうに思っております。

今の状況ですと、2,500平米ぐらいあるんですか、たしか。ですよ。の町有地が塩漬けになってしまうという可能性もありますので、ぜひそのようにならないように、今後とも検討していただいて、町有地の利活用をお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。回答は結構ですので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。
なお、次の本会議は9月19日午前9時から開きますから、ご出席をお願いします。
本日はこれをもって延会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）

平成25年 9 月 19 日（木曜日）

（第 4 号）

平成25年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成25年9月19日（木）午前9時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
7 番	轟 徳 三 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議会事務局長
議係

水 出 悟

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） 皆さん、おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださいますようあわせてお願いを申し上げます。

本日は、東中学校の３年生の生徒さん14名が傍聴に見えました。限られた時間になりますが、町の重要な問題を審議いたしますので、これを機会に議会活動を身近に感じていただきたいと思います。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 ９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の記事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（橋爪英夫君） ２番議員、佐藤聡一議員。

(2番 佐藤聡一君 登壇)

○2番(佐藤聡一君) それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問内容は、1、中学校の校舎跡地の利用計画、2、小学校の統合問題、3、幼保一体化問題、4、東吾妻町中学校の校舎計画の充実について、以上4点を町長にお尋ねにいたします。

まず、廃校になる中学校の校舎跡地の利用計画です。

6月議会で同僚議員の質問で、一部は吾妻警察署や消防署等を視野に入れる答弁がありましたが、坂上で言えば、小学校の校舎はかなり老朽化しているので、坂中の校舎を小学校に変更し、坂小跡は改修して一部はこども園計画、その他はサービスつき老人用町営住宅として、地元の病院や福祉施設、社協と連携しながら、町民のひとり暮らしを中心に元気のある老人用に安価で入居できる集合住宅にしてはどうでしょうかという提案なのです。どう思われますか。

各学校とも地域の中心にあり、幼稚園、小学校との連携もできる環境にあり、これからの高齢化社会の中で集団共同生活による見守りや、子供たちも含めたコミュニティー形成に大変メリットが出るように思います。また、杉並区では南伊豆町に特養を計画しています。住居地特例を適用するため、国保法や介護保険法の改正が必要になりますが、民間ではサービスつき高齢者住宅、通称サ高住も建設しています。山形県舟形町では、都民のための特養を建てるため特区申請をしたり、茨城県かすみがうら市も、都市の高齢者に農業を通じた生きがいづくりを提案する話もあるので、杉並区との連携も視野に入れた利用も考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、小学校の統合問題について。

これも6月議会で同僚議員からの質問の中で、具体的な計画はないが、PTAや住民の考え方を聞きながら方向を出していきたいとのことでありました。中学校統合問題で議会がアンケートをとりましたが、町民の方の率直な意見が出ていました。今度は町で小学校の統合についてのアンケートをとったらよいと思いますが、これは、統合を前提としたものではなく、統合の是非や時期についてなど、自由で多様な意見が述べられるようなアンケートにしていきたいのです。

私自身は、小学校はぎりぎりまでそれぞれの地域に残していきたいという考えですが、町民の方々の意向で早くしてもらいたいとの意見が多ければ、その方向で進めていくことも考

慮したいと思っています。中学校統合が進むこの時点で、ぜひアンケートによる町民の意向調査をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

次に、幼保一体化の問題は、平成27年度に消費税10%を前提に、それぞれの町で子ども・子育て支援事業がスタートしますが、当町では状況を踏まえ計画を至急つくる必要性があると思われます。特に保育園の問題は、文教厚生常任委員会でも、子ども・子育て会議の結果を待たず至急進めるべきではという意見が出ていたことも踏まえ、緊急性があると考え改めてお聞きしますが、どう思われますか。

次に、統合中の計画は進んでいますが、地域の元気臨時交付金を使って現在の計画を変更し、エレベーターホール横か技術科室の上に各学年の食堂兼多目的教室、少人数学級を普通教室のそばにつくるという考えはありますか。これらの部屋は、経験上から普通教室のそばにつくることが授業の多様化も含め利用しやすくなると思いますが、いかがですか。

以上の点を質問しますので、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の中学校の校舎跡地の利用計画につきましては、基本的には地域の声や議員さんなど各方面からのご意見をいただきながら、行政改革推進本部において検討を行い、有効活用できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の坂上中学校の利用についてでございますが、坂上小学校として利用するには階段等部分的に改修が必要となり、普通教室は3・4階でありますので小学校低学年生の利用には不向きなこともあります。必要な教室の確保はできるものと思われます。

また、こども園と老人を中心とした町営住宅につきましては、3歳未満児を受け入れるとなるとそれに合った施設の改修や給食室等が必要となります。お年寄りを中心とした住宅については町営住宅等施設整備基準に合わせた改修となり、各戸25平方メートル以上の床面積で、台所、水洗便所、洗面所、浴室等の配置が必要となります。

以上のことから、利用についてはいろいろな方法が考えられると思いますが、今後、町といたしましても、地域の声や議員さんの意見を聞きながら総合的に検討したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

2点目の小学校統合についてですが、町における将来の児童数や郡内状況を見ると、中学校と同様、統合も含めた考え方が必要と思います。しかしながら、現在、町では、中学校統合を確実なものにするため、給食調理場を含めた施設改修の実施及び教育課程の充実のための準備を第一に考えておりますので、これらについて一区切りできた段階において、アンケート調査を含めて地域や保護者の意見を聞きながら検討し、方向を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の幼稚園と保育所が一体となったこども園につきましては、これから設置する子ども・子育て会議の中で審議していただき、その方向性を子ども・子育て支援事業計画に盛り込む予定でおります。今後は、事業計画の策定を前提に子育て家庭を対象としたニーズ調査を行いますので、そこから得られるニーズ量等をもとに町の方針を決めていきたいと思っております。

なお、旧吾妻町にあります3つの保育所整備は喫緊の課題であります。幼保一体化を考えると、施設整備及び運営のあり方については避けて通れない問題となります。

いずれにいたしましても、子ども・子育て支援事業計画は平成27年度から5年間の計画となりますので、策定後は速やかな計画実行となるよう努力してまいりたいと思っております。

4点目の東吾妻中学校の校舎計画の充実につきましては、現在、統合中となる原町中学校では改修工事の1期工事を実施しており、今後、2期改修工事も予定しております。この予定しております改修工事について、部分的に必要な変更工事は考えておりますが、設計の大幅な変更工事は考えておりません。

現在の改修工事については、学校とも相談しながら計画実施している工事であり、施工段階においても協議を重ねながら要望も確認し、できる部分の対応はしております。議員の言われる元気臨時交付金を活用した改修工事を考える場合は、今回の1・2期改修工事とは別の工事として検討するのがよいかと思っております。

先ほども述べさせていただきましたが、学校との調整を図りながら改修を実施しております。学校現場においても、完成する施設において全体の利用を考え校内調整をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） まず、1点目の中学校跡地の利用計画についてということでお尋ねします。

行革推進本部で検討しますという答弁と、中学校のほうは3階、4階が普通教室だと。確かに1年生、2年生あたりを上を持っていくのは問題が多少あるかなと。その辺の絡みも含めると教室の入れかえも視野には入れざるを得ないんでしょうけれども、さっきの2点目との絡みも出るんですけれども、私としては、なるべく小学校は地域に残れるだけ残してほしいなと考えています。坂小の今の古い校舎の状況を見るにつけ、ちょっとかわいそうだと私は思っています。

そういう意味も含めて、あく校舎を使ってそういう方向へ持っていきながら、3点目の幼保一体のほうの絡みも含めると、今、大戸保育園も古い状況の中で、先ほど町長のほうから話が出ていましたけれども、見直しの時期ということも考えると、坂上幼稚園との連携を考えると、今の小学校の校舎の一部を使わせてもらおうと、渡り廊下でつながっていますので利用勝手が非常によくなるんじゃないかなと。これは後の3点目で質問させてもらいますが、そういうことを視野に入れれば、計画さえ立てていただければ、うまい利用が近々にある程度できてくるんじゃないかなと思っています。

それと、老人用の住宅のことも、何か老人ホームと勘違いされているようですが、安く入れるという根本というのは、なるべく改修しないでやって、ある時期までを使ってもらう形がいいのかなと。となると、トイレは共用の形、要は今の学校の形を利用しながら共同トイレ、お風呂はつくらなくてはならないかもしれませんが、教室はある程度分割しながら、要は居住部分をつくっていくということで安くある程度上げられれば家賃も当然安くなりますし、ほかの地域の中学校なんかでいうと逆に言うと教室が大きいというか、3階、4階の校舎が残っちゃいますので、そうすると、先ほどの話じゃないですが杉並区等々との絡みの利用も視野に入れてもらえればいいのではないかな。ほかの事業で例えば校舎を何かに使えるかということ、なかなかあの形のものをほかに利用ができないんじゃないかなということも考えられますし、かといって眠らせておくにはもったいない校舎が、東中学校もそうですし、先ほど出た太田はどういう形になるかわかりませんが、岩島もまだ新しい状況の中でいけば、利用方法を含めて考えていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、まずその辺のお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上小学校は、議員ご指摘のとおり大変に老朽化をしております、建設当時としては非常に画期的なつくりであったというふうに言われておりました。しかし、中学校が統合されれば、その跡地利用として坂上小学校をそこに入れるということは非常に

現実味のある話だというふうに考えております。先ほども申しましたように、小学生用に階段を直したり、また3・4階に行くには負担がかかるということなら、1階あるいは2階に教室を改修してつくるということも当然考えられるというふうに思っております。今後とも、その点につきましてはよく調査研究をして進めてまいりたいと考えております。

また、杉並区の南伊豆町の特養施設のお話でございますけれども、大変興味深いお話でございます。友好交流の杉並区の施設として今考えられているということでございます。東吾妻町もこの例をよく見きわめて、そして町の負担がそれほどないという状況になれば、当然、積極的に進めていかなければならないと考えております。また、利用できる校舎跡地もございますので、その点はよく友好交流の杉並区とまたお話をしながら考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

いずれにしても、各地区の中学校は立地的にはその地域の一等地のようなところに建っておるものでございますので、今後ともこの跡地利用につきましては真剣に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 老人ホームという形の話ですが、要は、なるべく元気な人を入れられれば一番いいのかなと。杉並区でも南伊豆町の関係なんかでいくと、介護度3、4、5あたりの人が当然入るんだろうと思うし、都会ではベッド数が足りないので優先的に話が来るのかもしれない。

そういうことも多少はしょうがないのかなと思いますが、住居地特例というかさ高住で今問題になっているのは、越してきた人がその町村の保険を使ってやることに非常に負担がかかるので、それを今、厚労省は見直ししようと。杉並区のこの話もあるので、していこうという話の中でいうと、改正になった段階では杉並区の負担でこちらに来られる道筋ができるんだろうなと。しかも、小学校も近いですし交流を含めて、さっき坂上のお話をしましたが、要はお年寄りと小学生、幼稚園一緒の中で見守り、それからお互いに元気を出すような環境をつくるのがいいのかなと。そういうことをぜひお願いしたいんですが、その辺のお考えはどうですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 杉並区から東吾妻町は、上信自動車道が完成すれば2時間程度で来てしまうということでございまして、お年寄りの家族も、こちらに特養等ができればお見舞いといいますか、そういうものに来るときに非常に便利な地域であるというふうに思っており

ます。そのようなことから、この点につきましては先ほども申し上げましたように積極的に検討してまいりたいと思っております。

また、お年寄りと子供が一緒に住むという中で、見守りという面でも非常にメリットがあるということでございます。確かにそうでございますので、この点につきましても今後よく研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） ぜひその辺はよろしくお願いいたしますと思います。

時間もなくなってきたので次に進みます。

小学校の統合問題は、今答弁の中では中学校の統合が進んでから考えるというお話だったんですが、私とすれば、アンケートを中学校と同じで全戸にお願いする中で、今、中学校のいろんな形で、町民の方の頭がやわらかいうちにあわせて小学校の問題を考えてもらうのが一番適切な判断をしていただけるのかなと思っています。というのは、小学校と中学校の関係を、ほかの町村でいけばもう1校ずつに持っていくような流れもあるし、それは当然視野の中に入ってきているんでしょうけれども、じゃこの町はどういうふうにするのがいいのかなというのは、やはり中学校を見据えた中で小学校のことを考えないと、別々の話ではないのだろうなと思いますので、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中学校の統合は、やはり中学生になりますと体も立派に大きくなって、また精神的にも強くなっております。そういうことで、統合ということが非常に子供たちの今後の将来のためによい方向に働いていくかと思っております。

小学校につきましては、1年生から6年生まで年齢差がかなりあるというふうな点もございますので、統合を考える場合には、やはり通学方法等も慎重に考慮しながら進めなければならないと思っておりますけれども、教育委員会ともよく協議をいたしまして、町民の皆さん、保護者の皆さんの意向というものも議員ご指摘のように早目に把握をするような方向で考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

子供たちが大変少なくなっているということから、ある程度の人数の学校を考えなければならない状況も出てくるかと思いますが、やはりこの東吾妻町は広うございますので、そのような点も考慮して慎重に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の答弁だとすぐにはやらないという話でしょうけれども、この統合問題というのはやっぱりある程度時間がかかる話になるだろうと思っているんです。となると、やはり今の時点で町民の意向はどうなっているんだということをベースに、次に進めるステップをとる一番もとの情報というかそういうものをまずとっていかないと、我々も含めてやはり判断基準が難しいのかなと思います。

私は、小学校は複式でも地域に何とか残したいという人間ですが、要は、今回の統合じゃないんですが、町民の5割以上が小学校も統合しろという話になれば、当然、そっちにかじを切らざるを得ないんだろうなとは思っています。そういう部分の一番根幹の情報というのをとってほしいというか、今の段階で、中学校統合が進む段階で方向を見ていただきたいなと思いますので、その辺のご意見はどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員のご意見は大変によくわかりました。今後、教育委員会ともよく協議いたしましてその点につきましては検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 時間が押してきそうなので次にいかせてもらいます。

幼保一体化については、たまたまきのうの上毛新聞を見ると町長さんが近々にやるようなお話も書いてありましたが、保育所の問題が今近々だという答弁をいただきました。子ども・子育て会議の中で決めていきたいという話ですが、これ文教厚生委員会の中でも、子ども・子育て会議を条例化しましたが、それを待たずして東吾妻町の状況は進めるべきだろうという意見が大半というか、そういう形をとっています。特に旧吾妻町の保育所が古くなって対応もかなり厳しくなっているんで、ぜひその辺を踏まえて進めていただきたいなと。子ども・子育て会議というのはどちらかというと都会の待機児童が中心の考えで、それをこういう田舎の町村に持ち込んでも余り意味がないのかなと。東吾妻町は東吾妻町の状況で独自に進めるほうがいいのではないかなと私は思っていますので、その辺のお考えはどうでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保育所の件につきましては、前々からご意見もいただき、またお答えもしているところでございます。非常に老朽化した保育所が3つあるわけございまして、この点から見ますとまことに早急な課題であると考えております。子ども・子育て支援事業

計画は27年からの計画ということでございますけれども、策定後は、先ほども申しましたように、速やかにその計画を実行していくように努めてまいりたいと思います。やはり子供たちがすくすくという環境で育てられるようなそういう保育所にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） できればなるべく早く、それは文教厚生委員会としても申し込みたいと思いますが、東吾妻町の状況を踏まえて特に保育園問題は、統合するかしないかも含めてぜひお願いしたいと思います。

次に、東吾妻中学校の校舎計画の充実についてお伺いいたします。

先ほどの答弁だと設計の総合的な変更は考えていないという答弁でしたが、この校舎の設計が進んだ段階では、東吾妻町の財政も含めてかなり厳しい状況があった部分を含めるから、私から見ると校舎の最小限の改修で終わっているなど。これは当初のスタートからすればいたし方ない部分ではないかと思いますが、たまたまこの元氣臨時交付金がいただける話になって、財政的なものががらっと変わった経過があります。今回の補正の関係を見ていると、この臨時交付金のかなりの部分がもう計画で入っていて、私が今回提案する校舎の費用は、当初はそのある程度の部分を使わせてもらってやる方法を提案しようと思ったんですけども、企画課でいただいた資料でいくと残りがまだ9,600万円あります。先ほどの話の1期、2期工事は粛々と進めざるを得ないだろうなとは思いますが、今回、今のエレベーターホールの隣という部分の提案をしているのは、それとは別工事でできるという範疇の話になります。

これをぜひお願いしたいというのは、今の校舎の利用勝手を考えたときに、将来も含めて、やはり今、学校が多様な授業をする形がとられている部分、自分の教室だけではなく、プラス少人数学級なり、要は学年、今回で言えば3クラスになるか2クラスになるかですが、とりあえず多数クラスになった段階で、学年での活動というのもやれるスペースは当然必要だろうと思っています。そういうものが教室の隣にあるということは、多分、先生を含めて利用勝手が非常にいい。私も今までやってきてそれが一番いい利用勝手で使ってもらっているなという経験もありますので、ぜひ普通教室の隣にそういうものをつくって、ついでに食堂も兼用できればいいかなという提案です。

それはざっくりで1億5,000万円から七、八千万円かかってしまいます。当初の元氣臨時交付金を使えば十分かなと思ったんですが、今の9,600万円だとちょっときついかなと。

ただ、部室は当初、話を聞くと自己資金でやるというか、過疎債なりでやるという話もあったようですが、その辺の資金を使ってやる方法もとれるんじゃないかと思っていますので、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中学校改修に当たっては、今、佐藤議員のおっしゃるように、使い勝手のよいものにするのが基本だというふうに考えております。現在の設計自体も、極力使い勝手のいいように設計していると思います。また、工事も、先ほども述べましたように工事を進める中で学校との調整も行いながら、変更できる点は変更しておるところでございます。

議員のおっしゃるように大変大きな変更点でございますので、その点につきましてはここではっきりとお答えする状況にございませんけれども、学校現場あるいは教育委員会の担当等とまた協議しながらその点につきましては考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 今回の臨時交付金も26年度に9,600万円を繰り越して、それを何に使うかという部分もある程度決めていかないと繰り越せないという話も聞いています。せっかくのお金ですので、私とすれば教育施設をこの際だから充実させる方向へ持って行ってほしいなと。長年使う校舎になりますので、やっぱり使い勝手を考えて、クラス数が多少減ってくる可能性もありますけれども、学校というのは地域の防災拠点にもなりますし、いろんな形で使えるような状況もあると思うので、その辺をぜひ進めていただけないかなと思っています。そうでないと、やはり1校に統合してやった意味合いの部分も含めると、今の校舎のままというのも、お金があるうちは芸がないかなということなので、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員は建築関係の専門の方でございますので、そういう目から見て今のご意見かと思えますけれども、今おっしゃいました財政の面とか、また現在始めている工事に絡んだ事情等もございます。今後よく工事現場の関係、また教育委員会との協議等を重ねまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） この元臨時交付金は使い道を決めない限りもらえないような話もありますので、ぜひ一番の候補に入れてほしいお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で佐藤聡一議員の質問を終わります。

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、13番議員、一場明夫議員。

（13番 一場明夫君 登壇）

○13番（一場明夫君） それでは一般質問をさせていただきます。

今回は不均一行政の是正と企業立地促進についてお伺いしますので、明確な答弁をいただけますようお願いいたします。

最初に、不均一行政の是正についてお伺いいたします。

当町は、平成18年3月に旧吾妻町と東村が合併して以来、既に7年半が経過しましたが、合併に伴う調整事項については、農業集落排水の使用料を初め簡易水道料金の統一など、現在までにはほぼ是正されているようではありますが、それ以外も含めて不均一がいまだに是正されていないものが存在しているのが現実です。これは、地域審議会が有効に機能していないことが一因になっているものとも思われますけれども、何より町が是正に向けて積極的な取り組みをしてこなかった、そういったことも一つの要因になっているような気がします。

企画課に確認しましたが、合併時の「未調整事項の進行管理表」と題する資料を見ると、18項目ほどが記載されていますが、8項目ほどが未実施になっているように思われます。実際は、ここに含まれない部分で不均一な内容がまだ存在しているものとも推察されます。

日本国憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。また、地方自治のバイブルともいうべき地方自治法第10条第2項には、「住民は、法律の定めるところにより、地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」と規定されています。すなわち、町内において不均一行政が是正できないでいることは憲法や法律に反することになることは今さら言うまでもありませんが、現実はどうなのかが実情だと思います。

身近なところでは、町の通学費補助金交付要綱を見ると、同じ町内でも、スクールバスで通学している子供たちは通学費の負担はありませんが、路線バスで通学している子供たちは、

旧東村地域では負担がありますが、旧吾妻町の泉沢地区では負担がないように書かれています。また、あづま保育園で実施している学童保育事業と太田地区に町が設置して民間に運営を委託している放課後児童対策事業では利用料金に差があり、さらに、原町に設置された民間の施設とも差があるのが現実です。これは一例ですので、これらを含めて町長が把握している不均一行政の実態を具体的に示して、それが是正できない理由を教えてくださいたいと思います。

その上で、町長任期の今後半年間でいまだに是正されていない不均一な部分についてどう是正していくのか、町長としての具体的なお考えと意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

次に、企業立地促進についてお伺いいたします。

当町では、企業立地促進条例を制定して企業立地の促進を図ろうとしていますが、現実には、かつて企業立地を目指した箱島地区内の土地開発基金所有の土地も、具体的な計画がないまま放置状態になっています。これは、行政内部に企業立地の具現化に関し専門かつ精力的に取り組む部署がないことに起因しているものとも思われます。

当町は、少子化が著しく進行していることから、子育て支援と並行して若者が定住できる条件整備ができないと、たとえ上信自動車道が整備されても人口減少に歯どめがかからず、町の存続にもかかわる危機的な状況になることは必至だと思われまふ。すなわち、町の将来を見据えたとき、企業立地を促進して町民が勤務できる場所を確保することは喫緊の課題ではないでしょうか。

また、平成27年4月には5中学校が1校に統合されることが決定していますので、廃校になる跡地を有効に活用し、地域の活性化を図る対策を講じなければ地域が衰退してしまう可能性は否定できません。

については、旧吾妻町時代、商工観光課を中心に積極的に企業誘致に取り組み、川戸地区に工場団地が形成されたように、企業立地を進めるためのプロジェクトチームもしくは専門部署を設置して取り組む体制が必要とされているのではないのでしょうか。そして、町長がリーダーシップをとって企業立地を実現して雇用の場の確保を図り、商工・観光振興等を積極的に進めることが急務だと思いますが、町長としてのお考えをお聞かせください。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、一場議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成18年3月27日の東村、吾妻町の合併による東吾妻町新設から早いもので7年半がたちました。この間、両町村の住民が東吾妻町を一体的な町として捉え、一体感を醸成してきたものと考えております。

この町村合併につきましては、合併前年である平成17年3月8日に法定協議会を設立、合併特例法の各規定も考慮しながら、およそ1年という短期間に町民への周知を含め実現してきたことはご存じのとおりでございます。その実務において、両町村間の事務事業の調整事項は約1,300に及び、個々の事務ごとに当時の両町村の各部署担当者がすり合わせを行いながら合併協議会に諮り、内容を決定してきたものでございます。

しかしながら、時間的ないともや合意形成を含めさらに検討が必要であった内容が未調整事項として合併後に残ったことは、議員がご指摘のとおりでございます。これらの内容は、町村合併後の進行管理とあわせ各担当課で引き続き検討を行いながら、既に結論や方針決定をした内容は多数ございますが、積み残し部分につきましては町民の皆様や地域審議会のご理解をいただきながら進めてまいります。

2点目の企業立地促進につきましては、産業課において、東吾妻町企業立地促進条例を制定し、町外の企業誘致や町内事業者事業所の新設、増設及び移転等の支援も行っております。

なお、企業誘致や産業振興等の専門部署の設置をということではありますが、課の設置につきましては、目まぐるしく変わる制度改正や複雑・多様化した町民ニーズに的確に対応し、また事務の一元化を進めて簡素で効率的な事務執行体制を整えるため、より町民の視点に立った行政運営が必要と考えております。

こうした課題に対応するため、意思決定システムをより迅速化するとともに、組織横断的な行政運営システムの充実を図ることによって、迅速性、柔軟性、機動性を備えた組織にしていきたいと考えております。現在、組織のあり方について行政改革推進本部の中で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が聞いたことに答えていただいていない部分が相当あるような感じがしますのでちょっと最初に確認しますが、企画課でいただいたこの資料がいまだ調整が残っている部分というふうに理解したのでよろしいでしょうか、町長から具体的な説明をい

ただけませんでした。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のご質問の点につきましては、町村合併時の「未調整事項の進行管理表」がございます。この中で今管理をしているところでございますけれども、分科会名で申しますと、財務、それから電算等の中で未調整事項が現在も存在するということになっております。こういうものは、各地域で長年取り組んできた中で調整がなかなか進まない部分もあったりしまして、やはり地域間の今までの慣習とかそういうものが影響していることかと考えております。

いずれにしましても、未調整の部分は今後早急になくしていくことで進めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 前向きに取り組むというようなお話ですが、幾つか具体例を出しましたので確認だけしていきたいと思います。

基本的には、公共料金等については合併後5年をめどに是正するというのが原則だったと思いますが、先ほど言った通学費の負担の問題は、これに付随するいろいろな不均衡だとかというのはいまだに解消されないで現実に残っています。これはやはりかなりはっきりした差になるんですけれども、町長は問題として捉えていらっしゃるでしょうか。こんな大事なことが7年半たって放置されているんですけれども、どうお考えですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 通学費の問題につきましては、通学問題審議会で諮って今検討しております。26年4月にその改善点を出していただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですね。この間の特別委員会では中学校の統合のスクールバス運行に合わせてというような説明を受けたような気がしますが、これにもそのような趣旨のことが書いてありますよね。そうすると、このままいくと27年4月になればこれ改善はされないんですよ。まだ数年先の話になってしまうんです。合併後10年もたつような状況の中でこういうものが是正されていない。これについてはやはり大きな疑問が残りますので、そんなに先にしないで、町長として任期中にせめてこのくらいのものはけりをつける、そのくらいの考え方はありませんか。スクールバスの運行とは別に考えられる問題だと思い

ますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、年度の問題あるいは統合問題等も絡んできておりますけれども、いずれにしましても早急にその結論を出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の任期中にけりをつけませんかという質問だったんですけれども、早急に結論を出すということはそこまでとてもいいかないですか。というのは、子供たちはどんどん毎年卒業していくんです。そうすると、結果的にまた2年間なり不平等のままやってしまうという現実があるわけです。補助金交付要綱に基づいてやっているんだから町は適正にやっているという説明なんだと思います、現在やっていることは。でも、現実にはその差があるということは全くおかしい話だと思いますので、せめて町長、あと半年ありますからそのくらいけりをつけませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご指摘はごもっともでございます。今、そのようなことで極力早急に改善するということで取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これだけはぜひお願いしたいと思います。

細かいことかもしれませんが、数年前から指摘されています区長宛ての町民に配付する文書、これは合併時の調整事項ではないと思いますが、旧東村地区は班長別に分けて区長に届けるんですね。旧吾妻町地区はまとめてどさっと区長のところへ届ける、これが多分現実に今行われていると思います。確認したら多分そういうふうに行っていると思います。

旧吾妻町地区で一番大きい行政区は在下区だと聞いています。242世帯。旧東村地区で一番小さい行政区が奥田2区、22世帯です。片方はこういう状態で細かく分けてやって、もう片方は242世帯でどさっといく。これを分ける作業というのはすごく膨大な作業だと聞いていますので、せめてこのくらいのことは前から指摘されているのですぐにでも直せるような気がするんですけれども、いかがですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これが合併以前の各地区でのやり方、慣習として続いてきたものだというふうに考えております。この点につきましては、各地区の住民の皆さんのご意見あるい

は希望というものもあるかと思います。その点も十分に把握しながら、また区長の皆さんがやりやすい方法というものも各地区によって違うのかということもあります。そういうものも十分に把握しながらよい方向を出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 質問の途中ではありますが、休憩をとります。

ここの時計で10時10分まで休憩いたします。

（午前10時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前10時10分）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それでは、ちょっと水が入ってしまいましたけれども、続けてお世話になりたいと思います。

多分、行政区長の報酬の基準というのは人数で単価ですから、どこも同じなんだと思いますけれども、先ほど言った状況を見ると、私、去年たまたま三十数戸の区長をしていたんですけれども、それほどそれは負担ではないんです、こういうふうに分けるのには。22戸というのはもっと多分楽だと思いますけれども、この242戸、一番大きいところはかなり大変な作業があるというのは聞いているんです。そういったことが耳に届いているものですから、私、東地区に合わせろとは言いません。どちらかに合わせることが大切なんだと思います。簡単に言えば、こんな基本的なところで差があるというのはどう考えてもおかしいと思いますので、こういうものはすぐにでも是正できるんじゃないですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、現状を見ますと何でできなかったんだろうということだと思いますが、やはりそれぞれの地区の思いですとか今までのやり方ですとか、そういうものからしてなかなか改善が進まなかったというふうに思っております。今も申し上げましたよ

うに、これから区長さんのご意見、住民の皆さんのご意見等もお聞かせいただきながら改善することを目指してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 目指して、実施していただきたいと思います。

ただ、おかしいのは、もう数年前の総務建設常任委員会で、総務課長もいるところでそれを指摘されて、検討しますという話をいただいているんですが、何年もたってまだ直らないのでこれをあえて言ったんです。要するに簡単に言えば、こういう小さなことが直らなくてやはり不均一行政の是正というのはなかなか難しいということだと思いますので、お願いしたいと思います。

区長の話が出たのでこれだけちょっとついでにお願いしておきたいんですが、区長文書の配付を2名態勢で今していますが、これも相当批判が実は聞こえてきます。多分、文書を配付するだけなので確実に1人でできると思います。ここにかかる人材が、これはどういうふうにするんだかわかりませんが、先ほどの配付に時間が割けるのであれば、この辺の解消もできてしまうと思います。民間では、この区長宛ての文書と同程度のものをやるのに2人で配るということは多分しないと思います。これもせつかくの機会ですから言っておきますので、改善の対象にすべきだと思いますが、いかがですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、総務課の職員が中心となって手分けで配っているところでございまして、やはり運転手と配り手がいると時間的にも非常に節約できて、また業務に支障が出てこないというふうなことからやってきたのかというふうに思っております。また、資料を配る中で区長さんからその区の状況等、要望とかそういうものも聞きながら回っているということでございますので、そういうことから2名態勢ということでやってきたかと思います。もう一度そういうところは検証して、1人で配るのがいいのか2人で継続してやっていくのがいいのか、そこら辺のところを検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと余談になってしまいましたが、たまたま私、区長をしていて去年見ているんですよ。2人で来て、一人は運転手で運転席にそのまま座って、もう一人がおりて後ろから積んで、また乗ったら出ていく。確かに時間が少し早く、エンジンをかける部分とかが詰まるかもわかりませんが、内容的なものを見れば、あれを配るのには機密性がどうのこうのもありませんし、町長が言っているように、区長さん何かありますか

なんて言う言葉は一度もかけられたことはありません。これが現実だと思います。揚げ足をとるようですけれども、主管課の担当者とよく相談して、これは可能だと思いますのでぜひ考えてみるべきだと思います。回答をもう一度お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては今後十分に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 検討の上で実施に向けてお願いしたいと思います。

もう一、二点事例を出して言います。先ほど言った放課後児童クラブの問題ですが、これを見ると、東地区でやると、1年生から3年生が対象ですが7,000円だったと思いますけれども、基本的には学年で差があると思いますけれども、公設民営の部分では1年生から3年生という1万1,000円ぐらい取られているんですかね。だからこういう差が現存してあるんだと思いますけれども、金額は別に幾らでも構いませんが、こういうものはやはり是正すべきだと思います。主管課に聞いたところ、減免というか、安くすれば町からそれをカバーしますよというお話はしているけれども、現実にはこれでやっているということでしょうか。ただ、利益を受ける子供たちはやはりその差が出ているというのが現実ですから、その辺のところを町長はどうお考えでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同じ町における施設でございますので、料金的には統一されたほうが良いと思います。それぞれできた時期が違ったりその運営方法が違ったりということだというふうに考えております。その点を今後統一できないかよく協議してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） なぜこれを言っているかという、比較的簡単に改善できる部分言っているんです。だから、先ほどから町長の任期中にどうでしょうかと言っている部分があるものですから、あえて言っているんです。きのうも質問しましたけれども、防火水槽の設置の関係も、結果的にですけれども、町がそっくりつくってあげるのと、町が補助金を出して住民負担があつてつくというのが現実今年度存在するようになると思います。こういったものもやはり厳密に言えば不均衡に当たる部分になってくると思いますので、その辺のところも実施段階でよく検討することが必要なかなとあえて思います。

もっと言うと、インフルエンザの予防接種は、中3と高3の子に1,000円ずつ補助をするようですけれども、これは多分、進学のためなんですかね。受験等があるということを想定しているんだと思いますけれども、考え方としては、子供たちに平等にその予算を割ってみんなに負担をさせるという考え方もあると思います。現実にはそうやっている自治体も西部のほうにはあると聞いていますので。だから、そういったものもやはり微妙な問題ですけれども検討の余地があるのかなと思っています。

ここで言いたいのが、先ほど町長は地域審議会に相談していろいろやってきたようなことを言いますが地域審議会として正式に開催した会議というのはちょっと聞いていなかったんですけれども、実際に何回あるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域審議会と同様のメンバーで地域懇談会というものも、回数はちょっと把握しておりませんが、かなり開催してご協議をいただいているという部分がございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私も、地域審議会は10年という設定ですから、もう間もなくでその任期が終わると思いますけれども、やはりこういうところとよく連携しながら、地域の実情を把握しながら判断していくということは非常に大切だと思います。もっとそういう意味ではこういうものを活用していくというのは、町長も言っているように非常に大切だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、先ほどからくどく言うようですけれども、例えば今言ったような程度のものは町長の任期中に十分解決可能なものだと思いますので、するという確約はどうせできないと思いますけれども、するように努めるというふうに先ほどからの答弁は言っているということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 個々の問題を検討してみて、できるものから早急にという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 時間の都合もありますので、こちらのほうはそんなふうにしておきたいと思います。不均一行政というのはやはり自治体の場合は絶対あってはならない話だと思いますので、ぜひ対応をお願いします。

企業立地のほうで何点かお世話になりたいと思います。

私の情報で、病院が進出場所を探しているという情報を聞いていますが、委員会でも言ったのですが、当町として誘致の条件をきちっと整理して提案だけでもしておくべきだと話したんですが、町長はそういうふうに検討していただけるという回答だったと思いますが、その後、その辺については原課のほうも含めてどんな話ですか、可能性としてはできそうですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な病院名は差し控えますけれども、そういうふうな動きあるいは考えがあるというふうなことは把握しているところでございます。病院内部のいろんな問題とかそういうものもございまして、また具体的に何年からとかという情報も出ておりませんし、決まっていないような状況だというふうに踏んでおります。こちらからの必要な資料というものも提供しているところでございまして、そのような点におきまして、あくまでもその病院が主体でございまして、こちらから情報提供等も行いながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ぜひその辺のところは対応していただきたいと思います。

最後に、組織的な部分ですけれども、機構改革が行われて現体制になっているのはよく理解できます。意思決定を迅速にして横断的な組織にしていくなだと町長は言います。検討はするというような話を今されたんだと思います。ある程度、企業立地可能な土地をデータベース化しているんだと思いますけど、いろいろなコネクションを利用してやっぱり積極的に売り込むことが大切だと思います。ついては、都市部の大学に行った子が帰ってこられる勤務場所があるということは本当に大切だと思います。町長、トップセールスでやるべきだと思いますけれども、その辺の意気込みをちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今までも群馬県の指導を受けながら、東京における企業立地セミナーとか東京都の群馬県の出身の皆さんの会とかそういうものに参加しながら、企業のトップクラスの方にいろんな意味でPRをしてきたところでございます。そのようなことで、やはり高速道路がなかったという点で非常におくれをとっていたということもございまして、今後、上信自動車道というものが来るのも非常にいい条件でございまして、PRしながら企業立地を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう時間がないので多分最後になろうかと思えますけれども、町長の意気込みはわかりました。積極的にやるという姿勢を示したんだと思います。

私もちょっと行政経験があるものですから、職員は従来からある仕事を持たせた上に、さらにそれをやれよと言ってもそれは難しいんですね。ですから、私が言っているのは、課内室でもいいですよ、要するに専門に取り組める、若手だけでは困ると思えますけれども、中堅職員を交えた数名が配置されてやってみる必要というのは十分あると思います。この辺のところをぜひ少し取り組んでみるべきだと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員定数の計画的削減を行ってきておりまして、そういう点から見ても職員の仕事はだんだん多くなっているという点は否めないと思います。人によって、積極的に自分の仕事以外のものにも興味を示して向かっていく職員もあれば、現在与えられている職務の中で何とかこなしているという職員もおりまして、そのような面からして、やっぱり職員一人一人の素質というものも見ながら職員を配置しているのが現状でございます。

議員おっしゃるとおり、課内室みたいなものも今後は当然考えていく点であるかというふうに思っております。いずれにしても、定員が削減されてきた現在、そしてまたこれからの行政サービス、そういうものを展望した上で、機構改革というものも今後は視野に入れて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。なぜかという、この町の将来を担う大変な課題だと思います。そういう意味でいくと、やはり従来のものにこだわっていないでチャレンジするところはする、そういう姿勢を持って物事に対応する必要があると思います。課内室というのは、そういう意味では緊急的に必要な部分を設置して対応するということが非常に大切だと思いますので、先ほど町長から前向きなお話をいただきましたので回答は結構ですが、ぜひそれは検討してみていただきたいと思います。きのうも地域振興課をつくったらどうかというお話があったと思えますけれども、やはり時代のニーズに合わせた対応をする、これがトップの進むべき方向だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

コメントがあればお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細部にわたりましていろんなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で一場明夫議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） それでは、通告書に従って私の一般質問をさせていただきます。

当町の今後の行政運営を行う上で基本となるのが第1次総合計画であり、前期基本計画が24年度で終了したことから、25年度からは、29年度までの5年間の後期基本計画が25年3月に示されました。内容は前期基本計画を踏まえたもので、全体的にはそれを踏襲している内容ではありますが、公共施設のあり方検討委員会や、日帰り温泉施設等の事業が進んだことにより、それなりにその内容が新たに書き込まれております。

さて、今議会中の議員全員協議会において第2次集中改革プランの24年度の進捗状況が報告されました。町長の認識として、全体的及び個別的な進捗状況をどのように捉えているのかまずは伺いたいと思います。

特に、計画どおり進んでいない事項はどうして進んでいないのか、町長の見解を詳しく述べていただきたいと思います。例としては、国の方針を理由にして進まないこども園等の設置、パブリックコメントの活用を目指す、意見提出の低調さ、各種審議会等の住民参加の促進も進んでいないと、人事評価制度の構築も本来なら25年度に行えるところがまだ行われていないというような説明がありました。

そして、最終年度の25年度は既にこの9月で半年が経過しましたが、今わかる範囲で、25年度の前期の進捗状況も報告していただきたいと思います。

26年度予算を編成するに当たり第3次集中改革プランの策定は欠かせないと思いますが、24年から26年の実施計画では11月に策定を依頼したとされています。ことしはいつごろ案を策定し、そしてその案は議会に示す用意があるのか、この点も伺いたいと思います。

集中改革プランは総合計画に基づいて作成されると理解していますが、徐々に各項目の差が開いていると思います。先ほど述べた幾つかの例、プラス非常勤特別職の日当見直し、温

泉センターの総合施設への転用等がありますが、今後はどのような項目を重点項目として進めていくのか、具体的な方向を示してもらいたいと思います。

このままでは、もらった資料ですけれども、継続の矢印だけになってしまうのではないかと危惧しております。行政改革大綱では、集中改革プランの策定は、「未実施のものや継続して改革を進めていくものに加え、町政を取り巻く環境の変化を的確に捉え、時代にふさわしい効率的で質の高い町政を実現するための取り組みを」新たに策定するとしていますが、第3次集中改革プランに加えるべき項目があるのか、あるとすればどのようなものなのか、その点も伺いたいと思います。

あとは自席で質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、通告書に基づきまして金澤議員のご質問にお答えいたします。

現行の第2次行政改革大綱につきましては、その推進期間を平成23年度から平成25年度の3年間とし、その具体的な取り組みとして実施計画である集中改革プランを策定、これまでの行政改革において未実施のものや継続して改革を進めていくものに加え、町政を取り巻く環境の変化を捉えて、その時代にふさわしい効率的で質の高い町政を実現するため、目標や重点事項を掲げ可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いて、各事業の進行管理を行政改革推進本部が中心となって全課体制で取り組んでいるところであります。

また、その進捗状況は議会に報告するとともに、ホームページなどを活用して公表、説明責任を果たしながら各事業の推進を図っているところでもございます。

議員ご指摘のとおり、平成25年度が現行の第2次集中改革プランの最後の1年でございます。全体的及び個別的な進捗状況につきましては、行財政改革推進特別委員会を中心といたしまして議会の場に適時ご報告をしているところでございますが、その計画の着実な実施に向けた取り組みは、私を本部長とする行政改革推進本部を中心に、引き続き全課一丸となって最終年度も進めてまいります。

なお、次期行政改革大綱とその実施計画の策定につきましては、現行の行政改革大綱での目標達成状況や3年間の実績をしっかりと検証した上で平成26年度中の策定を目指す所存でございます。その際には、原案段階から議会にお示しをさせていただくとともに、町民の皆さんの意見を広く求める工夫も検討したいと思っております。

また、次期行政改革大綱とその実施計画が目指す方向性は、現行の目標や重点事項を踏襲しながらまとめるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、町長が全体的及び個別的な進捗状況と言うそれは、行革の特別委員会のほうに報告しておるということでありましたけれども、私としてはそれは課長からの説明は受けております。ここで私が一般質問をさせていただいているのは、町長はどのようにその辺を捉えているのかという、その辺を町長にお聞きしたいと思ひまして質問させていただいておりますので、ぜひ町長の言葉として今の進捗状況というのを語っていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、行財政改革推進特別委員会で担当課長から十分にご説明をしているところでございます。それが私の見解と同様でございますので、その点につきましてはよろしくお願いいたします。

また、今回の答弁につきましては通告書をもとに作成しておりますので、その点につきましては十分ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 私も通告書に従って質問させてもらっています。今の町長の言い分だと、私が通告書からずれたようなことを聞いているというように聞こえますけれども、そういうことはどのあたりを指しておっしゃったかちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に今ここでおっしゃっていることをテープレコーダーを回しているわけではないので正確には申し上げませんが、全体的なお話を聞く中で、大変に通告書と違った表現で行っている面があったというふうに感じたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 私も、これつくっているときに通告書を横に置いて、通告書とほとんど同じような内容をこっち側に移していったというような、そういう経過があります。今、何をおっしゃったのかほとんど理解ができないので、ちょっと焦っているところがあります。なぜそのようなことをおっしゃるのかなと思っております。

そう言われてしまえば、私が言うことはみんな通告書からずれていると言われてしまいそ

うなので、これからどう聞いていかなければいけないのかなとちょっと悩んでおりますけれども、今答えの中で町長から、26年度中には第3次集中改革プランを策定するというか、案をつくって議会に示していきたいというような発言がありましたけれども、25年度中に本来はつくらなければいけないんじゃないでしょうかね、26年度からの計画なんですから。その点をちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、25年度中の実績等の集計作業等を進めながら新改革プランにつきましても策定を進めるところでございますので、当然、26年度中といいましても26年度の最後と、そういう表現ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 総合計画の中に実施計画、集中改革プランなんですけれども、前倒しの予算編成の指針となるもので、これを3年間として計画していくというようなことをうたっています。第2次集中改革プランは23年度から25年度ということですから、26年度の計画が入る第3次集中改革プランにおいては26年度からもう進めなければいけない内容が入っているわけですね。ですから、当然25年度中に策定しそれを示して26年度は進めていくというのが本来の姿だと思います。第2次集中改革プランも22年度の3月にできているわけです。年としては23年3月に策定しています。その前の第1次集中改革プランも19年3月には策定している。それが、26年から28年までの第3次集中改革プランをつくるのに当たって26年中につくるというのはちょっと矛盾しているような気がするんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもおっしゃいましたように、現行の行政改革大綱で目標達成状況や3年間の実績をしっかりと検証した上で26年度中の策定を目指すということでございますけれども、25年度末でその動きがとまってしまうという理解ではございませんので、その点は当然、各部署におきまして継続してその仕事はやっておるところでございます、26年度中に策定ということでございまして、当然その動きの中で動きながら目標が継続されていく、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） それは、26年度の計画がないからぶつと切れるなんていうことは私も毛頭考えてはいませんけれども、総合計画の中でしっかりと、実施計画は毎年の予算編成

の指針となるものであるから、行政運営の流動性・柔軟性を確保するために3カ年計画として毎年度ローリングを行いながら策定していくんだというようなことが書かれてありますよね。となると、26年度の計画はいつから検証というか、私としては、その前の第2次集中改革プランが23年度から始まるときには22年度のうちに作成して出したんだということを踏まえると、第3次集中改革プランが何で26年度にならなければ策定できないのか、その辺が理解に苦しむんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げたとおりでございます、26年度中に策定という表現でございますけれども、その改革への行動というものが途切れるわけではございませんので、その点につきましては継続して行っていくものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 本来なら24年度が終わって25年度に入ったときに24年度の進捗状況等を説明するのが普通だと思いますけれども、特別委員会の中で企画課長が決算議会までにはというような表現をなさいました。それは仕方がないのかなと思ってそのときは何も言いませんでしたけれども、もう半年過ぎてしまった後で24年度の進捗状況を出してくる、じゃ25年度の進捗状況はいつ出すんですかということになれば26年度に出しますよということになるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、議員ご指摘の点でございますけれども、時期的に早目にしていくのが当然の努力だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、申しわけないんですがもう一点教えていただきたいんですけども、25年度の当初予算の編成を行ったのは、この実施計画の進捗状況の一番最初の事務事業評価システムの項目の実績という文書の中で、24年度から26年度の総合計画・実施計画の策定を11月に依頼し、その実施計画に基づき25年度当初予算の編成を行ったというふうに書いてありますよね。ということは、当然今度は25年から27年度の総合計画・実施計画の策定を11月に行うと、こう捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 26年度予算につきましては、当然、町づくりの基本構想でございます総合計画をもとに編成を進めますが、必要に応じまして集中改革プランの平成25年度進捗状況を考慮して行うということになります。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 何だかよくわからないんですよ。基本的には実施計画はもう11月ごろにはつくるんですか、それとも26年度になってからつくるんですか。その辺をもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 従前から何回も申し上げているんですけども、現行の行政改革大綱での目標達成状況や3年間の実績をしっかりと検証した上で26年度中の策定を目指すということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） だから、この24年度の進捗状況の資料では、11月に依頼し、その実施計画に基づき25年度当初予算の編成を行ったと書いてあるんですから、26年度の当初予算の編成は11月ごろに依頼し、その実施計画に基づいて編成を行っていくのかどうか。その1点だけで結構ですからお答え願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 平成26年度予算につきましては、町づくりの基本構想であります総合計画をもとに編成するものでございますけれども、必要に応じて集中改革プランの平成25年度の進捗状況を考慮して進めるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 答えていただけないということで、仕方がありません。26年度の予算編成を行うのに、25年度の進捗状況やらを見きわめなければ編成できないと思います。だから、当然並行して、私としては26年度から28年度までの第3次集中改革プランをつくるべきだと考えているわけなんですけれども、どうもその辺は私の主張は理解してもらえないということで、これ以上言っても仕方がないのかなと思います。

話は変わりますけれども、今後、総合計画やいろいろな計画がありますけれども、どのようなことに重点的に取り組んで、継続、継続でずっと延ばしていくんじゃなくこれだけは解決していこうとか、そういうものがあればお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 集中改革プランにつきましては、町全体の状況を鑑みながら作成しているものでございまして、特別にこれが第一だとかそういうふうな考えでつくっているものではございません。当然これからの町づくりに必要な事項というものが網羅されているところでございますので、それぞれその目標に従って進めてまいり所存でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、「未実施のものや継続して改革を進めていくものに加え、町政を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、時代にふさわしい効率的で質の高い町政を実現するための取り組みを策定」するということなんですけれども、第3次集中改革プランにかわるべき項目というのは、今、町長は何かお考えがありますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども説明したとおり、目標達成状況あるいは3年間の実績というものをしっかりと検証した中で、今後、加えるべきもの等も当然その中で協議してまいりたいと考えております。各部門におきまして、それぞれその面につきましては取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 町長の発言を聞いていますと、集中改革プランがつくってあるからそれでいいじゃないですかみたいな雰囲気聞こえてならないんです。総合計画とか後期基本計画とかそういうものとタイアップしながら進めていくのか、そこら辺が見えてこないという気がいたしてならないんですけれども、どうもこれ以上やっても議論は全然かみ合わないというような雰囲気がありますので、もう終わりにします。

ただ、最後にもう一回お伝えしたいのは、私がこの質問を書いたのは、通告用紙を横に置いて通告要旨から外れないようにして書き込んだということだけは間違いありませんので、町長がどこの点が通告要旨とずれているような発言をなさったか理解できないんですけれども、これ以上言っても水かけ論になるので、終わりにしたいと思います。答えは結構です。

○議長（橋爪英夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

この時計で11時5分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

子供の命を守る子供用救急キット「子ども安心カード」についてお伺いします。

児童・生徒が病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、病歴やかかりつけ医などを記入する緊急時対応の「子ども安心カード」の作成を提案します。

生活ノートは学校に保管してあると思いますが、安心カードというのは緊急時に救急隊に提出するもの、一刻を争うときの対応に必要なものです。保護者に個人情報 の 外部提供同意書を配付し、同意を得た場合に限りカードを回収し運用する、必要に応じその都度書きかえをし卒業時には本人に返す、このような安心カードです。町内学校では、重篤ではないが食物アレルギーを持つ子供さんもいると養護教諭に聞きました。救急搬送は今までにはないようですが、学校現場ではどのように把握されていますか。

アレルギーガイドラインにより対策を行っていると思いますが、エピペンを携帯するようなお子さんはいるでしょうか。今いなくてもその訓練はされているでしょうか。渋川消防署にはエピペンの練習用のキットがあるそうです。プール開きの前のAEDの講習会の際、この講習もしたいと言っておりました。また、新聞報道によりますと、西部地区ではこのエピペンの練習をした学校があると記事にありました。

特別な配慮、管理が必要な子の場合、担任、養護教諭と食の現場での責任者でもある栄養士さんもかかわっているか。

除去食とかが必要な子に対して献立表はなくてはならないものですが、どのお母さんも、朝食や夕食が給食と重ならないようにと思っても、買い物に行ってからきょうの献立はどうだったろうと思います。そんなときに、スマホや携帯で献立が見られると助かります。ぜひ

ホームページに載せてもらいたい。

緊急の対応を現場の教職員だけに求めるのではなく、教育委員会や校長、自治体が危機感を強めて取り組むべき。町長の見解をお伺いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えいたします。

「子ども安心カード」の作成についてですが、現在、各学校においては児童・生徒各自の健康管理カードを作成しております。これについては、使用用途について保健だよりでお知らせをし、各保護者に記入していただいております。内容につきましては、保険証番号、緊急時保護者への連絡先、アレルギーや病歴、かかりつけの医療機関などの情報を記載していただいております。議員の提案されております「子ども安心カード」と同様の内容及び使用形態となっていると思います。

このように現場では健康管理カードでの運用をしており、病気やけがなどの場合には養護教諭がこのカードをもとに病院や救急隊員との対応を行っておりますので、これとは別の二種類のカード管理は複雑かつ間違いのもととなる可能性もあることから、当面、健康管理カードによる運用とさせていただきたいと思います。

次に、食物アレルギーを持つ園児、児童・生徒の対応ですが、町においては、毎年４月にアレルギーに対するアンケート調査を実施し、各自の健康状態について確認をとり、先ほど述べました健康管理カードにその内容を記入し、必要に応じて医師の診断書等を添付してもらい情報の管理を行っております。これらについては、養護教諭、栄養士、担任等が情報を共有し、必要に応じて個別面談を実施し、栄養士が毎月対応表を作成し、関係する保護者に確認をとるようにしております。

また、エピペンを携帯する子供につきましては現在のところおりませんが、使用方法についての研修は、群馬県において毎年研修会を実施しており、各学校から養護教諭等が参加しております。

次に、給食献立表をホームページへ掲載する件についてですが、献立表は園児、児童・生徒全員に毎月紙ベースで配付しておりまして、現在のところ保護者から特に要望はございませんが、今後、掲載の必要がある場合には検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 健康管理カードを併用していきたいというお返事でした。健康管理カードというのは学校で保管して管理するカードですが、こちらが言っているカードというのは、救急隊員が学校現場に来て、そのときにすぐ救急隊員に渡せるもの、外部提供用のものです。父兄の同意もありますし、また救急時に渡すものですから簡潔に書いてもらう。そして、外部用の提供カードをA4版1枚に書いてもらってすぐ渡せる。また、この情報の飛散があれば困りますので、また返してもらう。

消防署というのは、日常的に一分一秒でも早く救急救命ができるようにと訓練されている場所です。消防によるとアレルギーの学校での搬送はないということです。しかし、この地域ではハチ刺されの救急搬送が多いということです。学校現場に直接行ったことはないということですが、大人も含めてハチの救急が多いということでした。

それなので、外部用の情報提供、また医療関係の養護教諭が救急車に乗っていくからいいんだよという話もありますけれども、医療関係者の養護教諭という方が幼稚園、保育園にはいません。すぐ対応する、一分一秒でも早く対応していただくための外部提供用のカードというのをぜひ考えていただきたいと思います。

昨年、救急キットをお願いして、担当課の努力により本年度に入って民生委員の手によって、ひとり暮らしの高齢者に配っていただきました。民生委員さんからは、家庭の中にこれがきっかけで入れてよかったという話がありました。その救急キットの子供版であります。

昨年、調布市で、小学校で食物アレルギーのある女児が給食後に死亡する事故が発生しました。この件に対して町長はどう受けとめておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 死亡事故等、大変な問題でありますけれども、そのようなことがないよう、日ごろから我々は取り組んでいくべきだというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 町長から、取り組んでいくべきだと思うというお話をいただきました。やはり地域は違いますけれども、子供というのはどこで起きてもおかしくないという状況だと思います。他市のことではありますが、本町に置きかえて、教訓としてすぐ反応して検討すべきだと思っています。

特別な配慮が必要な子、特別な管理が必要な子のために準備をするということで、町は、また町長がお父さんの代表として一人の子を大切にするという姿勢を見せることが、特に統合で遠距離になって家から学校が遠くなるという保護者の心配に対して、一人を大切にする

よというメッセージ、態度をあらわすことにもなると思います。父兄の同意もありますけれども、1枚でできることで、お金のかからない、ちょっと手間がかかることではありますけれども、一人を大切にする、一人の子の命を大切にするという姿勢を示すことで、統合で遠くなるという父兄の心配も安心に変わるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子供たちの健康に係る大変重要な問題でございますけれども、現在、健康管理カードで運用しておりまして、このカードを学校現場では養護教諭が救急隊員あるいは病院に示して対応しているというのが現状でございます、そのことが現在の状況では十分に対応できるという判断になっておると思います。

しかし、青柳議員のお言葉でもございますので、今後、その子ども安心カードというものも十分に研究させていただいて考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 前向きなお話をありがとうございました。

カードの下に教育委員会と消防という2つの言葉が入るということで、父兄が一目見て、情報管理は学校でしてもらえる、対応には消防がついている、そのような安心が保護者にも得られると思います。消防のほうは、一分一秒でも早く救急対応をしたいという毎日の訓練をされているところです。伺ったところ協力的でありますので、ぜひ一人の子を大切にする、子供の命を大切にするという方向から検討をお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員の一つのご提案ということでございまして、やはり子供たちの日ごろの安全のために必要なものをご提案いただいたということでございます。今後、前向きにこれを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、献立表のことですが、各幼・小・中でホームページに上げるのも大変です。他の地域のものを見たところ、町の教育委員会というところのホームページに献立表が載っているのを見ました。スマホや携帯でもiモードから引いていくときに料金もかかりますので、これもまた時間がかかると思いますが、私たちもそうですが、子供のお母さん方もスマホ、携帯はもう肌身離さず持っている状態です。よく皆さんも覚えがあると思いますが、お昼に給食にカレーだ、うどんだ、夜にまた同じものを出すと、ええっ、給食も同じだったなんて

ということもあります。それなので、お母さんとしては出かけた先でわかると非常にありがたいということがあります。またそれは折々考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 菅 谷 光 重 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、14番議員、菅谷光重議員。

（14番 菅谷光重君 登壇）

○14番（菅谷光重君） それでは、ただいまより通告書に基づき一般質問を行います。

ここに来まして、歳月の早さを痛感している方の中で特に身をもっておられる方がおいでというふうに思っております。多分、私は中澤町長ご自身だというふうに存じます。

私たちの町、東吾妻町を愛する中澤町長いわく、我が町をしっかりと立て直し、夢ある子供たちのために豊かな自然と歴史・文化を大切にし、もっと活力ある東吾妻町をつくりたいと。こうした決意は早くも4年になろうとしておるところであります。

そこで、町長が編成なさいました平成23年度一般会計当初予算につきましては、学校施設の耐震化事業や少子高齢化対策など、まさに喫緊の政策課題の取り組みを初めとし、町の第1次総合計画の基本理念であります「人のためのまち」を着実に実現するため、町民と行政の協働によります中長期的な視野に立った財政運営と、町民目線に立ちました行政サービスの向上を目指した予算編成であったというふうに申しております。

さらに、翌24年度同予算について見ますと、事務事業評価委員会等で事業の見直し等を行い、庁舎建設検討調査、中学校の統合や少子高齢化対策など、これまた喫緊の政策課題の取り組みを初めとし、町の総合計画の基本理念「人と自然の息吹が未来を奏でる笑顔あふれるまち」を着実に推進することを踏まえた予算編成であったというふうに申しております。

そして平成25年度同予算では、国の方針を受けまして事務事業評価委員会等で既存の事業見直しを行い、町の総合計画の理念を着実に推進することを踏まえて予算編成をなされたということでありました。

そこで、こうした中、平成24年第1回定例会での同僚の一般質問に対しまして、これに町長は言明したことがあります。町長は今、思い起こしてみてほしいのであります。それは、

町長いわく、子供たちがこの町に住んでいることを誇りに思えるような、また若い人がこの町にずっと暮らしていける、暮らしていきたいと思えるような、そういう町づくり、こうした基礎をまずつくり上げたいと申したのであります。

そこで、さきに私が申し上げました予算編成に基づいた各年度の一般会計当初予算の検証、そして自己評価について、さらに町長の申しておられました町づくり、この基礎づくりに関しては特に伺いたい。こうした中で、町政運営、未来像、ビジョン、そして執行を今いかにお考えでしょうか、ここで具体的に伺うことにいたします。あわせて、任期満了に当たっての町長の意思をここに問う次第であります。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、菅谷議員のご質問にお答えいたします。

皆様にお世話になりまして平成22年4月に就任をさせていただきましたから、はや3年半が経過しようとしております。これまで町づくりに取り組んでまいりましたが、何事も一朝一夕にはできないものでございます。制度や地域の制約、条件等をクリアしていくのでありまして、今後も着実に、堅実に、そして粘り強く取り組んでいくことが必要と考えております。

さて、町の大きな課題でございます行財政改革につきましては、就任当初から町長給与を30%削減、また副町長、教育長も同様に削減いたしまして改革への姿勢を示し、執行部と職員が一体となって取り組んでまいりました。22年度に役場内に事務事業評価委員会を設置をし、経費と事業の見直しを行い、無駄を排除した年間予算を編成しており、大変大きな効果を上げていると思っております。職員定数の計画的な削減を実施しつつ職員の給与を見直し、適正化を平成24年1月に実施、給与改正を行いました。このようなことから、総人件費につきましては毎年度6,000万円減少を続けております。

たゆまぬ財政健全化への努力によりまして、財政指数、実質公債費比率、将来負担比率は大幅に改善をされてまいりました。実質公債費比率につきましては、平成21年度決算17.8が平成24年度決算13.9に、将来負担比率は、平成21年度決算155.5が平成24年度決算99.6に改善されております。また、財政調整基金等の基金残高は増加し、23億円に達しております。

就任いたしました22年4月には、役場職員の20歳代は1名しかおりませんでした。そして50歳代は50%近くおりました。職員年齢層の大きなアンバランスがありました。23年度

4月から職員の採用を再開し、若い人材の注入により役場組織の活性化と同時に職員数の適正管理も行っておりました。

公共施設のあり方について検討を続けておりますが、日帰り温泉施設「桔梗館」は、23年4月より民間法人による指定管理者制度を導入し、より使いやすい、活気ある温泉施設を目指しております。また、町営の特別養護老人ホームいわびつ荘につきましても、26年4月に社会福祉法人による指定管理者制度を導入いたします。

安全・安心の町づくりでは、23年度から、町内のJR4駅を初めとして公共施設へ防犯カメラを設置してまいりました。東日本大震災に関連いたしまして、モニタリングポスト、放射線測定器、食品のベクレル測定器を配備し、生活の安全を図ってまいりました。

消防団の活動は、町民生活の安全・安心に欠かすことができないものであります。24年度に引き続き、今年度も新規消防自動車の導入を行います。また、近年の消防団員の不足に対応するため、消防団OBのご協力をいただき、24年度に消防団支援隊を組織いたしました。

昨年度末の大変有利な国の緊急経済対策補正予算を活用し、桐生市、館林市、そして東吾妻町の3自治体で共同提案した事業が、環境省の地球温暖化防止事業に採択をされました。東吾妻町の防犯灯1,800カ所、これを全てLEDにいたします。また、これを機会に全て防犯灯は町で管理いたします。

町の社会資本整備は町民の安全・安心につながります。砂防、治山、道路整備事業等を進めてまいりました。東吾妻町にとって大変重要な上信自動車道の推進に努力をしてまいりました。今年度5月16日、厚田・植栗間6.4キロが吾妻東バイパス1期工区として整備区間に格上げとなりました。上信道は緊急医療、物流、観光、若者定住等、町全体の活性化に大いに寄与いたします。これからも植栗・箱島間の整備区間への格上げ、早期完成を国・県に要望してまいります。

また、就任早々、22年度から上信道川戸インターチェンジ設置を国・県に要望してまいりましたが、川戸インターチェンジが実現することになりました。現在施行中の街路事業原町駅南口線と上信道川戸インターをアクセスさせることで、より原町地区が吾妻郡の中心市街地として活性化をしてまいります。原町駅南口線の（仮称）吾妻大橋上部工につきましても、町負担18%がございまして多額の費用を要します。県に対し町負担の軽減について要望、協議を続けておるところでございます。

農林業、商工業の産業活性化につきましては、東吾妻町のおいしいお米「さくや姫」を町で商標登録し、トップセールスによりまして友好都市杉並区の学校給食に使用される実績を

得ました。今後も、東吾妻町の農産物のブランド化、販路拡大に努力してまいります。

農産物への鳥獣被害は大きなものです。この対策として、猟友会の皆様の協力をいただき、年間を通じて鳥獣被害対策実施隊を組織して駆除を行っております。また、昨年度から猟期内であってもイノシシ、鹿などの駆除に奨励金を創設いたしました。昨年度、年間でイノシシが492頭、鹿63頭、熊14頭など大量に駆除できました。今後も引き続き、電木柵の補助を含め対策を実施してまいります。

商工会を支援いたしました。原町駅前の情報発信センターの活動や3周年となった日曜日の「ふれあい市」開催を支援し、23年8月から23年ぶりに原町駅前での盆踊り「東吾妻盆踊り」を開催をし、駅前の活性化を図っております。

町内の建築設備事業者の活性化を図るため、通称リフォーム補助制度の拡充を図ってまいりました。また、地域環境の推進を図るため、浄化槽設置を積極的に推進してまいりました。施工を町内の事業者が行うため、地域経済にも効果が出てきております。また、企業誘致奨励金条例の制定を初め、群馬県の指導を受けながら町内への企業進出を促す努力を続けております。

東吾妻町の観光拠点は、岩櫃山、箱島湧水、吾妻溪谷、秘湯の温泉郷等であります。将来の上信道の開通に向けて、拠点整備とPRに努めていくことが必要であります。

八ッ場ダム直下地域となる三島上郷の天狗の湯、ふれあい公園の敷地内に、道の駅の登録を目指し、直売所、体験コーナー等を行う建物を今年度に建設いたします。来年5月には、ふれあい公園整備の仕上げとして群馬県植樹祭を招致いたしました。この機会にダム直下地域、東吾妻町を大いにPRしてまいります。平成31年度の八ッ場ダム本体完成に向けて、直下地域の振興を図ってまいります。

岩櫃山は町のシンボルであり、多くの入山者があります。23年度に設立いたしました地域住民が構成する岩櫃山全山協議会の協議をいただき、岩櫃山観光の発信を積極的に行い、武田三名城と言われる岩櫃城跡を、平成30年度国指定を目標として保存整備事業を進めてまいります。

東地区では、年間を通して豊富な水量が湧き出る、蜷で有名な箱島湧水を利用して小水力発電所を建設いたします。今年度に設計を行います小水力発電所ではありますが、県内でも有数の、一般家庭270戸分が使用する電力ができます。この地の観光にプラスとなる発電所にしてまいります。

22・23年度と東京銀座「ぐんまちゃん家」におきまして、商工会、観光協会等の協力を

いただき東吾妻町物産展を開催、また徳島県藍住町、滋賀県愛荘町との伝統工芸を主題とした「三町企画展」を昨年度はコニファーいわびつで、今年度は9月14日から16日まで渋谷ヒカリエにおきまして開催いたしました。今後も、東吾妻町の観光、農産物、秘湯の温泉郷などを積極的にPRしてまいります。

吾妻郡は医療が大きな課題となっております。当町には日赤原町病院がありますが、医師不足によりまして診療科目が減少しております。より充実をした医療が受けられるよう、東部3カ町村が協力して医療機械の入れかえ補助を行ってまいりましたが、今年度から病院運営費を助成しております。東吾妻町は日赤病院の所在する町でありますので、中之条町、高山村に比べて多額の助成を行っているところでございます。

お年寄りの福祉につきましては、23年度にお年寄りのための肺炎球菌ワクチン接種補助を創設、24年度は、東吾妻町社会福祉協議会と協力いたしまして川戸にデイサービスセンターを新築いたしました。また、社会福祉法人を支援して、ことし4月、原町に地域密着型特別養護老人ホームを開所いたしました。今年度におきましては、小規模多機能型居宅介護施設を始めようとする事業者を支援して、来年度早々に開所させる事業を実施いたします。

子育て支援につきましては、22年度から中学校、高校の受験生を対象としてインフルエンザワクチン接種補助事業を、23年度から中学生女子への子宮頸がんワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの無料接種を始めました。24年度には原町に町内3カ所目となる学童保育所を設置し、今年度から群馬県内で初めてロタウイルスワクチン接種補助、流行している風疹につきましても予防ワクチン接種補助事業を行っております。今後も、子育て家庭の負担軽減、若い夫婦の定着のために子育て支援に力を入れてまいります。

少子化状況を踏まえ、中学校教育のあり方を考える中で22年度に学校統合問題審議会を設立し中学校統合について諮問し、中学校を1校に統合の答申をいただき、各地区ごとに説明会を重ね、平成27年4月に統合を実施するため、統合中学校整備、給食センター建設など準備作業を着実に進めております。子供たちの将来に大きな自信を与える中学校教育に向かって今後も努力を重ねてまいります。

これまで取り組んでまいりました町づくりを進め、そしてそれぞれが実を結び成熟することで、東吾妻町が子供たちにとって誇りに思える、若い人が暮らしたい町になっていくと考えております。その基礎ができつつあると思っております。これからも議会の皆様のご協力をいただきながら、各施策がしっかりと根を張り、枝を広げ大木となることが、夢ある子供たちのために、豊かな自然と歴史・文化を大切に、活力ある東吾妻町をつくっていくこと

であると考えております。

やり残した仕事は仕上げなければなりません。これからも町民の皆様のご意見をいただき、議会の皆様のご協力をいただきながら、職員の力を引き出し、英知を結集して、来年4月以降も力を尽くしていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 初めに、先ほどの答弁は、私は続投なさるものというように今受けとめました。そして、町長の考え、姿勢、さらにご尽力につきましては、言葉では今理解をいたしました。

そこで、大切なことは、今後これらの裏づけというように私は考えているところであります。そこで、これらは来年度の予算にいかにかき立てられようとなさるか、この点を特に伺うことといたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども述べさせていただきましたさまざまな施策を今後も継続して、そして大きなものにしていくために、来年度予算につきましても十分にその点に配慮して編成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 十分に最大の配慮を願います。

先ほど来の答弁を町長はぜひとも心した上で、さらなる最大の裏づけをもって町政運営・執行に私は期待を寄せて一般質問を閉めたいと思っておりますが、ここでもう一度答弁を求めます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 皆様のご期待に応えて、来年4月以降も町政の発展のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 以上で菅谷光重議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたい

と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成25年第3回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会されました今期定例会におきましては、報告関係5件、条例関係8件、決算関係9件、予算関係5件、その他4件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

また、先日の台風18号により多くの道水路や総合運動場が被災しております。この災害につきましては、できるだけ早急に復旧してまいりたいと考えております。

さて、町の当面する行事といたしましては、21日に東吾妻ふるさとまつりが駅前を中心に

実施されます。また、27日に戦没者追悼式をコンベンションホールで挙げるの予定でありますので、ご参列を賜りたいと思います。

なお、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第3回定例会は9月5日から本日まで15日間にわたり開催され、平成24年度各会計決算9件、25年度補正予算5件、条例関係8件及びその他の執行部提案に加え、委員会提出議案2件、議員提案1件、請願書・陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

15日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位に、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

定例会会期中の8日には、2020年オリンピック・パラリンピックの開催が東京に決定するという明るいニュースも聞かれました。迎える秋はスポーツ行事や秋祭り、取り入れにと多忙な時期となります。9月29日には、郡民体育祭も中之条町を会場に予定されております。健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） これをもって平成25年第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時56分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 樹 下 啓 示

署 名 議 員 山 田 信 行

署 名 議 員 水 出 英 治